

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

八三六

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。
日程第一 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長長平井卓志君。

審査報告書

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月二十日

外務委員長 平井 卓志

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条約として、国際連合において作成されたものであつて、男女平等の実現を目指してあらゆる分野における女子に対する差別を撤廃することを主な内容とするものである。我が国がこの条約を締結することは、男女平等の実現に關する我が国の姿勢を内外に示すこととなるのみならず、男女平等の実現のための国際協力に貢献するとの見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年六月四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるとを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根絶となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、
女子に対する差別の撤廃に關する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしていないかいないかを問わない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の觀念又は男女の定型化された役割に基づく偏見

及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとる。

第七部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することとを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしていないかにかかわらず差別的解雇を制約を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入する

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

八三八

こと。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の

信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしていないか否かを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会

は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち

ち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従ひ、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができ。

度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができ。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後は、その批准書又は加入書が寄託された日の後

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めめるの件 日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

八四〇

三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 ただいま議題となりました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条約として国連において作成されたものでありまして、国連憲章、世界人権宣言等に示されている男女平等の原則を敷衍しつつ、政治的、経済的、社会的、文化的その他あらゆる分野における女子に対する差別を撤廃することについて定めております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席をもつて慎重審議を行い、条約批准の意義と実効性の確保、婦人の政治的、公的分野への参加の促進、家庭科教育等教育の分野における男女同一の取り扱い、男女雇用機会均等法と条約との整合性、賃金等雇用の分野における女子差別の撤廃、女子の待婚期間等民法の規定と条約との関係、未批准の婦人関係ILO条約の批准の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

去る二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、政策決定の場合の婦人の参加の促進、教育、雇用その他あらゆる分野における男女平等の確保等につき政府の努力

を要請する決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の各会派の共同提案として提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。逓信委員長松前達郎君。

審査報告書

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月二十日

逓信委員長 松前 達郎
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和五十七年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和五十七年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。(昭和五十七年度末における資産及び負債の状況)

資産総額 二千五百二十四億千五百万円
負債総額 千四百八十八億千六百万円
資本総額 千四百七十五億九千九百万円
(昭和五十七年度中の損益の状況)
経常事業収入 二千八百七十七億四千六百万円

経常事業支出 二千八百六億二千八百万円
経常事業収支差金 七十一億千八百万円
特別収入 五億二千二百万円
特別支出 五億二千二百万円
当期事業収支差金 七十一億千六百万円

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを承認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右国会に提出する。

昭和五十九年二月十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和58年3月31日現在

出資	出資	通信・放送衛星 機構に対する出 資		円
特定資産	11,074,000,000			
放送債券償還積立資産	11,074,000,000			
繰延勘定	393,241,200			
長期前払費用	35,031,749			
放送債券発行費	186,503,353			
放送債券発行差金	171,706,098			
資産合計	252,415,361,283			
(負債の部)				
流動負債	41,063,658,241			
未払金	5,630,156,172			
受信料前受金	34,277,296,129			
その他の流動負債	1,156,205,940			
固定負債				
放送債券	63,753,000,000			
長期借入金	40,990,000,000			
退職手当引当金	8,413,000,000			
負債合計	14,350,000,000			
	104,816,558,241			

2 昭和57年度貸借対照表

貸借対照表

昭和58年3月31日現在

(科目)	(金)	(額)
(資産の部)		
流動資産		
現金預金	10,226,331,097	13,502,037,483
受信料未収金	△ 8,385,000,000	1,841,331,097
未収受信料欠損引当金		42,811,735,350
有価証券		149,279,361
貯蔵品		4,171,890,141
前払費用		2,323,169,086
未収金		5,433,862,609
その他の流動資産		70,233,305,127
流動資産合計		
固定資産		
有形固定資産		
建物	89,831,337,004	59,231,063,270
建物減価償却引当金	△ 30,550,263,724	
構築物	67,731,310,419	30,921,573,528
構築物減価償却引当金	△ 36,810,231,391	
機械	186,264,652,033	42,030,954,446
機械減価償却引当金	△ 143,533,697,537	
器具	1,194,263,771	405,496,742
器具減価償却引当金	△ 738,772,029	
土地		20,513,937,356
建設仮勘定		14,930,244,559
無形固定資産		
無形固定資産		1,011,316,060

出 資		資 産
出 資 資 産 合 計		910,869,000
特 定 資 産 合 計		170,710,814,961
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産		11,074,000,000
繰 延 勘 定 資 産		11,074,000,000
長 期 前 払 費 用		38,081,749
放 送 債 券 発 行 費		186,503,363
放 送 債 券 発 行 差 金		171,706,088
繰 延 勘 定 資 産 合 計		383,241,200
資 産 合 計		252,415,861,288
(負 債 の 部)		
流 動 負 債		6,630,156,172
未 受 信 料 前 受 金		34,277,286,129
そ の 他 の 流 動 負 債		1,156,205,940
流 動 負 債 合 計		41,063,658,241
固 定 負 債		
放 送 債 券 借 入 金		40,990,000,000
長 期 借 入 金		8,413,000,000
退 職 手 当 引 当 金		14,350,000,000
固 定 負 債 合 計		63,753,000,000
負 債 合 計		104,816,658,241
(資 本 の 部)		
資 本		75,000,000,000
積 立 金		65,483,425,544
当 期 事 業 収 入 支 差 金		7,115,777,503
資 本 合 計		147,599,203,047
負 債 資 本 合 計		252,415,861,288

3 昭和57年度損益計算書

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで

損 益 計 算 書		金 額
科 目	金 額	金 額
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	279,508,384,812
	受 信 金 収 入	1,013,297,000
	交 付 金 収 入	7,229,774,043
	雑 収 入	280,628,653,537
	経 常 事 業 支 出	97,895,425,195
	給 内 放 送 費	74,080,861,710
	国 際 放 送 費	1,832,185,275
	国 営 業 研 究 費	41,687,383,432
	調 査 理 却 費	3,081,802,117
	管 理 費	40,249,794,812
業 務 収 入	業 務 収 入	18,379,842,578
	減 価 償 却 費	3,421,358,418
	財 務 費	7,117,801,818
	経 常 事 業 収 入 差 金	
	当 期 利 余 金	7,117,801,818
特 別 収 入	特 別 収 入	519,633,107
	固 定 資 産 売 却 益	478,805,776
	固 定 資 産 受 贈 益	9,021,000
	過 年 度 損 益 修 正 益	31,806,331
	特 別 支 出 損 失	283,296,779
	固 定 資 産 売 却 損	165,686,654
	固 定 資 産 除 却 損	72,673,989
	過 年 度 損 益 修 正 損	
	特 別 収 入 差 金	521,657,422
	当 期 収 入 支 差 金	

当期事業収支差金	7,115,777,508
事業収支剰余金	7,115,777,508

4 昭和57年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和57年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和57年度の事業運営に当たり、昭和55年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度として、所期の目標を達成するため、収入の確保と業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を受けとめてこれを事業運営に積極的に反映し、放送の全国普及とすぐれた放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額は2,524億1,586万1千円に対し、負債総額は1,048億1,665万8千円であり、資本総額は1,475億9,920万3千円で、このうち当期事業収支差金は71億1,577万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入2,977億4,645万5千円に対し、経常事業支出は2,806億2,865万4千円であり、差し引き経常事業収支差金は71億1,780万1千円である。

これに特別収入5億1,968万8千円を加え、特別支出5億2,165万7千円を差し引いた当期事業収支差金は71億1,577万7千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和56年度末	昭和57年度末	増	減
現金預金	13,538,306	13,502,057	△	36,269
受払未収金	1,861,622	1,841,381	△	20,291
有価証券	44,150,369	42,811,736	△	1,338,633
貯蔵品	169,609	149,279	△	20,330
前払費用	3,833,670	4,171,890	△	338,220

未収金	2,390,525	2,328,169	△	62,356
その他の流動資産	992,862	5,433,863		4,441,001
流動資産合計	(28.6) 66,986,963	(27.8) 70,238,306		3,301,342
有形固定資産	157,732,230	168,788,330		11,056,100
建物	56,313,801	56,281,068		2,967,267
構築物	31,802,976	30,921,579	△	881,396
機械	41,830,568	42,680,954		850,386
器具	404,090	405,497		1,407
土地	20,327,903	20,518,987		191,084
建物敷地	7,052,893	14,980,245		7,927,352
無形固定資産	972,731	1,011,616		38,885
出資	573,500	910,369		336,869
固定資産合計	(68.0) 159,278,461	(67.6) 170,710,315		11,431,854
特定放債債券還立資産	(3.3) 7,745,000	(4.4) 11,074,000		3,329,000
長期前払費用	36,705	35,082	△	1,673
放債債券発行費用	150,058	186,503		36,445
放債債券発行差金	151,486	171,706		20,220
繰延勘定合計	(0.1) 888,249	(0.2) 388,241		54,992
資産合計	(100.0) 234,298,673	(100.0) 252,415,861		18,117,188
未払金	4,927,953	5,630,156		702,203
受払前受金	32,715,374	34,277,296		1,561,922
その他の流動負債	945,920	1,156,206		210,286
流動負債合計	(16.4) 38,589,247	(16.3) 41,063,658		2,474,411

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,342億9,867万8千円に比べ181億1,718万8千円増加し、2,524億1,586万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(7) 流動資産
 当年度末の流動資産は、前年度末の 669 億 3,696 万 3 千円に比べ 83 億 184 万 2 千円増加し、702 億 3,830 万 5 千円となり、その内容は次表のとおりである。

注1 現金預金

(単位 千円)

注2 受信料未収金

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

注3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金融債	17,610,000	17,566,827	17,566,827	長期信用債券ほか
国債	20,144,000	19,965,757	19,965,757	
政府証券	300,000	297,000	297,000	公営企業債券
電信電話債	428,840	420,027	420,027	
事業債	3,600,000	3,562,125	3,562,125	電力債券
貸付信託	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
合 計	43,080,840	42,811,736	42,811,736	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
インクルム	120,069	ニュース・番組制作用16ミリフィルム
放送記念品	23,210	放送出演記念用タオルほか
合 計	143,279	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	84,360	長期借入金の翌年度分利息
翌年度番組組費	2,474,673	テレビ番組「徳川家康」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費	1,162,812	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用	460,045	営業所等翌年度分賃借料ほか
合 計	4,171,890	

注6 未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
有価証券等利息	792,999	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	1,585,170	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計	2,328,169	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
差入保証金	924,874	建物賃借保証金ほか
反 払 金	4,508,989	ロサンゼルスオリソンビックジャパン グループ放送権利ほか立替払金
合 計	5,433,863	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末残額
有形固定資産	356,791,960	31,114,653	7,385,313	380,521,300	211,782,970	168,738,330
建物	85,520,481	4,760,240	449,384	89,831,337	30,550,269	59,281,068
構築物	65,167,507	3,396,690	832,387	67,731,810	36,810,231	30,921,579
機械	177,577,670	13,532,112	4,845,130	186,264,652	143,583,698	42,680,954
器具	1,145,506	56,860	8,097	1,194,269	788,772	405,497
土地	20,327,903	218,383	27,299	20,518,987	—	20,518,987
建設仮勘定	7,052,893	9,150,368	1,223,016	14,980,245	—	14,980,245
無形固定資産	2,014,506	160,443	61,751	2,113,198	1,101,582	1,011,616
(有形・無形固定資産) 合計	358,806,466	31,275,096	7,447,064	382,634,498	212,834,552	169,799,946

出 資	578,500	388,869	0	910,369	—	910,369
合 計	359,379,966	31,611,965	7,447,064,383,544,867	212,834,552,170,710,315		

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、29,995,826千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン (総合放送90局、教育放送87局の開設、共同受信施設210施設の設置、放送衛星設備の整備等)

ラジオ (中波放送所5局の増力・整備、中波第1放送2局、FM放送5局の開設等)

放送会館の整備 (新潟放送会館の移転整備)

放送設備の整備 (ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)

研究設備等の整備 (研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事、放送衛星設備の整備等未完成のものである。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,011,616千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権981,497千円、地上権30,119千円である。

注4 出資は、通信・放送衛星機構に対するものである。

特 定 資 産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積立たされた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和56年度末	昭和 57 年 度	
		増	減
放送債券償還積立資産	7,745,000	4,089,000	770,000
			11,074,000

繰 延 勘 定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億3,824万9千円に比べ5,499万2千円増加し、3億9,324万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 56 年度 末	昭和 57 年度 末	増	減
長期前払費用	36,705	35,082	△	1,673
放送債券発行費	150,058	186,508		36,445

放送債券発行差金	151,486	171,706	20,220
合 計	388,249	388,241	54,982

負 債 の 部

当年度末の負債総額は、前年度末の888億1,524万7千円に比べ110億141万1千円増加し、1,048億1,665万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 56 年度 末		昭和 57 年度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動負債	38,589,247	41.1	41,063,658	39.2	2,474,411
固定負債	55,226,000	58.9	63,753,000	60.8	8,527,000
合 計	93,815,247	100.0	104,816,658	100.0	11,001,411

流 動 負 債

当年度末の流動負債は、前年度末の356億8,924万7千円に比べ24億7,441万1千円増加し、410億6,365万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 56 年度 末	昭和 57 年度 末	増 減
未払金	4,927,958	5,630,156	702,203
受信料前受金	32,715,374	34,277,296	1,561,922
その他の流動負債	945,920	1,156,206	210,286
合 計	38,589,247	41,063,658	2,474,411

注1 未 払 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放送債券利息	408,546	放送債券の当年度分利息

契約収納事務費ほか諸経費	4,003,558	3月分受信契約取次・受信料収納事務費、電力料ほか
その他の未払金	1,218,052	大道具製作代金ほか
合 計	5,680,156	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	84,277,286	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 取 益 金	131,770	放送番組二次使用料、技術協力料
預 金	50,483	集金委託保証金ほか
仮 受 金	973,958	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,156,206	

(イ) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の552億2,600万円に比べ85億2,700万円増加し、637億5,300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和56年度末	昭和57年度末	増 減
放 送 債 券	32,760,000	40,990,000	8,230,000
長 期 借 入 金	9,366,000	8,413,000	△ 953,000
退職手当引当金	13,100,000	14,350,000	1,250,000
合 計	55,226,000	63,753,000	8,527,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和56年度末	昭和57年度	
		増	減
放 送 債 券	32,760,000	9,000,000	770,000
長 期 借 入 金	9,366,000	2,566,000	3,519,000
合 計	42,126,000	11,566,000	4,289,000

上記長期借入金の昭和57年度末残高8,413,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行4,880,000千円、富士銀行926,000千円、住友銀行926,000千円、三菱銀行589,000千円、三井銀行589,000千円、三和銀行336,000千円、日本長期信用銀行167,000千円である。

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,404億8,342万6千円に比べ71億1,577万7千円増加し、1,475億9,920万3千円となり、その内容は次のとおりである。

(ロ) 資 本	750億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産	1億6,337万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額	30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額	717億4,804万8千円
(イ) 積 立 金	654億8,342万6千円

過年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の654億8,342万6千円は、前年度末の502億7,589万6千円に前年度の当期事業収支差金152億743万円を加えた結果である。

なお、これには資本支出充当として固定資産化されたもの及び財政安定のための財源として繰り越したものが含まれている。

(ク) 当期事業収支差金

71億1,577万7千円

なお、財政安定のための財源として昭和58年度へ繰り越した額は、積立金において74億1,079万2千円、当期事業収支差金において71億1,577万7千円、合計145億2,656万9千円である。

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
経 常 事 業 収 入	281,576,085 (100.0)	287,746,455 (100.0)	6,170,360
受 信 料 入	273,016,020	279,503,384	6,487,364
交 付 金 収 入	1,004,489	1,013,297	8,808
雑 収 入	7,555,586	7,229,774	325,812
経 常 事 業 支 出	266,799,643 (94.8)	280,623,654 (97.5)	13,823,011
給 内 放 送 与	92,580,866	97,895,425	5,314,559
国 際 送 送 費	71,308,728	74,080,862	2,771,134
国 際 放 送 費	1,721,482	1,832,185	110,703
営 業 研 究 費	39,324,578	41,687,384	2,362,806
調 査 費	2,970,666	3,081,802	111,136
管 理 費	38,121,561	40,249,795	2,128,234
減 価 償 却 費	17,686,715	18,379,343	693,128
財 務 費	3,084,047	3,421,358	337,311
経 常 事 業 収 支 差 金	14,776,452 (5.2)	7,117,801 (2.5)	7,658,651
資 本 支 出 充 当	7,677,000	0	7,677,000
当 期 剰 余 金	7,099,452	7,117,801	18,349
特 別 収 入	803,463 (0.3)	519,633 (0.2)	283,830
固 定 資 産 売 却 益	518,739	478,806	39,933
固 定 資 産 受 贈 益	49,828	9,021	34,807
過 去 損 益 修 正 益	241,351	31,806	209,545

特 別 支 出	(0.1) 372,485	(0.2) 521,657	149,172
固 定 資 産 売 却 損	228,736	283,297	54,561
固 定 資 産 除 却 損	143,749	165,686	21,937
過 去 損 益 修 正 損	0	72,674	72,674
当 期 事 業 収 支 差 金	15,207,430 (5.4)	7,115,777 (2.5)	8,091,653
資 本 支 出 充 当	7,677,000	0	7,677,000
事 業 収 支 剰 余 金	7,530,430	7,115,777	414,653

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入2,877億4,645万5千円に対し、経常事業支出は2,806億2,865万4千円であり、差し引き経常事業収支差金は71億1,780万1千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入は2,815億7,609万5千円、経常事業支出2,667億9,964万3千円に比較すれば、経常事業収入は61億7,036万円、経常事業支出は138億2,901万1千円の増加である。

イ 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
受 信 料 入	273,016,020	279,503,384	6,487,364
交 付 金 収 入	1,004,489	1,013,297	8,808
雑 収 入	7,555,586	7,229,774	325,812
合 計	281,576,085	287,746,455	6,170,360

注1 受信料

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
普 通 受 信 料	18,130,246	12,683,393	496,853

カラ - 受信料	259,835,774	266,819,991	6,984,217
合 計	273,016,020	279,503,384	6,487,364

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
普通契約	年 度 初 頭 加 未 2,375 94	2,281 92	△
カラ - 契約	年 度 初 頭 加 未 26,178 609	26,787 575	26,787 575
契約総数	年 度 初 頭 加 未 28,553 515	29,068 483	29,068 483

注2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
国際放送関係交付金	997,609	1,003,837	6,228
選挙放送関係交付金	6,880	9,460	2,580
合 計	1,004,489	1,013,297	8,808

注3 雑収入

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
受 入 利 息	4,290,712	4,976,972	686,260

雑 入 金	3,264,874	2,252,802	△	1,012,072
合 計	7,555,586	7,229,774	△	325,812

上記雑入金の昭和57年度2,252,802千円の内訳は、放送番組の二次使用・放送テキストの編集・技術協力等による副次収入1,767,891千円、その他の雑入金484,911千円である。

(4) 経常事業支出

昭和57年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
給 与	92,580,866	97,895,425	5,314,559
国内放送	71,308,728	74,080,862	2,771,134
国際放送	1,721,482	1,832,185	110,703
営業	39,324,578	41,687,384	2,362,806
調査	2,970,666	3,081,802	111,136
管理	38,121,561	40,249,795	2,128,234
減価償却	17,686,715	18,379,848	693,128
財務	3,084,047	3,421,358	337,311
合 計	266,789,643	280,628,654	13,839,011

注1 給 与

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
給料手当	92,205,877	97,468,521	5,262,644
労 務	374,989	426,904	51,915
合 計	92,580,866	97,895,425	5,314,559

注2 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
番組運用施設費	47,259,952	49,867,290	2,607,338
技術通信施設費	17,232,659	17,250,668	18,009
	6,817,117	6,962,904	145,787
合 計	71,309,728	74,080,862	2,771,134

注3 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
番組運用施設費	926,066	1,023,666	97,600
技術通信施設費	16,254	12,099	4,155
	779,162	796,420	17,258
合 計	1,721,482	1,832,185	110,703

注4 営業費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
広報・受信改善費	2,321,082	2,384,320	13,228
契約収収納費	28,813,486	30,968,064	2,154,578
未収受信料欠損償却費	8,190,000	8,385,000	195,000
合 計	39,324,578	41,687,384	2,362,806

注5 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
番組調査研究費	784,943	775,136	40,198
技術研究費	2,235,723	2,306,666	70,943
合 計	2,970,666	3,081,802	111,136

注6 管理費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
一般管理費	2,283,142	2,468,145	185,003
施設管理費	3,566,754	3,500,797	65,957
厚生保健費	16,164,308	17,067,980	903,672
退職手当その他	16,107,357	17,212,873	1,105,516
合 計	38,121,561	40,249,795	2,128,234

注7 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	380,521,300	18,263,891	211,732,970	168,788,330
建物	89,831,337	1,696,509	30,550,239	59,281,098
構築物	67,731,310	4,105,541	36,810,231	30,921,579
機械器具	186,264,652	12,406,796	143,563,696	42,680,954
土地	1,194,269	55,045	788,772	405,497
土建設仮勘定	20,513,387	—	—	20,513,387
建物固定資産	14,980,245	—	—	14,980,245
無形固定資産	2,113,198	115,952	1,101,582	1,011,616
合 計	382,634,498	18,379,843	212,384,552	169,799,946

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

注8 財務費

(単位 千円)

区 分	昭和56年度	昭和57年度	増 減
支払利息	2,897,197	3,181,216	284,019
放送債券発行差金償却等	186,850	240,142	53,292
合 計	3,084,047	3,421,358	337,311

イ 特別収支
固定資産売却益等の特別収入は5億1,963万8千円であり、固定資産売却損等の特別支出は5億2,165万7千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ウ) 特別収入

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
固定資産売却益	益	478,806	
固定資産受贈益	益	9,021	
過年度損益修正益		31,806	固定資産の造成による評価益
合 計		518,633	

(ロ) 特別支出

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
固定資産売却損	損	288,297	
固定資産除却損	損	165,686	
過年度損益修正損		72,674	昭和56年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計		521,657	

カ 当期事業収支差金

經常事業収支差金71億1,780万1千円に特別収入5億1,963万8千円を加え、特別支出5億2,165万7千円を差し引いた当期事業収支差金は71億1,577万7千円である。

3 収入支出の決算状況

当年度における収入支出の決算状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

収入支出決算表

(事業収支)

昭和57年度

事業収入	項目	予算		決算		予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2)	決算額 (4)	
事業収入	受交金収入	287,233,976,000	0	287,233,976,000	288,266,088,462	△ 1,032,112,462
	雑収入	281,190,149,000	0	281,190,149,000	279,508,384,312	1,686,764,688
	特別収入	1,015,447,000	0	1,015,447,000	1,013,297,000	2,150,000
		4,774,380,000	0	4,774,380,000	7,229,774,043	2,455,394,043
		254,000,000	0	254,000,000	519,633,107	265,633,107
		287,233,976,000	0	287,233,976,000	281,150,310,959	6,083,665,041
	給内放送料	97,940,228,000	0	97,940,228,000	97,885,425,195	44,802,805
	国際放送料	75,748,065,000	492,000,000	76,240,065,000	74,080,861,710	2,159,203,290
	与費	1,887,475,000	0	1,887,475,000	1,832,185,275	5,289,725
	査研究費	42,217,291,000	14,400,000	42,231,691,000	41,687,883,432	544,307,568
		3,403,553,000	0	3,403,553,000	3,081,802,117	321,750,883

事業収支差金	管 理 費	減 価 償 却 費	特 別 支 出 費	予 備 費
	41,037,904,000	10,800,000	41,048,504,000	40,249,794,812
	18,400,000,000	0	18,400,000,000	18,379,842,578
	3,692,460,000	0	3,692,460,000	3,421,358,418
	457,000,000	64,658,000	521,658,000	521,657,422
	2,500,000,000	581,658,000	1,918,342,000	0
	0	0	0	7,115,777,503
				△
				7,115,777,503
				798,709,188
				20,157,422
				271,101,582
				578
				1,918,342,000
				△
				7,115,777,503

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
		当 初 額 (1)	予算総則に基づき増減額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)			(3)-(4)-(5) (6)
資 本 収 入	減 価 償 却 引 当 金	38,724,869,000	0	38,724,869,000	38,729,981,086	0	△
	前 期 繰 越 金 受 入 金	18,400,000,000	0	18,400,000,000	18,379,842,578	0	5,112,086
	資 産 受 入 れ	7,618,000,000	0	7,618,000,000	7,618,000,000	0	20,157,422
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	250,869,000	0	250,869,000	396,138,508	0	△
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	145,269,508
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	9,000,000,000	0	9,000,000,000	9,000,000,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	2,886,000,000	0	2,886,000,000	2,566,000,000	0	120,000,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	38,724,869,000	0	38,724,869,000	38,720,694,793	0	4,174,207
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	30,000,000,000	0	30,000,000,000	29,985,825,793	0	4,174,207
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	336,869,000	0	336,869,000	336,869,000	0	0
資 本 支 出	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	4,099,000,000	0	4,099,000,000	4,099,000,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	3,519,000,000	0	3,519,000,000	3,519,000,000	0	0
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 受 入 れ	0	0	0	9,286,293	0	△
資 本 収 支 差 金							

前期繰越金額 15,076,403,783円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は15,028,791,449円である。)

当年度繰越金額 7,618,000,000円(債務償還充当額7,618,000,000円)

当年度繰越金額 7,125,063,796円(事業収支差金7,115,777,503円と資本収支差金9,286,293円との合計額)

後期繰越金額 14,588,467,579円(このうち、翌年度の財政安定のための繰越金は14,526,568,952円である。)

八五四

とができる。

前項の規定による公債の発行は、昭和六十

の場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和六十年年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和六十年年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第四条 政府は、昭和六十年年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十号ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から九百三十九億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に九百三十九億円に達する

までの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附 則

公布の日
昭和六十年四月一日から施行する。

審査報告書

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月二十日

大蔵委員長 藤井 裕久
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の歳入歳出外としての発行及び償還並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができるようにするとともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの会計に所屬させようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行に伴い、昭和六十年年度特別会計予算総則において、翌年度(昭和六十一年度)における国債の整理又は償還のための借換国債の起債限度額として一兆円が計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、昭和六十五年年度を目標とする特別公債依存体質からの脱却は、現下の財政における最優先課題であることにかんがみ、その具体的方策に関する基本的考え方を明らかにし、もつて国民の理解と協力を確保できるよう努めること。

二、借換のための短期国債を含め、国債の発行に当たっては、財政インフレを引き起こすことのないよう、財政法第五条本文の精神を遵守すること。

三、国債整理基金特別会計において、同特別会計所屬の日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の株式の処分による収入金又は株式の配当金が編入されたときは、特別公債残高の減少に充てるよう努めること。

四、国債整理基金特別会計所屬の日本電信電話株式会社の株式の処分については、その株式が国民共有の財産であり、かつ、市場価格が形成されていない状況の下における売却であることにかんがみ、株式売却の時期、方法、数量等について適正な決定が行われるよう努めること。

五、産業投資特別会計に株式を帰属させる趣旨を尊重し、株式の配当金収入については、各分野の技術開発等に有効に活用するとともに、安易に一般会計の財源補填等に充てることがないよう努めること。

右決議する。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十年六月六日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

法律
国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律
国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

第五条 政府は各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債(当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム)ヲ起スコトヲ得前項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ募集金ハ国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ之ヲ国債整理基金ニ編入スベシ

国債整理基金ハ第一項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ償還ノ為国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ使用スルコトヲ得

第五号ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ經タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十條ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本たばこ産業株式会社ノ株式ノ総数ノ二分ノ一ニ当タル株式及日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第三條第十二項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本電信電話株式会社ノ株式ノ総数ノ三分ノ二ニ当タル株式ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実に資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所屬替ヲ為スモノトス

第十七条 国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ノ処分(当該株式ニ係ル新株ノ引受権ノ譲渡ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)ニ因ル収入金及国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ニ係ル配当金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スベシ

国債整理基金ハ第一條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ノ管

八五五

確保を図るための特別措置に関する法律案は、国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、昭和六十年年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特別公債の発行、国債償還率繰り入れの停止及び政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特別措置を定めようとするものであります。

次に、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の発行及び償還を国債整理基金特別会計の歳入歳出外として行うこと並びに翌年度における国債の整理または償還のための借換国債の発行を行うことができることとする。また、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させようとするものであります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案は、産業投資特別会計の資本を充実するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させるとともに、一般会計への繰り入れ規定その他所要の規定の整備を行うものとしてあります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、公債残高削減の方策と財政再建の具体的な方途のあり方、減債基金制度における定率繰り入れの位置づけとその重要性、短期国債を含む公債の日銀引き受け禁止の確保、大量の借換国債発行下における国債管理政策のあり方と短期国債発行の金融・証券市場に及ぼす影響、会社の株式売却収入を国債償還費に充当することについての確認、株式売却のあり方と証券市場における対応策、産業投資特別会計編入の株式にかかる配当金の使途のある方等について、総理、大蔵大臣並びに財政当局等に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

昭和六十年六月二十四日 参議院会議録第二十二号

昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件

質疑を終わる、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木正吾委員より三法律案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男理事より三法律案に賛成、公明党・国民会議を代表して桑名義治理事より財源確保法案及び国債整理基金特別会計法改正案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より財源確保法案及び国債整理基金特別会計法改正案に反対、産業投資特別会計法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、三法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、昭和六十五年年度を目標とする特別公債依存体質脱却の具体策の基本的考案方を明らかにすること等の五項目にわたる附帯決議が附されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 三案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。大木正吾君。

〔大木正吾君登壇、拍手〕

○大木正吾君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する三法律案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

冒頭に、私は、中曽根内閣が現下の我が国経済を取り巻く内外の厳しい諸情勢を的確に受けとめようとして、依然として当面の糊塗策に固執し、その場しのぎの経済運営の基本姿勢を改めようとしていないことを指摘しないわけにまいりません。

政府の経済見通しや経済運営の基本方針は、口先だけでは内需拡大を唱えながら、これを現実化に結びつける有効な具体策は何一つ実行することなく今日に至っています。その結果、海外から貿易や金融等の国際取引に係る市場開放要求だけではな

く、純然たる国内政策である租税政策を含めた内需拡大策の実行を迫られる事態に立ち至ったのであります。我が国の世界経済に占める地位や立場、そしてその果たすべき役割からして、国内政策についての無策ぶりを海外から指摘を受けるがごときは、まさしく国辱の現象であるにもかかわらず、なお今日に至るまで内需拡大についての具体策を示そうとしないのであります。このままでは経済の活性化の道が開けるはずはありません。我々が主張してきた自律型成長に基づく経済運営を土台にした財政再建も目の見ることはできず、財政の対応力回復の実現は空論に終わることが必至であります。

赤字財政を理由に社会保障費など国民生活諸費を圧迫し、その反面では防衛費のみを突出させていることを許すことはできません。しかも、後の世代や地方公共団体に負担のツケを回している、一般会計の数字合わせにきゅうくつとしていて、一般にある政府の財政再建計画を経済の実態に適合した実効の上がるものに組みかえ、その実現を着実に推進することであることをここに改めて強調するものであります。

以下、順次反対の理由を申し述べます。

第一は、特別公債の残高の残存期間に係る問題であります。

昨年度の財源確保法において、政府は「政策転換」の一言をもって何らの見合い資産の存在しない特別公債について借換禁止規定を一挙に削除したことに、本年度よりその借りがかえが開始したのであります。しかし、法律上、特別公債の借りがかえが認められたとはいえず、特別公債を建設公債と同様に六十年にわたって借りがかえを繰り返すことについて、国会がこれを認めたわけではありません。

しかるに、政府は、他に借りがかえのルールがないとして六十年償還に固執し、本年度第一回の特別公債の借りがかえにおいて既に六十年償還ルールを適用しているものであります。前回の財確法、そして今回の法案において規定されている特別公債についての借りがかえに当たっての努力規定、すなわち、できるだけ借りがかえないようにする、そして借りがかえ後においては残高の減少に努めるとの条項があるにもかかわらず、審議の過程においては、その努力の具体的方策は全く明確にされませんでした。

反対理由の第二は、公債発行の歯どめについての政府の認識が根本的に欠落していることとあります。

昭和四十年年度において我が国財政に公債政策を導入してから、国民の合意のもとで設けられてきた公債発行についての数々の歯どめは、これまでの政府のたび重なる財政運営の失敗により次々に打ち破られ、現在残っているのは市中消化の原則のみであります。我が党は、今後累積し続ける借換債を含めた公債の発行について、この市中消化の原則が守るべき歯どめとなるような法的措置をとることを政府に強く要求してまいりました。しかし政府は、言を左右にして我々の声に耳をかそうとはしなかったものであります。

国債の借りがかえは、今後、年を経過することになります。巨額に上り、しかも特定の月の特定の日に集中することになります。政府は、そのために短期国債を発行しこれを切り抜けるのだとしておりますが、市中消化ができないう理由をもつて、財政法第五条ただし書きによる「特別の事由」にこれを該当させることはしないとの答弁を繰り返して続けたのであります。しかし、日銀引き受けを行わないという法的、行政的保証は全くありません。このような事態の中で、短期国債の日銀引き受けが中長期国債へと波及し、財政インフレをもたらす禍根となることを憂慮せざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、五十七年度以来、四年連続いたしまして国債償還の定率繰り入れが停止をされ、それによって減債基金制度が事実上崩壊の危

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号

昭和六十年年度の財政運営に必要な財産の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件 議事日程追加の件 国会
法の一部を改正する法律案 八五八

機に頼っている問題であります。

減債基金制度存立の根幹は、定率繰り入れによつて維持されるものであります。本年度まで四年続いた定率繰り入れの停止により、国債整理基金の残高は枯渇寸前の状態にあり、もし六十一年度において財源難を理由に引き続いて繰り入れを停止するようになれば、国債の償還に六千億円の不足を生ずることになるものであります。ところが政府は、この危機的状況を無視して、六十一年度においても定率繰り入れの停止を予定していることをほめかし、不足分を予算繰り入れで逃げ切ろうとしています。これでは国債整理基金は単なる一般会計からのトンネルとしての機能しか果たせないこととなり、減債基金制度は名実ともに崩壊することになると言わざるを得ません。

また、国債整理基金特別会計所屬となる電電株式の売却収入を国債償還の財源に充てるとする内容の法案を審議している場において、六十一年度以降の定率繰り入れ停止の可能性を示唆しているのではありませんが、電電株式の売却収入により基金に余裕が生じたことを奇貨として一般会計からの定率繰り入れを停止することになれば、結果的には株式の売却収入を一般会計の財源に充てると同じ結果となるのであります。このような財政制度無視の法案には私たちは絶対に賛成できません。

以上のほか、巨額の短期国債発行による金融秩序への影響については、その説明は極めて不十分であり、今後、財政金融の混乱が深まることを憂へざるを得ません。さらに、政管健保に係る厚生保険特別会計への繰入額の削減措置並びに産業投資特別会計から一般会計への繰り入れの道を開いたことは、これまた一般会計の収支じりのつじつま合わせを行うための手段を講じたものであり、これらの措置がもたらす弊害の重大性にかんがみ、断じて容認することはできないのであります。

最後に、日本電信電話株式会社の株式の売却方法と使途についてであります。

株式の売却と売却益の使途が今回の法案で決定されることとなるのでありますが、これまでの会社法案についての衆参両院通信委員会の審議経過や附帯決議を無視しています。また、株式の売却の手段、方法は、これから検討されるという段階であります。しかも六十年年度予算には売却収入が計上されておりません。にもかかわらず、売却収入の使途を不十分な論議の中で押し切ったことは許すわけにはまいりません。

私は、本会議の質疑に際しまして、株式の売却に当たっては、これが国民共有の資産であることにかんがみ、いささかも国民の疑惑を招くことがあってはならない、また利権を生じさせてはならない。広く国民一般が安定的に株式を保有し、真に国民共有の財産として信頼を保持しなければならぬ。しかも今回の電電株式の売却には、一般の会社のごとく、財務諸表や決算の状況等株式売却に要する要件が満たされておりません。私は改めて、売却を二年凍結するか、具体的基準を国民に公開することを求めるものであります。そして、五兆一千億円に及ぶ会社の負債総額への対応策として、利子、償却等の経営上の負担軽減の必要性をここに強く要請するものであります。

以上で私の財確等三法案に対する反対討論を終わるものであります。本年度末には百三十三兆になんなんとする国債残高、年間予算の二割を超える国債費は、まさしく異常という以外にありません。財政インフレを引き起こすことは必至であります。中曽根内閣に対し、抜本的な財政経済運営の改革を要求して、私の討論を終わります。

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、昭和六十年年度の財政運営に必要な財産の確保を図るための特別措置に関する法律案及び国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。次、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長遠藤要君。

審査報告書

国会法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月二十四日

議院運営委員長 遠藤 要
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、政治倫理の確立のため、政治倫理綱領及び行為規範の遵守について定めるとともに、各議院に政治倫理審査会を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

国会法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和六十年六月十四日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

国会法の一部を改正する法律案
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十五章の次に次の一章を加える。
第十五章の二 政治倫理

第二百二十四条の二 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのっとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならない。

第二百二十四条の三 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設ける。

第二百二十四条の四 前条に定めるもののほか、政治倫理審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

附則

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、議員の政治倫理確立のための措置について定めようとするものでありまして、衆参両議院の政治倫理協議会の答申に基づくものであります。

その内容は、国会法に新たに政治倫理の章を設け、議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならないこと、各議院に政治倫理審査会を設けること、並びに審査会に関する事項は各議院の議決により定めることとしようとするものであります。

なお、本法律案は、次の常会の召集日から施行することとしております。

委員会におきましては、提出者の小沢衆議院議員運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定した次第でございます。

なお、本法律案に関連する政治倫理綱領、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程につきましては、議院運営委員会において、今国会開会中にその案を取りまとめ、次の国会の冒頭に提出することといたしております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、国民生活・経済に関する調査特別委員長から国民生活・経済に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

国民生活・経済に関する調査特別委員長村馬孝君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔村馬孝君登壇 拍手〕

○村馬孝君 本調査特別委員会の中間報告の概要を御説明申し上げます。

本委員会においては、さきの第百一回国会の調査報告書(中間報告)の提出以後、同報告書に記載された今後の検討課題等を中心に熱心な審議が行われました。

すなわち、国民生活・経済の長期的課題に関連して、我が国と先進諸国等をめぐる経済摩擦及び内需拡大による諸問題を当面の緊急課題として取り扱うことといたしました。このため、経済摩擦と内需拡大に関し、安倍外務大臣、村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官及び河本国務大臣の四閣僚と池田日本銀行総裁等に対する質疑、学識経験者のほか、経済団体、農業団体及び労働団体の各代表者からそれぞれ意見を聴取する等の集中審議を行いました。

この集中審議の主な論議について申し上げます。

第一は、我が国の対米貿易収支不均衡は、本来、為替レートの変動を通じて調整されることが期待されるにもかかわらず、通貨の関係はむしろドル高現象を生じており、期待される米国の財政赤字は正による金利低下、ドル高修正の見通しは不透明であります。

第二は、対米貿易収支赤字に対する米国の対日批判は、我が国の対外経済政策の効果及び実績いかににより再燃のおそれがあることであります。

第三は、具体的な不均衡は正の方向として、まず、ドル高・通貨問題に関しては、米国防政の赤字は正についての毅然とした米国の申し入れが必要であること等が指摘され、市場開放・輸入拡大等に係る諸問題のうち、農林産品については、農業が食糧生産等に重要な役割を果たしていることも配慮してなだらかに慎重な対応をしていくこと、直接的な外国製品購入の奨励策については、実際上の効果としては否定的な見方があることなどが論ぜられました。

次に、内需拡大に係る方策のうち、減税については、約三百兆円のGDPを動かすにふさわしい所得税等の大幅減税の合意がありました。ただし、その財源については財政再建との関連もあり、必ずしも合意に達しておりません。

さらに、社会資本の整備、労働時間の短縮、住宅ローンの利子負担の所得控除及び我が国の海外協力力の拡充の必要性等についてそれぞれ指摘されたところであります。しかし、本問題は、国際経済全般の動向とも関連するため、今後とも内容充実に重点を置いて総合的に検討を進めたいと考えております。

なお、前国会に引き続き設置されました技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会、高齢化社会検討小委員会及び生活条件整備検討小委員会においては、それぞれ学識経験者等からの意見の聴取、各小委員間の活発な意見の交換が行われたほか、委員派遣に際し、関連施設等の視察を行いました。

これらの内容につきましては、堀本又三君、糸久八重子君及び亀長友義君の各小委員長より本委員長あてに第二次中間報告書が提出されておりますので、本委員会の報告書に付することといたしました。

最後に、本委員会の調査報告は、参議院改革の一環として設置された経緯等にかんがみ、最終的には国の施策に適切に反映されることを目的とするものであります。したがって、本委員会の調査の過程においては政府の施策の運営に対し国民生活・経済の課題についての問題提起も想定されるのであります。このためには各会派の寛容さと、委員相互間の積極的な意見の交換が望まれるところであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) この際、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長から外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

陣に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君。

〔植木光教君登壇 拍手〕

○植木光教君 外交・総合安全保障に関する調査特別委員会における調査の概要を御報告いたします。

本調査特別委員会が設置されて以来、二年が経過いたしました。第一年度の調査の概要につきましては、昨年八月本議場において御報告申し上げたところであります。第二年度は、その成果を踏まえ、さらに詳細な討議を行うため、委員会に「安全保障問題」、「外交問題」及び「国際経済問題」の三つの小委員会を設置いたしました。これらの小委員会は、いずれも極めて精力的に、かつ充実した審議を行ってまいりましたが、その概要は次のとおりであります。

まず、安全保障問題小委員会は、調査項目として「自衛隊の現状と問題点」、「日米安全保障体制の現状と問題点」及び「軍縮問題とわが国の対応」の三つを選定し、これらについて、各会派推薦により、統合幕僚会議議長及び陸・海・空幕僚長の各経験者五名を含む十六名の参考人から意見を聴取した後、小委員がそれぞれ意見を表明いたしました。これらの審議の内容は、防衛計画の大綱、シベリアンコントロール、自衛隊の災害派遣、日米防衛協力のためのガイドライン、非核三原則、軍縮における検証問題、SDI等の具体的な問題に及び、これらは今後掘り下げた議論を行うための基礎となるものと考えます。

次に、外交問題小委員会は、我が国外交の現状と課題等について外務省当局から説明を聴取した

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告
での請願

エネルギー対策樹立に関する調査の中間報告 日程第六より第六〇まで

八六〇

後、調査の主要項目として、「実効ある平和外交の展開」、「経済大日本外交戦略」、「国連外交その他国際機関を通ずる外交の活性化」及び「日本外交の基盤整備」の四つを掲げ、これらを中心に小委員がそれぞれ意見を開陳いたしました。次いで三名の参考人から意見を聴取し、最後に小委員間で自由討議を行いました。これらの審議において、我が国の安全保障のあり方、軍縮、経済協力、国連の平和維持機能、外交実施体制、外交に關する政府と国会との關係等の諸問題が討議されました。

次に、国際経済問題小委員会は、現在我が国が厳しい対応を迫られております経済摩擦問題を調査項目とし、五名の参考人から意見を聴取し、また政府当局に対し質疑を行いました。特に、ハイドイ在日米商工會議所会頭を初め、米、国、アジア及びECを代表するものとして三人の外国人参考人から個別に意見を聴取し、我が国市場へのアクセス問題を中心に率直な意見を交換することができました。この問題への適切な対応を探る上で有益であったと考えます。

一方、委員会といたしまして、これらの小委員会が調査を続けております間、経済摩擦について、大來対外経済問題諮問委員会会長及び堤西武セゾングループ代表を参考人として招致し、また、今国会における調査の締めくくりとして、当面する国際経済、外交、安全保障等の問題について関係大臣に対し質疑を行いました。特に、マンスフィールド駐日アメリカ合衆国大使を賓客として委員会に招き、日米間の経済摩擦問題について腹藏ない意見の交換ができましたことは、意義深いことであります。

かくして、経済摩擦について、当面の課題は、本年四月政府が決定した「対外経済対策」に基づいて策定される行動計画の内容を実効あるものと、これを確実に実行していくことであるというものが大方の意見でありました。

以上が一年にわたる本委員会の調査の概要であります。

ります。いまだ各問題について最終意見を取りまとめるに至っておりませんが、今般、安全保障問題小委員長安孫子藤吉君、外交問題小委員長大木浩君及び国際経済問題小委員長大木正吾君よりそれぞれ小委員会における調査の中間報告が委員長に提出されましたので、これらの内容を中心に本委員会の報告書を作成し、中間報告として議長に提出した次第であります。

今日の激動する国際情勢下にあつて、我が国がその平和と繁栄を確保し、平和国家、また経済大國として国力にふさわしい国際的責任を果たすことができるよう、国会が外交・総合安全保障についてさらに討議を重ね、その成果を国の施策に反映させることは極めて重要であると考えます。本委員会はこのような目的を達成するため、一層充実した調査を進めたいと念願するものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) この際、エネルギー対策特別委員長からエネルギー対策樹立に関する調査の中間報告を聴取いたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。エネルギー対策特別委員長田代由紀男君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔田代由紀男君登壇、拍手〕

○田代由紀男君 エネルギー対策特別委員会における調査の概要を御報告いたします。

本委員会は、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため、昭和五十四年十二月、第九十一回国会において新設され、昭和五十七年五月、第九十六回国会において、この間の調査の概要を中間報告として提出

いたしました。

委員会は、引き続きエネルギー政策について政府から所信を聴取するとともに、当面するエネルギーの諸問題を初め、中長期的な施策の方向等について質疑を行い、また、広く識者の意見を聴取するなど、鋭意調査を進めてまいりました。

去る六月十九日、ほぼ三年にわたる調査の概要を取りまとめ、「中間報告」として議長に提出いたしました。以下、「中間報告」における主な論議を申し上げます。

第一に、「長期エネルギー需給見通し」については、これが長期エネルギー施策の根幹をなす重要なものであるため、実態に即した長期需給見通しの策定、石油依存体質からの脱却と石油代替エネルギーの導入促進、セキュリティとコストの調和及びエネルギー供給源の多様化等が論ぜられました。

第二に、「石油問題」については、長期安定供給の確保を図るため、中東依存度の低下等、供給先の分散化、五十八年三月、OPEC結成以来初めての原油価格の値下げと今後の見通し、石油製品の輸入政策のあり方、石油備蓄政策の進め方及び石油産業の構造改善対策と消費者保護等が論ぜられました。

第三に、「石炭問題」については、石炭産業の安定化対策、第八次石炭政策への取り組み方及び海外炭の輸入政策等が論ぜられました。

第四に、「原子力問題」については、原子力発電の安全性の確保と経済性、放射性廃棄物の処理、処分対策を含めた核燃料サイクル及び核融合の研究開発の現状等が論ぜられました。

第五に、「液化天然ガス」については、導入に当たって、石油等価となつてはいる価格決定方法の弾力化や硬直的な引き取り条件の改善等諸条件の整備の必要性が論ぜられました。

第六に、「新エネルギーの研究開発」については、国家プロジェクトとしての研究開発を民間の

協力を得つつ推進することの必要性及び地熱の開発利用の推進等が論ぜられました。

このほか、省エネルギー対策の推進の重要性、エネルギー対策の財源確保問題、国際協力力の推進のあり方等について論ぜられました。

また、北炭炭新炭鉱の閉山等石炭産業の現状を踏まえて、五十八年十月に「石炭政策の推進に關する決議」を行うとともに、三井三池炭鉱有明鉱、三菱高島炭鉱及び三菱南大夕張炭鉱の災害について現地調査を行いました。

以上が委員会の調査の概要であります。申すまでもなくエネルギー対策の確立は、経済の発展と国民生活の安定を図るために不可欠な国家的命題であります。

本委員会は、今後さらにエネルギーに関する諸問題の調査を深めることにより、これを国の施策に反映させ、長期的観点に立った総合的なエネルギー対策の樹立に資する所存であります。

以上で報告を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 通信委員長外九委員長から報告書が提出されました日程第六より第六〇までの請願を一括して議題といたします。

審査報告書(通信委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七二八号 有線音楽放送の正常化に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十日

参議院議長 木村 睦男殿

通信委員長 松前 達郎

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第六〇号、第六一号、第一四二二号、第一四三
号、第四九一号、第六六四号 元日赤救護看
護婦に対する慰勞給付金に関する請願
第五五三号、第五五四号、第五九八号、第六
一四号、第六二八号、第六四四号、第六八八
号、第七八〇号、第八四〇号、第九五四号、
第一一九二号、第二二九号 長野県の寒冷
地手当改善に関する請願
第五五五号 長野県下伊那郡の寒冷地手当改
善に関する請願
第五七四号、第五九九号、第六七一号、第六
七二号 新潟県朝日村の寒冷地手当改善に関
する請願
第五七五号、第六〇〇号、第六七三号、第六
七四号 新潟県下田村の寒冷地手当改善に関
する請願
第六二五号 兵庫県 of 寒冷地手当改善に関す
る請願
第六二六号、第六四八号、第一三六七号、第
一四三七号 兵庫県東粟郡波賀町の寒冷地手
当級地引上げ改善に関する請願
第六二七号、第六四九号、第一三六八号、第
一四三八号 兵庫県東栗郡千種町の寒冷地手
当級地引上げ改善に関する請願
第七二五号 石川県の寒冷地手当改善に関す
る請願
第一一六六号、第一一六七号 岐阜県の寒冷
地手当改善に関する請願
第一三〇六号 国の事務等の整理・合理化に
関する請願
第一六八〇号、第一七三六号、第四六七三
号、第四八四九号、第五八八三三三、第五九三
四号、第五九四五号、第六二七十一号 旧満州
棉花協會等を恩給法による外国特殊機関指
定に関する請願
第三〇九九号、第三一一〇号、第三三六二
号、第三三六三三三、第三六六〇号、第三六六
一号、第三六六二二二、第三七七三九号、第三三八

[illegible]

第七五二九号 中小企業施策の機立を図るた
め、中小企業専任大臣設置に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十年六月二十日

内閣委員長 大島 友治
参議院議長 木村 睦男殿

審查報告書(運輸委員會第一號)

一、内閣に送付するを要するもの

第四九七〇号、第五一七八号、第五五〇八号、第五五〇九号、第五五一〇号、第五五一

二一四号、第五五一五号、第五五一六号、第五

六〇六号、第五六〇七号、第五七九五号、第五七九六号、第五七九七号、第五七九八号、

第五七九九号、第五八〇〇号、第五八〇一
号、第五八〇二号、第五八〇三号、第五八〇

四号、第五八〇五号、第五八〇六号、第五八〇七号、第五八〇八号、第五八〇九号、第五

八一〇号、第五八一一号、第五八一二号、第五八一三号、第五八六八号、第五八六九号、

第五八七〇号、第五八七一号、第五八七四号、第五八七五号、第五八七六号、第五八七

七号、第五八七八号、第五八七九号、第五八
八〇号、第五八八一号、第五八八七号、第五

八八八号、第五八九二号、第五九四一号、第五九四二号、第五九四三号、第五九七二号、

第六〇三五号、第六〇三六号、第六一八一
号、第六二二〇号、第六二二一号、第六三七

三號、第六五八九號、第六六〇九號、第六八
五七號、第六九四八號、第六九四九號、第六

九五〇号、第七二一三号、第七二七八号、第七四三六号、第七四六七号、第七四六八号、

第七五七八号、第七五七九号、第七五八〇号、第七五八一号、第七五八二号、第七五八

三號、第七六四〇號、第七六一號、第七七
三八號、第七九五三號、第七九五四號、第七

九五五号、第七九五六号、第七九五七号、第八〇一九号、第八〇三一号、第八〇四〇号、第八〇四一号 運輸代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願
第八〇二九号、第八〇三〇号 不法な車検代行業者の排除に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十日

運輸委員長 榎岡 洋
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書(法務委員会第二号)

議院の會議に付するを要するもの

第七九一〇号 第七九一一号 訴訟記録係在
法制定に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十日

參議院議長 木村 睦男殿

審查報告書(建設委員會第一號)

一、内閣に送付するを要するもの

第六六二六号、第六六四七号、第六七四八号、第六七四九号、第六八一九号、第六八五

八号、第六八五九号、第六八九三号、第六九五三
五三三号、第六九五四号、第六九五五号、第七

〇三四号、第七〇三五号、第七〇三六号、第七〇三七号、第七〇六七号、第七〇六八号、

第七一〇九号、第七二〇号、第七二二
号、第七二一六号、第七二二七号、第七二

八号、第七二一九号、第七二三〇号、第七二
二二号、第七三二二号、第七三二三号、第七

三三四号、第七二二五号、第七二七九号、第七二八〇号、第七二八一号、第七三三六号、

第七三三七号、第七三三八号、第七三三九号、第七三四〇号、第七三四一号、第七三四

昭和六十年六月二十四日 参議院会議録第二十二号

日程第六より第六〇までの請願

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 日程第六より第六〇までの請願

二号、第七三四三三三、第七三四四四、第七三

四五号、第七四三七七、第七四三八八、第七

四三九号、第七四四〇〇、第七四四一〇、第七

七四四二二、第七四七〇〇、第七五二二一、

第七五二二二、第七五二三三、第七五二四

五号、第七五二五五、第七五四〇〇、第七五

八八号、第七五八九九、第七五九〇〇、第七

五九一〇、第七五九二二、第七五九三三、第

七五九四四、第七六二二九、第七六四二二、

第七六四三三、第七六四四四、第七六四五

〇〇、第七七四一一、第七七四二二、第七七

四三三、第七七四四四、第七七四五五、第七

七四六六、第七七八二二、第七八四〇〇、第

七八四一一、第七八四二二、第七八四三三、

第七八四四四、第七八四五五、第七八四六

九号、第七八五〇〇、第七八五一〇、第七八

五二二、第七八五三三、第七八五四四、第七

八八八、第七八九五五、第七九六〇〇、第

七九六一一、第七九六二二、第七九六三三、

第七九六四四、第七九六五五、第七九六六

九号、第七九六七〇、第七九六八〇、第七九

七二二、第七九七三三、第七九七四四、第七

九七五五、第七九七六六、第七九七七七、第

七九七八八、第七九七九九、第七九八〇〇、

第七九八一〇、第七九八二〇、第七九八三

三三、第七九八四四、第七九八五五、第七九

八六六、第七九八七〇、第七九八八〇、第七

九八八、第七九八九九、第七九一〇〇、第七

九一一〇、第七九一二〇、第七九一三三、第

七九一四四、第七九一五五、第七九一六六、

第七九一七〇、第七九一八〇、第七九一九

九九、第七九二〇〇、第七九二一一、第七九

二二二、第七九二三三、第七九二四四、第七

九二五五、第七九二六六、第七九二七七、

第七九二八八、第七九二九九、第七九三〇

〇〇、第七九三一〇、第七九三二二、第七九

三三三、第七九三四四、第七九三五五、第七

九三六六、第七九三七七、第七九三八八、

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二八九号 消防機関の行方救助業務の実施

基準の制定及び経費の財源措置に関する請

願

第三三三三号 国庫補助負担率引下げによる地

方公共団体への負担軽減反対に関する請願

第一三三四号 交通安全施設等の拡充強化に

関する請願

第六六四三三、第六六四四四、第六六七四

三三、第六六四四四、第六六八五五、第六八

八八、第六八四四四、第六八四五五、第六

九四六六、第七〇三〇〇、第七〇三一一、第

七〇三二二、第七〇三三三、第七〇三四四、

第七〇四五五、第七〇六一〇、第七〇六一

二〇、第七〇六一二〇、第七〇六一三〇、第

七〇六一四〇、第七〇六一五〇、第七〇六一

六〇、第七〇六一七〇、第七〇六一八〇、第

七〇六一九〇、第七〇二〇〇〇、第七〇二〇

一〇、第七〇二〇二〇、第七〇二〇三〇、第

七〇二〇四〇、第七〇二〇五〇、第七〇二〇

六〇、第七〇二〇七〇、第七〇二〇八〇、第

七〇二〇九〇、第七〇二一〇〇、第七〇二一

一〇、第七〇二一一〇、第七〇二一二〇、第

七〇二一三〇、第七〇二一四〇、第七〇二一

五〇、第七〇二一六〇、第七〇二一七〇、第

七〇二一八〇、第七〇二一九〇、第七〇二二

〇〇、第七〇二二二〇、第七〇二二三〇、第

七〇二二四〇、第七〇二二五〇、第七〇二二

六〇、第七〇二二七〇、第七〇二二八〇、第

七〇二二九〇、第七〇二三〇〇、第七〇三〇

〇〇、第七〇三〇一〇、第七〇三〇二〇、第七

〇三〇三〇、第七〇三〇四〇、第七〇三〇

五〇、第七〇三〇六〇、第七〇三〇七〇、第

七〇三〇八〇、第七〇三〇九〇、第七〇三一

〇〇、第七〇三一〇〇、第七〇三一〇一〇、第

七〇三一〇二〇、第七〇三一〇三〇、第七

〇三一〇四〇、第七〇三一〇五〇、第七〇

七二三三、第七二二四四、第七二二五五、

第七二二六六、第七二二七七、第七二二八

八、第七二二九九、第七二三〇〇、第七二三

一〇、第七二二一一〇、第七二二一二〇、第七

二二二、第七二二二三三、第七二二二四四、

第七二二二五五、第七二二二六六、第七二

二二七、第七二二二八八、第七二二二九九、

第七二二三〇〇、第七二二三一一〇、第七二

三三三、第七二二三三三、第七二二三四四、

第七二二三五五、第七二二三六六、第七二

三三七、第七二二三八八、第七二二三九九、

第七二四〇〇〇、第七二四〇〇一一、第七二

四〇〇二二、第七二四〇〇三三、第七二四〇

〇四四、第七二四〇〇五五、第七二四〇〇

六六、第七二四〇〇七七、第七二四〇〇八

八、第七二四〇〇九九、第七二四〇一〇〇、

第七二四〇一一〇、第七二四〇一二〇、第

七二四〇一三〇、第七二四〇一四〇、第七二

四〇一五〇、第七二四〇一六〇、第七二四〇

一七〇、第七二四〇一八〇、第七二四〇一

九〇、第七二四〇二〇〇、第七二四〇二〇

一〇、第七二四〇二二〇、第七二四〇二三

〇〇、第七二四〇二四〇、第七二四〇二五

〇〇、第七二四〇二七〇、第七二四〇二八

〇〇、第七二四〇三〇〇、第七二四〇三〇

一〇、第七二四〇三二〇、第七二四〇三三

〇〇、第七二四〇三五〇、第七二四〇三六

〇〇、第七二四〇三九〇、第七二四〇四〇

〇〇、第七二四〇四三〇、第七二四〇四四

〇〇、第七二四〇四七〇、第七二四〇四八

〇〇、第七二四〇五〇〇、第七二四〇五〇

一〇、第七二四〇五二〇、第七二四〇五三

〇〇、第七二四〇五五〇、第七二四〇五六

〇〇、第七二四〇五九〇、第七二四〇六〇

〇〇、第七二四〇六三〇、第七二四〇六四

〇〇、第七二四〇六七〇、第七二四〇六八

〇〇、第七二四〇七〇〇、第七二四〇七〇

一〇、第七二四〇七二〇、第七二四〇七三

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二九二二号 私学助成の充実強化に関する請

願

第一一六八号、第二六八六号 私学助成大幅

増額に関する請願

第一一六九号 義務教育費国庫負担制度の維

持に関する請願

第一二二九号、第一二四〇号 四十人学級な

ど教育の充実に関する請願

第三〇六一号 史跡等の買上げ補助事業費の

増額に関する請願

第五五九七号 私学助成充実強化に関する請

願

第七四七九号、第七五七一〇号 てんかんに悩

む児童・生徒の教育充実に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

文教委員長 真鍋 賢二

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二号、第七号、第五五五号、第七五五号、第

六号、第七七号、第七八号、第七九号、第八

〇号、第八一〇号、第八二〇号、第八三〇号、

第八四〇号、第八五〇号、第八六〇号、第八

七〇号、第八八〇号、第八九〇号、第九〇号、

第九一〇号、第九二〇号、第九三〇号、第九

四〇号、第九五〇号、第九六〇号、第九七〇

号、第九八〇号、第九九〇号、第一〇〇〇号、

第一〇一〇号、第一〇二〇号、第一〇三〇

号、第一〇四〇号、第一〇五〇号、第一〇六

〇号、第一〇七〇号、第一〇八〇号、第一〇

九〇号、第一〇一〇〇号、第一〇一〇一〇号、第

一〇一〇二〇号、第一〇一〇三〇号、第一〇

一〇一〇四〇号、第一〇一〇五〇号、第一〇

一〇一〇六〇号、第一〇一〇七〇号、第一〇

一〇一〇八〇号、第一〇一〇九〇号、第一〇

八六二

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十一日

建設委員長 本岡 昭次

参議院議長 木村 睦男殿

三號、第一二五號、第一四九號、第一一
五〇號、第一八一號、第一一八二號、第
一二〇二號、第一二八三號、第一二九〇號、第
一二三三三號、第一六一九號、第七九〇一號

民間保育事業振興に關する請願

第六号、第一六四号、第三〇二号、第三〇三
号、第三〇四号、第三三六号、第三三七号、
第四〇二号、第四八九号、第五八六号、第五
八七号、第六七九号、第七三三号、第八三七
号、第九二三号、第九一四号、第一一〇三
号、第一一〇四号、第一一〇五号、第一一五
三号、第一一五四号、第一一七三号、第一一
七四号、第一一七五号、第一一七六号、第一
一七七号、第一一七八号、第一一八三号、第
一一八四号、第一一八五号、第一一八六号、
第一一九三号、第二二〇三号、第二二〇六
号、第二二〇七号、第二二六九号、第二二三
七号、第二四一九号、第二四六三号、第一五
〇三号、第一五〇四号 保育所制度の充実に
関する請願

第六四一号 保育予算の大幅増額等に関する
請願

第一三三六号、第一五〇五号、第一五〇六号、第一五〇七号、第一五〇八号、第一五〇九号、第一五一〇号、第一五一一号、第一五一二号、第一五一三号、第一五一五号、第一五一六号、第一五一七号、第一五二三号、第一五二五号、第一五二九号、第一五三〇号、第一五三一号、第一五三三号、第一五五〇号、第一五五一号、第一五五二号、第一五五六号、第一五五九号、第一五六九号、第一六一七号、第一六四八号、第一七〇一号、第一八〇三号、第三二一六号、第三八九六号、第五二〇五号 腎疾患総合対策の早期確立に關する請願

第一七二號、第二六六號、第三三四五號、第三三六四號、第三九一〇號、第五六六

一、第五六八八号、第五九三七号、第六八〇一号、第八〇三二号 国立腎センター設立
に關する請願

第二三五五号、第二八九九号、第三二二三四号、第三三四一^一号、第三四八三号、第三五三二^二号、第三五七一^三号、第三九二九号、第四一三八号、第四一三九号、第四二四〇号、第四三三七二^四号、第四五三八号、第四六九四号、第四八四一^五号、第四八七六号、第五〇一四号、第五〇一五号、第五〇九三^六号、第五一六八号、第五三二七号、第五五八九号、第五七三三^七号、第五七三四号、第五八四八号、第五八四九号、第五九二六号、第六〇二二^八号、第六一二四号、第六一六八号、第六四一五号、第六四四〇^九号、第六五〇四号、第七四〇四号、第七四九八号。脊髓損傷者の脊髓神経治療技術研究に關する請願

第二五三七号、第二九〇一号、第三二二六号、第三三四三三三、第三四八五号、第三五三三三、第三五七三三、第三九三三三、第四一四二二、第四一四三三、第四二四二二、第四四四三三、第四四四三三、第四四八七八号、第五〇一八号、第五〇一九号、第五〇九五号、第五一七〇七号、第五三二九号、第五五九一、第五七三七号、第五七三八号、第五八五二、第五八五三、第五九二八号、第六〇二四号、第六一二六号、第六一七〇号、第六四一七号、第六四四二、第六五〇六号、第七四〇六号、第七五〇〇号 労災被災者の脊髄神經治療技術研究に關する請願

第二五四一号、第二九〇五号、第三二二四〇八号、第三三四四七号、第三四八九号、第三五三八号、第三五七七号、第三九三五号、第四一五〇号、第四一五一号、第四二四六号、第四三七八号、第四五四四号、第四七〇〇号、第四八四七号、第四八八二号、第五〇二六号、第五〇二七号、第五〇九九号、第五一七四

[illegible]

第二五四二號、第二九〇六號、第三二四四號、第三四四八號、第三四九〇號、第三五三九號、第三五七八號、第三九三六號、第四一五二號、第四一五三號、第四一五四號、第四二四七號、第四三七九號、第四五四五號、第四七〇一號、第四八四八號、第四八八三號、第五〇二八號、第五〇二九號、第五一〇〇號、第五一七五號、第五三三四號、第五五九六號、第五七七七號、第五七四八號、第五八六二號、第五八六三號、第五九三三號、第六〇二九號、第六一三一號、第六一七五號、第六四三二號、第六四四七號、第六五一十一號、第七四一一號、第七五〇五號、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
第三〇六四號 社会福祉「中間施設」の制度化
に關する請願

第三〇六五号、第五七七八七号、第七六二二三
号、第七六二四号、第七六二五号、第七七七八
四号、第七七八五号、第七七八六号、第七七七
八七号、第七七八〇七号、第七七八三五号、第七
八三六号、第七八三七七号、第七八八五号、第
七九〇二号、第七九四五号、第七九四六号、
第七九四七号、第七九四八号、第七九九六
号、第八〇〇四号、第八〇二四号、第八〇六
〇号 小規模障害者作業所の助成に関する請
願

第三〇六六号 輸入食糧の安全性の確保に関
する請願

第三五四四号 福祉予算の充実に関する請願

第四〇〇二号 中国残留日本人孤児対策に関
する請願

第六一九七号、第六二一四号、第六二一五号、第六二一六号、第六二一七号、第六二一八号、第六二一九号、第六二三三号、第六二四三号、第六二七二号、第六六七八号、第六三三七号、第六三三八号、第六三五八号、第六五一三三号、第六五五四号、第六六〇八号、第六六八三三三号、第七一二一号、第七一七二二号、第七一七三三三号、第七一七四四号、第七一七五五号、第七一七六六号、第七一七七七号、第七一七八八号、第七一一九九号、第七一八〇〇号、第七一八一一号、第七一八二二号、第七一八三三三号、第七一八四四号、第七五〇六号、第七六二六号、第七九九九七号 学童保育の制度化に関する諸願

第七八一六号 現行保育制度の堅持と充実に
関する請願
第七八一七号 保育事業の推進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十年六月二十一日

社会労働委員長 遠藤 政夫
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書（沖繩及び北方問題に関する特別委員会第一号）

議院の會議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第一三九七号 北方領土返還促進に関する請

願　　右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年六月二十一日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長
堀江 正夫

○議長（木村睦男君） これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和六十年六月二十四日 参議院会議録第二十二号

日程第六より第六〇までの請願

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 常任委員長辞任の件 常任委員長長の選挙

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、情報公開法案(参第二号)
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、人事訴訟手続法の一部を改正する法律案(参第七号)
一、集団代表訴訟に関する法律案(第百一回国会参第六号)
一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一〇号)
一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一七号)
一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一二号)
一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一六号)
一、教育、文化及び学術に関する調査
一、林業労働法案(参第五号)
一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、都市緑化促進法案(第百一回国会参第九号)

予算委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

決算委員会

一、昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

参第八号

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

一、選挙制度に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

一、エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

一、エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

一、エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) つきましては、この際、欠員となりました常任委員長長の選挙を行います。

○名尾良孝君 常任委員長長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○浜本万三君 私は、ただいまの名尾君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 名尾君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、内閣委員長に亀長友義君を指名いたします。

〔拍手〕

地方行政委員長に増岡康治君を指名いたします。

〔拍手〕

法務委員長に二宮文造君を指名いたします。

〔拍手〕

外務委員長に最上進君を指名いたします。

〔拍手〕

大蔵委員長に山本富雄君を指名いたします。

〔拍手〕

文教委員長に林寛子君を指名いたします。

〔拍手〕

社会労働委員長に岩崎純三君を指名いたします。

〔拍手〕

農林水産委員長に成相善十君を指名いたします。

〔拍手〕

商工委員長に下条進一郎君を指名いたします。

〔拍手〕

通信委員長に大森昭君を指名いたします。

〔拍手〕

建設委員長に小山一平君を指名いたします。

〔拍手〕

予算委員長に安田隆明君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に丸谷金保君を指名いたします。

〔拍手〕

懲罰委員長に森田重郎君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたします。成相善十君、矢田部理君から裁判官訴追委員を辞任いたしたとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) つきましては、この際、裁判官訴追委員二名及び北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。

○名尾良孝君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○浜本万三君 私は、ただいまの名尾君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 名尾君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴追委員に松垣徳太郎君、瀬谷英行君を、北海道開発審議会委員に對馬孝且君を、それぞれ指名いたします。

○議長(木村睦男君) 今期国会の議事を終了するに際し、一言あいさつを申し上げます。

今国会は、昨年十二月一日に召集され、会期延長を含め二百余日にわたる長期国会でありましたが、重要議案を初め数多くの案件を処理し、円満のうちに会期を終る運びとなりました。

特に会期末において議案がふくそうすることもなく、ゆとりのある審査を行うことができましたことは、参議院としてまことに喜ばしい限りであります。これひとえに各党各会派が互譲の精神を発揮し、円滑な運営に努力されたたものでありまして、この御協力と御労苦に対し心から感謝を申し上げます。

また、この会期を通じて、参議院の重要課題として取り組んでいただいております参議院の改革及び国会議員の政治倫理の確立につきましては、各会派並びに関係協議会におきまして極めて精力的に御協議を重ねていただき、一部答申を得ておりますが、今後とも議員各位の御協力のもとに本院が独自性を発揮し、充実した審議を行い、二院制の使命を果たし得るよう、引き続き改革を進めてまいりたいと存ずる次第でございます。

各位におかれましては、向暮のみぎり、御自愛、御健勝の上、今後一層の御活躍をお祈りして、ごあいさついたします。(拍手)

これにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	
議長	木村 睦男君
副議長	阿具根 登君
中野 鉄造君	服部 信吾君
刈田 貞子君	坂山 映子君
大川 清幸君	桑名 義治君
馬場 富君	鶴岡 洋君
小西 博行君	伊藤 郁男君

太田 淳夫君	矢原 秀男君
藤原 房雄君	中村 鋭一君
井上 計君	沖 外夫君
中野 明君	三木 忠雄君
原田 立君	飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君	山田 勇君
宮澤 弘君	杉山 令華君
堀出 啓典君	田代富士男君
黒柳 明君	和田 教美君
栗林 卓司君	柄谷 道一君
福岡日出磨君	宮田 輝君
峯山 昭範君	多田 省吾君
高桑 栄松君	中西 珠子君
田淵 哲也君	三治 重信君
鳩山威一郎君	二宮 文造君
鈴木 一弘君	白木義一郎君
高木健太郎君	伏見 康治君
藤井 恒男君	関 嘉彦君
服部 安司君	田中 正巳君
木本平八郎君	青木 茂君
下村 泰君	山田耕三郎君
秦 豊君	喜屋武眞榮君
青島 幸男君	石井 道子君
石井 一二君	浦田 勝君
大浜 方栄君	海江田鶴造君
工藤万砂美君	小島 静馬君
松浦 功君	福田 宏一君
仲川 幸男君	高木 正明君
関口 恵造君	梶原 清君
高平 公友君	沢田 一精君
佐々木 満君	後藤 正夫君
長谷川 信君	成相 善十君
堀内 俊夫君	井上 吉夫君
夏目 忠雄君	坂野 重信君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君
岡田 広君	上條 勝久君
中村 太郎君	遠藤 要君
徳永 正利君	熊谷太三郎君

源田 実君	加藤 武徳君
蔵内 修治君	植木 光教君
岩動 道行君	古賀雷四郎君
中山 太郎君	大城 眞順君
江島 淳君	川原新次郎君
田沢 智治君	内藤 健君
藤田 栄君	吉村 真事君
吉川 芳男君	吉川 博君
矢野俊比古君	倉田 寛之君
佐藤栄佐久君	志村 哲良君
杉元 恒雄君	曾根田郁夫君
竹山 裕君	名尾 良孝君
藤井 孝男君	岡部 三郎君
大木 浩君	岩本 政光君
板垣 正君	井上 孝君
松尾 官平君	下条進一郎君
岩崎 純三君	大河原大一郎君
伊江 朝雄君	遠藤 政夫君
金丸 三郎君	亀長 友義君
北 修二君	斎藤 十朗君
山本 富雄君	亀井 久興君
大鷹 淑子君	大島 友治君
安孫子藤吉君	林 道君
平井 卓志君	藤田 正明君
山内 一郎君	土屋 義彦君
西村 尚治君	初村清一郎君
松垣徳太郎君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	増田 盛君
森山 眞弓君	村上 正邦君
野末 陳平君	柳川 覺治君
宮島 澁君	水谷 力君
添田増太郎君	田 英夫君
出口 廣光君	林 健太郎君
藤野 賢二君	星 長治君
松岡満寿男君	大坪健一郎君
前田 勲男君	岩上 二郎君
谷川 寛三君	井上 裕君
田代由紀男君	森田 重郎君

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

八六六

國務大臣	外務大臣	安倍晋太郎君
秋山 長造君	上田耕一郎君	小柳 勇君
瀬谷 英行君	八百板 正君	矢田部 理君
中村 哲君	八百板 正君	小笠原貞子君
大森 昭君	矢田部 理君	小野 明君
市川 正一君	小野 明君	松本 英一君
竹田 四郎君	小笠原貞子君	松本 英一君
和田 静夫君	松本 英一君	安永 英雄君
福岡 知之君	安永 英雄君	神谷信之助君
立木 洋君	神谷信之助君	赤桐 操君
目黒今朝次郎君	赤桐 操君	片山 甚市君
粕谷 昭美君	片山 甚市君	対馬 孝且君
青木 新次君	対馬 孝且君	橋本 敦君
山中 郁子君	橋本 敦君	久保 亘君
丸谷 金保君	久保 亘君	大木 正吾君
安恒 良一君	大木 正吾君	村沢 牧君
高杉 勉忠君	村沢 牧君	内藤 功君
安武 洋子君	内藤 功君	松前 達郎君
佐藤 三吾君	松前 達郎君	山田 謙君
鈴木 和美君	山田 謙君	近藤 忠孝君
佐藤 昭夫君	近藤 忠孝君	本岡 昭次君
上野 雄文君	本岡 昭次君	久保田真苗君
永久八重子君	久保田真苗君	下田 京子君
吉川 春子君	下田 京子君	菅野 久光君
稲村 稔夫君	菅野 久光君	野田 哲君
小山 一平君	野田 哲君	嶋崎 均君
安田 隆明君	嶋崎 均君	浜本 万三君
石本 茂君	浜本 万三君	小林 国司君
寺田 熊雄君	小林 国司君	志村 愛子君
堀木 又三君	志村 愛子君	中西 一郎君
原 文兵衛君	中西 一郎君	増岡 康治君
志苦 裕君	増岡 康治君	最上 進君
真鍋 賢二君	最上 進君	降矢 敬義君
堀江 正夫君	降矢 敬義君	藤井 裕久君
藤山 篤君	藤井 裕久君	林 寛子君

議長の報告事項
去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

大蔵大臣 竹下 登君
郵政大臣 左藤 恵君

外務委員

和田 静夫君
小野 明君

文教委員

中西 一郎君
石井 道子君

社会労働委員

中村 哲君
久久八重子君

農林水産委員

石井 道子君
田代由紀男君

商工委員

前島英三郎君
水谷 力君

運輸委員

安孫子藤吉君
中西 一郎君

逓信委員

村上 正邦君
吉村 真事君

建設委員

辞任 浜本 万三君
補欠 片山 甚市君

決算委員

辞任 佐藤栄佐久君
補欠 安孫子藤吉君

辞任

山田 勇君
井上 計君

辞任

栗林 卓司君
井上 計君

辞任

対馬 孝且君
赤桐 操君

予算委員会

理事 内藤 功君 (内藤功君の補欠)
議院運営委員会

理事

橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)
同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会法の一部を改正する法律案(衆第三五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日本院は、運輸審議会委員に横田不二夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

同日本院は、電波監理審議会委員に岸部信喜君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十七年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和三十七年度政府関係機関決算書

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

一部を改正する法律案
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

工場抵当法の一部を改正する法律案
日本道路公団法等の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案
米養士法及び米養改善法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
エネルギー対策特別委員会 (中間報告)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
日本内航海運組合総連合会による船腹調整事業に関する質問主意書(田代富士男君提出)

同日本院は、科学技術会議議員に米澤滋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に吉山博吉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に海原公輝君及び宮代力君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公営調整委員会委員に小熊鐵雄君及び三ツ木正次君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に横田不二夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に岸部信喜君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十七年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和三十七年度政府関係機関決算書

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算

書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

住民基本台帳法の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

工場抵当法の一部を改正する法律

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律

日本道路公団法等の一部を改正する法律

児童手当法の一部を改正する法律

優生保護法の一部を改正する法律

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

森山 眞弓君

補欠

林 道雄君

地方行政委員

辞任

森山 昭範君

補欠

鈴木 一弘君

外務委員

辞任

嶋崎 均君

補欠

竹山 裕君

国会法第四十二

条第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

昭和六十年六月二十四日 参議院会議録第二十二号 議長 報告事項

大蔵委員 佐藤栄佐久君 添田増太郎君

辞任

岩動 道行君

補欠

鈴木 一弘君

山本 富雄君

木本平八郎君

青木 茂君

文教委員

辞任

糸久八重子君

中村 哲君

社会労働委員

辞任

中村 哲君

商工委員

辞任

中西 一郎君

山本 富雄君

青木 茂君

木本平八郎君

通信委員

辞任

添田増太郎君

中西 一郎君

内閣委員会

理事 野田 哲君 (磯山篤君の補欠)

文教委員会

理事 久保 亘君 (久保亘君の補欠)

通信委員会

理事 片山 甚市君 (片山甚市君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

審査報告書

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めの件 (閣条第一二二号) 審査報告書

昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案 (閣法第九号) 審査報告書

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案 (閣法第一〇号) 審査報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案 (閣法第一二二号) 審査報告書

内閣委員会請願審査報告書 (第一号)

法務委員会請願審査報告書 (第一号)

運輸委員会請願審査報告書 (第一号)

通信委員会請願審査報告書 (第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

スキー場の安全対策に関する質問主意書 (市川正一君提出)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

林 道雄君

補欠

森山 眞弓君

地方行政委員

辞任

岩上 二郎君

長谷川 信君

鈴木 一弘君

山本 昭範君

外務委員

辞任

石井 道子君

園田 清充君

添田増太郎君

竹山 裕君

嶋崎 均君

山本 昭範君

近藤 忠孝君

大蔵委員

辞任

山本 富雄君

藤井 孝男君

山本 昭範君

近藤 忠孝君

社会労働委員

辞任

園田 清充君

石井 道子君

藤井 孝男君

安武 洋子君

藤井 恒男君

農林水産委員

辞任

高木 正明君

谷川 寛三君

商工委員

辞任

岩動 道行君

斎藤栄三郎君

通信委員

辞任

中西 一郎君

長谷川 信君

宮田 輝君

予算委員

辞任

井上 裕君

岩本 政光君

大河原太一郎君

梶木 又三君

亀井 久興君

森田 重郎君

後藤 正夫君

福田 宏一君

下村 泰君

議院運営委員

辞任

水谷 力君

懲罰委員

辞任

小林 国司君

安井 謙君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

森田 重郎君

補欠

梶木 又三君

補欠

斎藤 十朗君

補欠

喜屋武眞榮君

井上 裕君

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

災害対策特別委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

岩本 政光君

辞任

補欠

岩崎 純三君

夏目 忠雄君

岩本 政光君

鈴木 省吾君

辞任

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

理事 佐藤栄佐久君 (大鷹淑子君の補欠)

理事 杉元 恒雄君 (大坪健一郎君の補欠)

科学技術特別委員会

理事 志村 哲良君 (林寛子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

鶏卵の需給の安定に関する法律案 (島田琢郎君外四名提出(衆第三八号))

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案 (関法第一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方行政委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

災害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

国民生活・経済に関する調査報告書(中間報告)

外交・総合安全保障に関する調査報告書(中間報告)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄県下の不発弾処理に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

沖縄県の市町村道つづれ地の「その他道路」の買上げ補償措置に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員梶原敬義君提出大韓航空機〇〇七便墜落事件の真相究明に関する質問に対する答弁書

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

坂野 重信君

林 寛子君

地方行政委員

辞任

補欠

古賀雷四郎君

長谷川 信君

外務委員

辞任

補欠

岩上 二郎君

園田 清充君

中西 一郎君

藤井 恒男君

大蔵委員

辞任

補欠

下条進一郎君

鳩山威一郎君

安武 洋子君

文教委員

辞任

補欠

蔵内 修治君

社会労働委員

辞任

曾根田郁夫君

藤井 孝男君

近藤 忠孝君

農林水産委員

辞任

補欠

拔山 映子君

岩崎 純三君

斎藤栄三郎君

竹山 裕君

宮田 輝君

最上 進君

商工委員

辞任

補欠

石井 一二君

亀井 久興君

高木 正明君

山本 富雄君

運輸委員

辞任

補欠

大木 浩君

通信委員

辞任

補欠

沖 外夫君

関口 恵造君

谷川 寛三君

成相 善十君

建設委員

辞任

補欠

増岡 康治君

予算委員

辞任

補欠

板垣 正君

中村 太郎君

決算委員

辞任

井上 裕君

岩崎 純三君

亀井 久興君

懲罰委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任

補欠

志苦 裕君

環境特別委員

辞任

補欠

丸谷 金保君

災害対策特別委員

辞任

補欠

岩本 政光君

大森 昭君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

菅野 久光君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機事件についての様々な疑問に関する質問主意書(桑豊君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

スキー場の安全対策に関する質問主意書(市川正一君提出)

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

小山 一平君

大川 清幸君

外務委員

辞任

補欠

八百板 正君

文教委員

辞任

安永 英雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

松前 達郎君

本岡 昭次君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

辭任

松前 達郎君

補欠

八百板 正君

建設委員

辭任

本岡 昭次君

補欠

小山 一平君

予算委員

辭任

志苦 裕君

補欠

竹田 四郎君

決算委員

辭任

久保 巨君

補欠

野田 哲君

議院運営委員

辭任

佐藤 三吾君

補欠

本岡 昭次君

辭任

井上 吉夫君

補欠

藤井 孝男君

辭任

斎藤 十朗君

補欠

添田増太郎君

辭任

青木 新次君

補欠

上野 雄文君

辭任

大森 昭君

補欠

大木 正吾君

辭任

野田 哲君

補欠

久保 巨君

辭任

福間 知之君

補欠

福山 篤君

辭任

對馬 孝且君

補欠

安永 英雄君

辭任

粕谷 照美君

補欠

矢田部 理君

辭任

安永 英雄君

補欠

志苦 裕君

辭任

加藤 武徳君

補欠

原 文兵衛君

辭任

名尾 良孝君

補欠

金丸 三郎君

本日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査特別委員会

委員長 山田 謙君 (對馬孝且君の補欠)

環境特別委員会

委員長 矢田部 理君 (粕谷照美君の補欠)

災害対策特別委員会

委員長 志苦 裕君 (安永英雄君の補欠)

選挙制度に関する特別委員会

委員長 原 文兵衛君 (林道君の補欠)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

委員長 夏目 忠雄君 (堀江正夫君の補欠)

エネルギー対策特別委員会

委員長 沢田 一精君 (田代由紀男君の補欠)

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 大島 友治君 (亀長友義君の補欠)

理事 曾根田郁夫君 (坂野重信君の補欠)

外務委員会

理事 石井 一二君 (鳩山威一郎君の補欠)

理事 坂山 映子君 (坂山映子君の補欠)

大蔵委員会

理事 矢野俊比古君 (藤井孝男君の補欠)

理事 赤桐 操君 (竹田四郎君の補欠)

文教委員会

理事 柳川 覺治君 (仲川幸男君の補欠)

理事 粕谷 照美君 (久保巨君の補欠)

社会労働委員会

理事 大浜 方栄君 (関口恵造君の補欠)

商工委員会

理事 松岡満寿男君 (斎藤栄三郎君の補欠)

通信委員会

理事 岡野 裕君 (長谷川信君の補欠)

理事 長田 裕二君 (宮田輝君の補欠)

理事 竹山 裕君 (成相善十君の補欠)

建設委員会

理事 工藤万砂美君 (増岡康治君の補欠)

予算委員会

理事 遠藤 政夫君 (井上裕君の補欠)

理事 志村 哲良君 (岩本政光君の補欠)

理事 松垣徳太郎君 (梶木又三君の補欠)

理事 降矢 敬義君 (亀井久興君の補欠)

理事 水谷 力君 (大河原太一郎君の補欠)

理事 竹田 四郎君 (志苦裕君の補欠)

決算委員会

理事 倉田 寛之君 (岩崎純三君の補欠)

理事 出口 廣光君 (福田宏一君の補欠)

理事 林 道君 (後藤正夫君の補欠)

議院運営委員会

理事 藤井 孝男君 (井上吉夫君の補欠)

理事 福山 篤君 (福間知之君の補欠)

懲罰委員会

理事 志村 愛子君 (小林国司君の補欠)

国民生活・経済に関する調査特別委員会

理事 海江田鶴造君 (亀長友義君の補欠)

理事 水谷 力君 (岡部三郎君の補欠)

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

理事 堀江 正夫君 (中西一郎君の補欠)

環境特別委員会

理事 吉川 博君 (原文兵衛君の補欠)

理事 菅野 久光君 (丸谷金保君の補欠)

災害対策特別委員会

理事 浦田 勝君 (鈴木省吾君の補欠)

理事 久保 巨君 (大森昭君の補欠)

選挙制度に関する特別委員会

理事 金丸 三郎君 (梶原清君の補欠)

理事 小島 静馬君 (高木正明君の補欠)

理事 藤野 賢二君 (松浦功君の補欠)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

理事 大浜 方栄君 (岩本政光君の補欠)

エネルギー対策特別委員会

理事 宮島 渥君 (夏目忠雄君の補欠)

理事 對馬 孝且君 (菅野久光君の補欠)

本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案 (金丸信君外六名提出 (衆第二九号))

公職選挙法の一部を改正する法律案 (田邊誠君外六名提出 (衆第三七号))

地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置法案 (岡田正勝君外一名提出 (衆第二五号))

本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案 (津川武一君外一名提出 (衆第三九号))

農林水産委員会に付託

大規模小売店舗等調整法案 (上坂昇君外八名提出 (衆第三二号))

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

八六九

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

八七〇

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めの件

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めの件

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めの件

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会法の一部を改正する法律案(衆第三五号)審査報告書

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、情報公開法案(参第二号)

法務委員会

一、人事訴訟手続法の一部を改正する法律案(参第七号)

一、集団代表訴訟に関する法律案(第百一回国会参第六号)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一〇号)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一七号)

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一二号)

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一六号)

社会労働委員会

一、林業労働法案(参第五号)

建設委員会

一、都市緑化促進法案(第百一回国会参第九号)

決算委員会

一、昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書

総計算書

一、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、海洋開発基本法案(第百一回国会参第七号)

一、海洋開発委員会設置法案(第百一回国会参第八号)

本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

地方行政委員会

一、国の防衛に関する調査

法務委員会

一、地方行政の改革に関する調査

外務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

大蔵委員会

一、国際情勢等に関する調査

文教委員会

一、租税及び金融等に関する調査

社会労働委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

本日議員から次の質問主意書が提出された。

FSX(次期対地支援戦闘機)のいわゆる国産化と日米関係に関する質問主意書(秦豊君提出)

極東での信頼醸成措置をめぐるソ連側の新たな提案に関する質問主意書(秦豊君提出)

「予算の空白」と参議院の審議権に関する質問主意書(田代富士男君提出)

「豊田商事問題」に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

豊田商事グループによる沖縄県慶良間諸島の開発計画に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

本日議院において採択した「有線音楽放送の正常化に関する請願 外八百四十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

本日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圏整備特別委員会) 井上 裕君

(九州地方開発特別委員会) 遠藤 政夫君

(四国地方開発特別委員会) 真鍋 賢二君

(北陸地方開発特別委員会) 沖 外夫君

村沢 牧君

(離島振興対策特別委員会) 粕谷 照美君

(豪雪地帯対策特別委員会) 吉川 芳男君

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣

昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

国会法の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣

昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

国会法の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣

ついで学識経験者等から意見を聴取するとともに、当該諸問題について各小委員会において意見の交換が行われた。そのほか、委員派遣に際し、近畿圏のニュータウン、関西文化・学術研究都市建設予定地及びビジネスパーク等の実情を視察した。

以上の調査のうち、本委員会における経済摩擦・内需拡大の集中審議の内容を整理して中間報告とすることにした。

なお、各小委員会からそれぞれのテーマについて第二次の中間報告書が本委員会に提出されたので、それを付した。

目次

経済摩擦と内需拡大

一、対外不均衡の現状と原因

二、米国の対日批判

三、不均衡是正の方向

(一) ドル高是正・通貨問題

(二) 市場開放・輸入拡大等

(三) 内需拡大

(四) 経済協力

(付) 技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会調査報告書(第二次中間報告)

(付) 高齢化社会検討小委員会調査報告書(同)

(付) 生活条件整備検討小委員会調査報告書(同)

(付表)

経済摩擦と内需拡大

一、対外不均衡の現状と原因

我が国の経常収支黒字は、一九八三年の二〇八億ドルから八四年には三五〇億ドルへと増大している。地域別の貿易収支(通関収支差)をみると、対米収支黒字三三・一億ドル、対EC収支黒字一〇・一億ドルとなつていて、前年に比べて対米は一四九億ドルの増、対ECは三億ドルのマイナスであるから、貿易収支黒字の増加額はおおむね対米収支黒字に等しいという状態になつてゐる。

その原因については、多岐にわたると考えられるが、短期的に見ると、各国間、特に日米の景気

局面の違いが指摘される。米国経済の急拡大に伴い、我が国の経済が丁度停滞ぎみであつたことを受けて輸出が大幅に伸長したわけであるが、中期的には、価格あるいは品質面での競争力、あるいは世界の需要状況変化に対する適応力において、欧米諸国に比し我が国の人的・物的な総合的生産力が優れていた(もつとも、国際的に我が国の輸出主導、長時間労働への批判も強い)ことが大きいといえよう。

ところで、こうした不均衡については、為替レートの変動を通じて調整されることが期待されるに拘らず、ドルとその他の通貨の関係は、硬直化し、むしろドル高という現象が生じ、そのことがさらに米国の国際競争力を弱め貿易収支の悪化をもたらすという事態さえ引き起こしている。

このように経常収支を為替レートが調整出来なくなつたのは、一九八〇年頃からであり、それはいうまでもなく米国への資本の流入がその頃から持続しているからに他ならない。そしてその流入を支える要因については、第一に米国の経済成長力、ファンダメンタルズの改善をあげうるが、同時に、米国の巨額の財政赤字に由来する高金利によつて米国の金融資産に対する海外からの強力な投資誘因を生じていることも見逃せない重要事実である。

こうした金だ経済プロセスが今後なお長期に継続出来る可能性が少なくことは多くの識者から指摘されているところであり、いざれ訂正過程があるものと思われるが、望ましい方式としては、米国の財政赤字が是正され、金利の低下に見合つてドル高の修正が行われることである。しかし、その見通しははつきりしない実情にある。

二、米国の対日批判

我が国の対米貿易黒字に対する米国の批判は、過去に例のないほど高まりをみせ、ついに、本年三月、上院において全会一致でいわゆる「対日非難決議」が行われる事態となり、さらに一部では報復法案等の動きも見られるようになった。その

非難の中心は、市場開放の不十分さとアンフェアな競争条件という点にあり、必ずしも納得しうるものではなく、我が国の自主性尊重の声も聞かれるところであるが、国際的な保護貿易主義の台頭を避ける見地からも、我が国の市場アクセスの改善、輸入の促進、金融資本市場の自由化及び内需拡大への一層の努力を含む対外経済政策を進めていく方向が政府によつて決定されたところである。

こうした我が国の対策について、その後の米国の動向は、例えばIMFの暫定委員会においても、市場の開放措置の具体化を見守りたいということであり、ボン・サミットにおいても、直接的な対日批判は避けられ、「開放された多角的貿易は世界の繁栄のために必要不可欠であり、我々は貿易の障壁の早期かつ実質的削減を推し進める」という宣言となつてゐる。

このことは、対日批判の終息を意味するものではなく、国際的に約束した日本の経済政策の実行を見極め、その効果如何を注目しているのである。実績如何によつては、再び燃え上がり強まるおそれ秘めているものと言えよう。

三、不均衡是正の方向

(一) ドル高是正・通貨問題

今回の貿易不均衡の要因にドル高があることから、その是正のための取り組みが必要とされる。この点についての取り組み態度について、毅然とした米国への申し入れが必要であるとの指摘、及び自らの是正の努力なしでは数百億ドルの黒字状況下においては発言困難との考察があつたが、いずれも次の点の重要性の認識のもとで行われた。

第一点は、ドル高を是正しようとする米国の高金利が、米国財政赤字に起因するインフレ抑制政策に大きく関連することから、その財政赤字の重要要因である米国軍事費の減少——軍縮への努力が求められる。この点については、軍事費が否かは別にして、米国側にも財務長官の一〇〇〇億ドルの歳出削減を求める発言もあり、国際的にも合意を

得つたとされた。その後、米議会内においても軍事費等において削減の動きがあると伝えられる。

第二点は、変動相場制が各国のファンダメンタルズを正確に反映しなくなつてゐる現状を見直し、国際金融システムの再評価をすることが求められる。この点については、蔵相会議あるいはその代理会議における国際通貨問題の検討結果が報告され、今後さらに秋のIMF総会のような場でその機会がもたれる見通しである。なお、六月下旬の蔵相会議の最終報告案ではフランスの主張する「目標圏」の設定などは盛り込まれていないといわれている。

(二) 市場開放・輸入拡大等

市場開放が多くの分野で求められてゐるが、その中でも大きなウエイトを占める農林産品については、欧米諸国ばかりでなくASEAN諸国からも強い要求がでてゐる。しかし、農業は製造業と比べて構造転換に相当な時間を要するとともに食糧の生産、国土・資源の維持・保全、水資源の確保、生活環境の維持・向上等に対して重要な役割を果たしていることも配慮して、なだらかに対応していく必要があることが指摘された。

また、バイオテクノロジー等の技術革新が農業にも生かせることが可能になつてきており、農業の生産性向上、合理化努力を積極的に支援していくことによる対応も強調された。

さらに、林業対策については「財政金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずる」とされた点へ予算シリングとの関連で危惧の念も表明されている。

その他の分野についての個別の市場開放については、関連する委員会が議論されてゐるので省略する。ただ、非関税障壁ということでは、我が国の文化の在り方、国内政策の必要性からの規制まで否定すること、あるいは、関税について租税法主義を否定し、相互主義に反することは不当であるとの強い指摘がされ、そうした点までの否定は

考えていないとされた。

なお、直接的な外国製品の購入の奨励策が指摘されたが、趣旨については賛同があるものの、実際上の効果に対しては否定的な見方が消えていない。

また、輸出課徴金については、他の施策の効果が進まず構造的な黒字が続くような場合、一時的な措置として、その導入についても検討すべきとの意見が出された。しかし、自由貿易体制の堅持の方針との齟齬を別にしても、その対象品目、期間、基準及び率をどうするかなどの実務上の難点が多いことの指摘もされた。

(三) 内需拡大

内需拡大については、その必要性について、既に昨年の報告書において国民的合意が成立したことを述べているところである。

その方策としては、第一に税制による対応があげられ、所得税の大幅減税をはじめ、投資減税等約三〇兆円の国民総生産を動かすにふさわしい規模の減税を行うこととされた。しかし、その財源については財政再建との関連もあり、必ずしも合意されていない。

なお、直間比率の是正、貯蓄優遇税制の是正等も言及されている。

第二に高水準にある国内貯蓄を社会資本ストックの充実にあてることの重要性が指摘されている。我が国経済はフローの面では米国に次ぐ経済大国となつてはいるが、ストック面では未だ底が浅く、また、今後人口の高齢化の進展に伴い貯蓄率は次第に低下し、投資のための余力が限られてくることも予想されることである。現在、社会資本の整備は重要な課題となつており、この場合、現下の財政事情からみて財政に大きな役割を期待するのではなく、規制緩和等の措置を通じて民間企業のこの分野への積極的な参入を促すべきであるとの指摘がある。この点については、一方で、これを民間の創意と工夫を活かせるものと積極的に支持する見解があると同時に、他方で、民間活力による

公共事業では低所得者や社会的弱者のニーズに対応が出来ない、経済的效果の点でも限界がある、生活環境面で問題を生ずるおそれなしとしない等の否定的な意見も表明されている。

また、社会資本の整備や第一の減税問題と関連して、内需拡大にあつては財政がより積極的な役割を果たすべきであるとの指摘もある。そのためには、歳出の一律削減を改めることによつて政策選択の余地を作ること、あるいは、赤字国債の解消を至上目的とするのでなくその発行額を一定に維持することによつて財政悪化を避けつつ政策財源を確保することが提言されている。これに対しては、実際上一律削減以外に歳出削減は困難である、また、国債残高の増大は財政を硬直化させるほか金利上昇等の弊害をもたらすとの指摘も行われている。

第三に、公共事業分野以外でも経済上の規制緩和が指摘されたが、これについては、その効果について見解が大きく分かれている。

すなわち、一方においては、経済上の規制が民間の設備投資あるいは経済活動を非常に阻害しているとの認識から、その全廃の気持ちで取り組むという考えと、規制の多くは社会的に必要なものであり、また、緩和しても、経済に与える効果については期待できないというものである。

第四に、内需拡大にとつて国内最終需要の過半を占める個人消費の果たす役割は大きい。この点では、労働者賃金上昇率が比較的低位にあること及び租税・社会保障負担増によつて可処分所得の伸びが停滞していること、将来に対する不安感から貯蓄率が依然として高いことが個人消費停滞の原因として指摘されており、所得税減税の実施や高めの賃上げ及び最低賃金額の引上げ、医療費等の税外負担の軽減等の必要性を説く意見があつた。

なお、貯蓄率については、魅力ある消費物資の不足や日本古来の勤儉を指摘する見解もあつた。第五に、労働時間の短縮があげられる。対外経

済摩擦は、政府、産業、企業経営者レベルばかりでなく組合レベルの国際会議の場においても影響を及ぼしている。我が国の長時間労働が各国の失業、不況の原因の一つとみられていたためであるが、対外経済問題諮問委員会報告でも取り上げて、週休二日制の一層の普及、労働時間の短縮を推進していく必要性が合意され、政府部内で具体的な作業に入る事が表明された。

また、労働時間の短縮は余暇時間の拡大を通じて消費機会を増大させ、内需拡大にもつながる側面も指摘されている。

なお、労働者の意識面でも賃金・仕事第一から家庭生活重視へ転換する必要があるとの声がある。

第六に、我が国の住宅水準が特に大都市において未だ欧米水準に比べ見劣りすること、そのことが家具等の購入意欲を削いでいること等の指摘がなされた。住宅建設の面で内需拡大の必要も強く主張された。そのため、住宅ローン返済世帯の低い消費性向の是正をめざし、その利子負担の所得控除の必要性が説かれた。

四 海外協力

海外協力については、日本の努力を更に拡大する必要性も論議され、六〇年度に予算面で倍増計画を達成したことが国際的にも評価されていること、新しい中期計画の作成を決定し作業中であること等その方向での努力が確認された。

なお、ASEAN諸国等への協力に際し、その国の伝統、文化等への考慮を重視し、早急に日本の価値観への同調を求むべきでないとの開陳がなされた。

(付)

技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会調査報告書(第二次中間報告)

技術革新の展開と社会の対応
一、科学技術開発のあり方
(一) 基礎研究の積極的な推進

(一) 産・学・官の連携強化
(二) 国際協力の必要性
(三) 人間及び社会との調和
(四) 情報化社会への円滑な移行
(五) ソフトウェア危機への対応
(六) コンピュータ・セキュリティ対策
(七) プライバシー保護
(八) データベースの整備
(九) 情報格差への対応
(十) M E 技術革新と雇用・労働
(十一) 安定的世界経済秩序の確立とマクロの経済運営等

(一) 職業能力開発と労働力需給調整の円滑化
(二) M E 機器に関する教育訓練
(三) 職種転換の円滑化のための職業能力開発
(四) 労働力市場を通じた需給調整
(五) 雇用形態の弾力化への対応
(六) 労働の質の向上と生産性向上の成果配分等
(七) 労働の質の向上
(八) 生産性向上の成果配分
(九) 中高年齢者用機器及び身体障害者用機器の開発
(十) 労働安全衛生

(一) 中小企業への対応
(二) 労使協議と社会的コンセンサスの形成
(三) 技術革新の展開と社会の対応
(四) 二〇世紀の最後の四半期にある今日、技術革新の大きな波が時代を特徴づけている。それはマイクロエレクトロニクス(M E)、情報通信、新素材及びバイオテクノロジーの諸分野を主要な展開領域としてい

一般に、技術革新は、経済社会発展の原動力としての役割を果たすものであり、今回の技術革新を一八世紀末の産業革命に比肩すべきものとみるかどうかについては種々の見解のあるところではあるが、その経済社会に及ぼす影響には甚大なものがあることに疑問の余地はない。
昨年八月の第一次中間報告では、前記諸分野に

おける最近の技術革新の動向及び産業・雇用構造変化の実態と今後の見通しを明らかにしたところであるので、本中間報告では技術革新の進展とともに我が国経済社会が直面するであろう多くの検討課題のうち、科学技術開発のあり方、情報化社会への円滑な移行及びM E技術革新と雇用・労働の問題に焦点をあてて考察し、それらにどう対応していくのか、経済社会の対応の方向性を明らかにしたい。

一、科学技術開発のあり方

科学技術の進歩は技術革新を促し、産業構造、国民生活を変化させるとともに、我が国経済社会の活性化に寄与するところが大いである。反面、科学技術の進展は、人間の生活環境や倫理に大きな影響を及ぼすところでもある。我が国の現在の技術水準は量産化・商品化技術を含む開発・応用段階では欧米諸国に比肩しうる水準に達したものの、基礎段階では欧米諸国に比較してかなり立ち遅れている等の問題点が指摘されている。二一世紀に向けて我が国の科学技術開発はどうあるべきか、次の四点について述べることにする。

(一) 基礎研究の積極的な推進

現在、我が国が求められている科学技術開発の課題は、欧米諸国から導入した技術の改良研究ではなく自主的な創造的科学技術開発である。しかし、先端技術分野における基礎的研究開発は、今後ますます巨大化、複雑化してくるので、開発リスク、開発期間、巨額の資金等から採算重視の民間企業に委ねるのみでは対応が困難であり、基礎研究を推進していく上で国が果たすべき役割は極めて大きい。ところが、現在、我が国全体の研究開発費に占める政府負担割合は欧米諸国と比べて低い水準にとどまっております。今後、研究開発における政府負担割合の着実な増加を図っていくことが必要である。

この点では、科学技術振興基本法の制定とそれに基づく国の予算措置が必要であるとの指摘がある。

基礎研究においては大学及び国立研究機関の役割が重要であり、これらの機関の活動強化が特に求められている。この場合、大学においては、閉鎖的な立場をとることなく社会的要請をも考慮しながら、その本来の研究開発を一層充実して国際的な水準を維持向上することが重要である。また、国立試験研究機関においても、経済社会の要請、内外の研究開発動向に的確に対応しつつ、基礎的・先導的な研究開発をより拡充強化していくことが求められており、創造性豊かな若手研究者の育成と積極的な登用を図るため、予算、人事などの面で弾力的な運営を図る等柔軟な体制を確立していくことが必要である。

また、我が国においては民間企業が使用する研究開発費は国全体の約七割と大部分を占めており、開発段階に圧倒的な比重で資金が投入されている。こうした民間企業の旺盛な活力が技術開発のより根本的な基礎研究に向かうような条件整備も国が果たすべき重要な役割である。民間企業が基礎研究により多くの資金を投入できるようにするため、①金融、税制上の支援、②民間企業における技術開発の環境条件の整備、③民間企業に対する補助金・委託費の基礎研究への集中助成等の施策について検討を進める必要がある。

なお、民間企業における技術開発の環境条件の整備については、行政の許可が複雑・多岐にわたることが問題であるとの指摘があった。

(二) 産・学・官の連携強化

最近の先端技術分野における技術開発は、急速に大型化、複雑化しており、多数の研究者や巨額の資金、大規模な研究施設を結集して実施しなければならぬケースが増大している。また、技術開発の基礎、応用、開発の各段階が有機的な関係を保ちつつ、技術開発が進められることが必要となつていく。この場合、産・学・官がそれぞれの独立性を保ちつつ、その特色を生かしながら相互補完的な役割を果たすことが重要である。

産・学・官の連携強化のためにはまず人材交流

の条件整備として①客員教授、研修員制度の拡充等人材交流制度の充実、②処遇面を含め、研究者の交流しやすい条件の整備が必要である。また、産・学・官の連携による研究資金の運用の強化も検討する必要がある。企業が大学に研究を委託した場合、予算の弾力的な運用を認めることにより研究投資効果を発揮することが望まれ、また大学における研究資金の配分についても、講座制に基づく研究費配分に加え、研究課題ごとの研究費助成の充実が望まれる。

さらに、研究契約制度についても、産業界と大学、国立研究機関との間の受委託研究にあたっては、研究内容に応じて契約方式の多様化を図り、特許の実施権を受委託企業に優先的に与える等固有特許権の取扱いの弾力化等の施策が必要であるとの指摘が行われている。

なお、産・学・官の共同研究にあたっては、テーマごとにいくつかの企業をグループ化して、学・官との共同研究を行うことが優れた成果に結びつくとの指摘がある。

また、基礎研究に近い段階でのナショナル・プロジェクトの実施が必要であるとの意見もあつた。

以上のほか、産・学・官の連携には具体的な面では種々の問題があるとの意見もあつた。

(三) 国際協力の必要性

技術開発は世界経済の活性化に貢献するものであり、先進国共通の関心の的であるという見地から先端技術分野での国際研究協力については世界的にその必要性に関する認識が高まっている。

現在、我が国経済の世界経済に占める位置にかんがみ、我が国としてもこれまでの受け身の導入型技術開発から研究開発を通じて国際的に貢献する方向へ転換していくため、内外の学術情報提供システムの整備、我が国研究者の海外派遣のための国の制度の拡充と海外からの研究者招へい制度の整備、大規模プロジェクト等の国際共同研究の実施など、我が国の自主的な立場を維持しつつ国際

際交流を積極的に推進する必要がある。この場合、砂漠化、酸性雨等の地球規模の問題への取り組みも重要である。

発展途上国に対しても、相手国の必要とする技術を進んで移転すべきであり、国立試験研究機関研究者等専門家の派遣、技術研修生の受け入れ等のため技術協力費の拡充等を含め、相手国の科学技術活動の基盤の強化と自助努力に資する観点から、相手国の発展段階に応じた技術協力が必要である。

四 人間及び社会との調和

科学技術の発展に伴い、科学技術の人間及び社会への影響は今後ますます大きくなっていくことが予想される。今後、科学技術の開発にあたっては、「人間及び社会のための科学技術」の視点を立って、科学技術だけを先行させることなく、人間性を十分尊重した科学技術開発の推進が重要である。

そのためには、科学技術の開発とその社会への適用にあたって、人間及び社会への適合性等に関して十分な事前の評価(テクノロジ・アセスメント)を行うことが必要である。特に、遺伝子組換えを中心とするバイオテクノロジーの発展は、その安全性の問題やバイオエシックス(生命倫理)の問題を提起しており、十分な社会的対応が必要とされる。

また、人間及び社会との調和という点では、防災のための科学技術及び公害防止のための科学技術の推進に力を入れる必要がある。

なお、今後とも産業用、民生用技術開発に的を絞り、防衛関連技術開発には向かうべきではないとの指摘があった。

二、情報化社会への円滑な移行
最近の情報技術の飛躍的な発展、情報処理技術と通信技術の融合などを背景として、情報化社会への移行が進展しつつある。

情報化の進展は、社会経済活動の急速な成長を促進し、二一世紀には到来すると言われる高度情

報社会において、知的で文化的な国民生活が実現するものと期待されている。

しかしながら、情報化社会への移行の過程においては、様々な経済的社会的諸問題が発生し、社会に非常に大きな混乱が起きる可能性も指摘されている。今後、情報化社会への対応として、「三M」技術革新と雇用・労働」で詳細に触れる雇用面での対応のほか、共通して以下のものがあげられている。

(一) ソフトウェア危機への対応

情報化の急速な進展で、ソフトウェア技術者の不足、ソフトウェアの需給ギャップ、ソフトウェアコストの増大等ソフトウェア危機が出現しており、重大な隘路となるおそれがある。

ソフトウェア危機への対応には、現在手作業に依存しているソフトウェア生産を、コンピュータで製作するなど効率化、高度化を図ることが必要である。またソフトウェア技術者の養成及び情報分野への職域転換のための教育の充実が急務である。

なお、ソフトウェア開発者の権利を保護するための法改正が行われているが、ソフトウェアの開発、供給の促進を図るためには、今後ともソフトウェアの権利保護のあり方について、国際的調和に留意しつつ、中長期的観点から検討を行うことが必要である。

(二) コンピュータ・セキュリティ対策

コンピュータを利用した情報化の波は社会経済活動から国民生活まで幅広く浸透している。それだけに自然災害や人為的な要因により、情報システムの機能停止、不完全処理、不正使用、データの漏洩等が発生した場合、たいへんな経済的、社会的混乱が起きることは必至である。

情報システムの安全性、信頼性確保のための対策は、第一義的には民間企業の自主的な実施に待つべきものであるが、国としても民間企業のセキュリティ対策の基準となるような全般的なセキュリティ対策の推進方向及び各種のコンピュータ・システムに対するセキュリティ対策の具体的な

タ・システムに対するセキュリティ対策の具体的な内容等を提示すると同時に、一般利用者が企業のセキュリティ対策の実施状況を客観的に判断できるようにするなどセキュリティ対策の拡充を図る必要がある。

さらに、コンピュータ犯罪対策も大きな課題であり、法的な対応を検討する必要がある。

(三) プライバシー保護

情報化の進展に伴い、個人に関するデータが大量に収集・蓄積・利用されるようになり、個人のプライバシーが侵害されるおそれ著しく高まっている。特に公的部門のデータは量的ウエイトが高く、不適正なデータ利用が生じれば、プライバシー侵害の程度も大きく、その範囲も広範なものとなると考えられる。また、民間部門においても個人データの蓄積が進んでおり、プライバシー保護対策の重要性を高めている。

プライバシー保護対策についてはOECD理事會が公共及び民間両部門に適用対象とするガイドラインを勧告している。その骨子は、①個人データ収集の場合、収集目的を明確化し、適法かつ公正な手段によつて収集し、目的以外の利用を行わないこと、②個人データは紛失、不法なアクセス等の危険に対し保護されなければならないこと、③個人が自己に関するデータの存在及びその内容を知ることができると同時に、自己に関するデータについて異議申立てができ、異議が認められた場合にはそのデータを修正または消去することができると等である。

我が国としても制度的な対応を図ることが急務である。

(四) データベースの整備

今後、社会経済活動がますます情報依存性を高めるにつれてデータベースなどの情報資源が不可欠のものとなる。

我が国におけるデータベースサービスは著しく遅れており、多くは外国のデータベースに依存せざるを得ないのが現状である。我が国の情報化を

進める上でも、また、外国のデータベースを対等の立場で安定的に利用し続けるためにも、我が国において独自の情報資源を開発し、データベース化していくことが重要となる。

しかしながら、データベースは各分野の最新の情報を扱うものであるため、データベースの構築には対象とする分野の専門家が多数必要となり、オンライン検索システム開発費等データベース構築のための投資額も巨額にのぼるため、純民間ベースでの十分な整備は困難である。

このため、国としても資金面、人材面で政策的な支援を行い、データベースの整備と国際情報流通の促進を図る必要がある。

情報資源の開発にあたっては、大量多様な原始情報が公開されることが前提となる。従つて、国費によつて収集された膨大な原始情報は、国家機密、企業秘密、個人のプライバシーにかかわるもの以外は納税者に還元公開されるべきである。

(五) 情報格差への対応

産業の情報化は企業内だけでなく、企業間、業界内、異業種間へと進展している。

今後、情報システムを介した下請系列化の促進、情報システムの相互運用性欠如による設置費用の増大等は企業間の情報格差を拡大し、中小企業のなかには情報化に対応できなくなるものが出てくる。このため、情報システムの相互運用性の確保、データベースを含む業界内共同情報システムの構築等が必要である。

なお、システム化に伴い、中核的企業はシステムの運営を通じて構成員の事業活動に対する監視、拘束を行うことが容易になるため、構成員の自由な事業活動に対する制約を生じないよう競争政策上の対応が必要となる。

情報格差は企業間だけでなく地域間でも拡大するおそれがある。中央と地方との関係についても情報の流通が活発になり、その格差は正に役立って反面、場合によっては逆に格差の拡大につながる可能性もある。国としても技術面をも含めた支援

措置等により、地域間でバランスのとれた地域情報化基盤の整備を図る必要がある。

三、ME技術革新と雇用・労働

ME技術革新(ファクトリー・オートメーション及びオフィス・オートメーション)の展開が雇用・労働に及ぼす影響の現状については、すでに昨年の中間報告で明らかにしたところである。その要点は、第一に、一九七〇年代後半以降の急速なME化の進展にかかわらず、我が国経済が比較的良好なパフォーマンスを維持したことや第三次産業における雇用の拡大のみられたこと等によつて、これまでのところ国民経済全体としてみた場合には、ME化の省力効果を雇用の増大が上回っており、欧米諸国で言われているような雇用問題の深刻化を生じていないということである。第二に、労働の質についても、労働者は従来の熟練に加えてプログラミングやメンテナンスの知識・経験を得て技能の高度化を生じており、積極的な側面が主となっていることである。第三に、ME化に伴つて生ずる職種転換も、一部に不適応の問題を生じつつあるが、全体としては比較的円滑に進行していることである。

しかしながら、ME化への対応の過程にはいくつかの無視することのできない問題が生じている。それは、中高年齢者がME機器導入工程から排除される傾向にあること、一部に女子労働者の採用抑制傾向のみられること、ME機器への不適応あるいは配置転換による新たな職務への不適応等から精神衛生面の障害が出ていること、VDT作業に伴う健康障害のみられること等の問題である。

今後、ME化の進展がよりシステムとしての導入を高め、ネットワーク化の方向へと進むにつれて、その省力効果は従来を上回って大きなものとなり、失業者や不適応者の増大することが予想される。また、世界経済は、現在、二一世紀に向けて安定的秩序の構築期にあるが、その安定的枠組みの形成に困難を生じようとする事態に立ち至れ

ば、ME化への円滑な適応は困難となり、失業を含め、その問題点が深刻化する事態も考えうる。今後生じうる諸問題に対し、政府の対応、労使の協調、国民のコンセンサス等十分な対応策の検討が必要とされることである。

(一) 安定的世界経済秩序の確立とマクロの経済運営等

ME技術革新の展開は、新たな需要を創出し、また国際競争力の強化を通じて、我が国経済の発展を起す大きな潜在力を秘めている。しかし、留意すべきは、ME技術革新のもつ成長潜在力が現実経済の中で発生してくるかどうかが技術だけでは解決できない問題だということである。これまでの我が国経済の良好なパフォーマンスも海外市場への輸出超過に依存する部分の大きいことが、この点で一つの懸念材料となる。

したがって、国民経済全体としての雇用機会の確保に与つて、前提となる基本的な課題は、第一に、世界経済が全体として発展することを可能とするような新たな世界経済秩序の確立のために、我が国が積極的な役割を果たすことである。そして、その中で我が国経済が過度に輸出超過に依存することなく、世界経済と調和した自律的経済発展の方向を探ることである。

第二に、この点で産業政策の果たす役割が大きい。

その一は、技術開発及び先端産業の育成による我が国経済の活性化であり、投資減税等民間の技術革新投資を促進する施策の必要性が指摘されている。

その二は、従来型産業(軽工業及び重化学工業)に先端技術を活用すること等によつて、より製品ニーズの多様化、高度化に適した発展を図ることである。この場合、地場産業等地域経済の発展に結びつくような産業政策が必要である。

その三は、製造業で抑制される雇用機会にかわり、サービス部門の発展による雇用機会の確保が重要であり、高齢化社会に対応して、特に福祉サー

ビス関連の雇用機会の増大が望まれる。

(二) 職業能力開発と労働力需給調整の円滑化
雇用機会の確保にとつて、以上のほか労働力需給不適合の調整が必要である。この問題については、企業内外の職業能力開発の推進が基本的な対応の一つとなるので、その課題と絡めて述べることにする。

ME機器に関する教育訓練

ME機器に関する教育訓練を通じて労働者の技能を高めることは、ME技術革新への適応にとつて基本的な課題である。ME機器導入工程の労働者は、従来の熟練技能に加えて、それとは異質の論理的思考や数値的表現の能力を要求されることから、ME技術の修得には非常な努力を要している。現状の企業内教育訓練に対しては、労働者の側からは不十分であるとする意見が多く、その方法、時間等については一層の充実が必要である。

特に、ME機器導入工程から排除される傾向にある中高年齢者については、独自のカリキュラムを作成し、十分な時間をかけてME機器への適応を図ることが重要である。このことは、今後の労働力供給が一層の中高年齢化の趨勢にある現在、労働力需給の不適合を回避する上でも非常に重要な課題である。

また、女子労働力についても、今後の労働力供給の女子化の進展の中で、単純作業や補助的業務に固定することなく、その能力開発を図ることが重要である。

なお、公共職業訓練について、その内容をME化に対応して充実するとともに、中小企業労働者の教育訓練の機会充実のため、独自の施策が必要である。

職種転換の円滑化のための職業能力開発
現在、企業はME化に伴つて生じた余剰人員に対して配置転換をもつて対応しているが、配置転換は労働者に新たな職種への適応の問題を生じている。また、中小企業の中には、技術革新に適応

できず倒産する企業も出ており、そこでの離職者も職種転換の課題に直面している。

これに対して、労働力需要の面では、その構成に質的变化を生じており、今後、技能労働者の比重は一層低下し、技術者への需要や調査企画部門あるいは事務・サービス部門従事者への需要が増大する傾向にある。

したがって、労働者は、その職種転換にあつて、全く新たな知識・技能を要求される傾向にある。柔軟な職種転換能力が求められている。その円滑な対応には職業能力開発の果たす役割が大きい。この場合、ホワイトカラー職種を含め幅広く様々な職種について、新しい技術等に即応する内容の教育訓練の実施が必要である。この場合企業内教育訓練のみでなく、公共職業訓練の果たす役割も重要であり、その内容の多様化、高度化が必要とされている。

なお、重要度を増しつつあるソフトウェア技術者については、その供給が不足する傾向にあり、企業内外の教育訓練を通じてその養成・確保に力を注ぐ必要がある。

労働力市場を通じる需給調整
労働力市場を通じた需給調整の役割は、今後、一層その重要性を高めると考えられる。したがって、時代の要請に適合した形で公共の職業紹介機能を充実することが必要である。

なお、この問題では、「中間的労働市場」の提言が行われている。その内容は、技能労働者をも含めた人材派遣事業の公認、及び余剰人員を企業グループの枠を超えて出向させるための人材仲介事業の公認を求めるものであり、賛否の意見のあるところである。

雇用形態の弾力化への対応
企業の労働力需要の質的变化や労働力供給の女子化に伴つて、情報処理サービス業や事務処理サービス業における派遣形態の労働者の増加が見られるなど、従来の終身雇用の枠を超えた労働力の流動化の傾向が生じている。また、今後、フ

レックスタイム制や在宅勤務あるいは高齢者のパートタイム雇用の増加等雇用形態の多様化の生じる傾向にある。これらの新しい動きに対しては、労働者の保護と雇用の安定という見地からの対応が必要となる。

また、ME化にともなう職務内容の変化は、従来の年功的なキャリア形成、職務編成、賃金体系との間に不整合を生じる傾向にある。この点への対応も今後の検討を要する課題である。

(三) 労働の質の向上と生産性上昇の成果配分
労働の質の向上

ME技術は労働者の職務能力の拡大や仕事の自由度の拡大をもたらす可能性をもっている。しかし、技術の性格がおのずからそれをもたらすものではなく、ME技術はプログラミング等高度な作業を行う労働者と機器の操作・監視をもつぱらとする単純技能労働者とに二極化する職務編成を可能とする技術でもある。

したがって、企業においては、「労働の人間化」に資する観点から、できるだけ高度の熟練と幅広い職務分担を可能とする職務編成、キャリア形成、能力開発に努めることが望まれる。また、このことが労働者のモラルを高め、生産効率の向上に資することとなると考える。

なお、労働者の熟練形成の問題では、ME機器の習熟のみでは技術水準が固定し、停滞してしまうこととなるので、併行して、従来の汎用機器による技能向上に独自に取り組む必要がある。

生産性上昇の成果配分
生産性上昇の成果配分については、賃金等労働条件の向上、労働時間の短縮、福利厚生充実の結ぶつけことが期待される。

特に労働時間については、我が国の年間総実労働時間が欧米諸国に比べて大幅に長くなっていることもあり、労働生活の質的向上という観点から、休日増も含めてその短縮が望まれる。また、これは、ワークシェアリングを通じて雇用機会を維持確保するという観点からも重要な検

討課題である。ただし、ワークシェアリングについては、賃金の問題その他解決しなければならぬ困難な問題があるとの意見もある。

なお、時間短縮の問題は、労使間の団体交渉のみに委ねるのではなく、時間外労働の最高限を定めることを含めて法改正を検討する必要があるとの指摘がある。

中高年齢者用機器及び身体障害者用機器の開発

ME技術の発展は、中高年齢者の加齢とともに衰退する能力を補強する機器や、身体障害者の喪失機能、欠損機能を補う機器の開発を可能としている。今後、これらの機器の開発の促進と低廉化によつて、中高年齢者及び身体障害者の雇用機会を拡大することが重要である。

労働安全衛生

ロボットによる労働災害の発生に対しては、労働省令で産業用ロボットの安全基準が設けられる等の対策が進んでいる。今後、機器の異常動作等を機器自身が制御する技術や人間の誤操作に対して安全を確保するための技術開発の進展が望まれる。

VDT労働に伴う健康障害としては、眼精疲労、頸肩腕障害、精神的ストレスに加えてVDT作業従事者に異常出産の多いことが指摘されている。これへの対策としては、職場環境の改善等とともに、VDT作業時間について一日の最長作業時間、一連続作業時間を制限し、一連続作業時間後の休憩時間の確保が重要であるとして、労働省の指標(ガイドライン)をはじめ労働組合等各種機関から基準、ガイドラインが提示されている。今後、電磁波の人体への影響や妊産婦対策等を含め一層の研究を進めることにより、規制措置を含む十分な安全対策の確立が望まれる。

精神衛生面については、ME機器や職種転換への適応、労働の質の向上及び労働時間短縮等の面での対応が重要であるが、同時に、精神衛生面での調査自体が十分に行われていないという問題がある。精神衛生面での調査の実施には困難を伴うところから、国が関与することによつて広範な調査を行うことが望ましい。

なお、ME機器の導入は、重労働や有害危険作業の減少をもたらすことによつて労働安全衛生に寄与するところが大きい。この面では、特に、炭鉱や各種金属鉱山の地下作業に導入しうるロボットを国の責任で開発し、防災に努めること等今後の検討課題である。

ある。精神衛生面での調査の実施には困難を伴うところから、国が関与することによつて広範な調査を行うことが望ましい。

なお、ME機器の導入は、重労働や有害危険作業の減少をもたらすことによつて労働安全衛生に寄与するところが大きい。この面では、特に、炭鉱や各種金属鉱山の地下作業に導入しうるロボットを国の責任で開発し、防災に努めること等今後の検討課題である。

四 中小企業への対応

我が国経済社会に占める中小企業の位置は大きく、雇用の問題を考える時、中小企業への対応の重要性は大きい。現在、中小企業は、ME技術革新の進展と製品ニーズの多様化・高度化という需給両面の環境変化の中で、大きな再編成の過程にある。そのなかで、多品種少量生産を存立分野とする中小企業にとつて有利な局面が現出しており、一方では技術開発力を強め、柔軟な対応と積極的な企業活動を行い、売上高と雇用を増大する企業が一層の躍進を遂げて形成されつつある。しかし他方では、限られた市場をめぐる競争の激化の中で、環境条件の変化に適応できず敗退する企業が出現している。

したがって、中小企業への対応の第一は、成長する企業に対してその活性化を可能とする条件を整備することである。そのためには、一つには、中小企業の技術開発力を高めるための援助が必要であり、二つには、中小企業労働者の技能の高度化を促す能力開発の充実が必要である。

対応の第二は、敗退する企業については、離職する労働者のための能力開発の機会を充実すること等を通じて、できるだけフリクションを小さくすることである。

なお、下請企業のなかには、親企業の要請によつてME機器を導入する例がみられるが、このような場合、親企業はそれに見合った仕事を保障する必要がある。また、減少傾向にある国の中小企業関係予算については、これを充実する必要がある。

との意見があつた。

(四) 労使協議と社会的コンセンサスの形成
以上、ME技術革新の展開に伴ういくつかの課題と対応について述べたがこれらの対応策を実現するためには、労使間の十分な協議と社会的コンセンサスの形成が不可欠である。また、ME技術革新は、現在なお、その緒に付いた段階であり、今後の日本経済をめぐる環境条件の変化やサービス経済化、情報化の進展とも相俟つて、現段階で考えうる範囲を超えた新たな対応を要する事態の出現する可能性もないわけではない。この点から社会的対応のための場を設けることは重要である。

したがって、第一に、企業において、ME機器の導入にあつて、導入される機器の種類、導入時期、職務内容や職務編成のあり方、人員配置の変更、教育訓練、労働条件の変化、安全対策等について労使間で十分に協議することが望まれる。特に、中小企業においては労働組合が未組織である場合が多いが、そのような場合にも、従業員との間で十分な話し合いが必要である。

第二に、先述した課題の中には国レベルで対応すべき課題が多く、また、技術革新の一層の展開に伴つて生じる新たな問題にも柔軟に対処できるように、政・労・使で協議するための場も必要である。その場合、未組織労働者の意見の反映についても十分な意を配ることが重要である。

なお、必要に応じて産業レベルでの協議の場を設けることも検討に値しよう。

第三に、ME技術革新の地域経済及び地域の雇用にも及ぼす影響についても地域レベルでの政・労・使の協議が必要となるであろう。

(付) 高齢化社会検討小委員会調査報告書(第二次中間報告)

高齢化社会への対応

豊かで夢のある高齢化社会をめざして

一、序文

二、要援老人のための対応

(一) 介護施設の整備

(二) 在宅サービスの拡充等

(三) 健康システムの確立

三、老年痴呆について

(一) 老年痴呆についての研究体制のあり方

(二) 老年痴呆の予防

(三) 老年痴呆の人々に対する介護のあり方

四、社会福祉サービスの多様化

(一) 新型の社会福祉供給組織の発生

(二) 民間企業の参入への配慮

(三) 地方自治体の高齢化対策の推進

五、高齢者の就業問題

(一) 定年の延長等

(二) 就業機会の拡大

(三) 国及び地方自治体の高齢者雇用対策

高齢化社会への対応

一、序文
人口の急速な高齢化により我が国はこれまで経験したことのない高齢化社会に急速に近づきつつある。高齢化社会はしばしば活力のない暗いイメージでとらえられ、人々に自らの老後生活等に対する漠然たる不安を与えている。目前に迫っている高齢化社会にいかに対応するかが、今や全ての国民の課題となつていく。

高齢化社会とは個々人にとつては「人生八〇年時代」といわれるように、長寿社会であり、まさに望ましいことである。また長寿社会になることは我が国にとつても誇るべきことである。しかし問題は人生八〇年を振り返つてみて「長生きして良かった」といえる社会、高齢者が尊重される社会であるかどうかである。このような長寿社会において個々人が老後を含めて健康で実りの多い豊かな人生が送れるよう幅広い総合的施策が求められている。これまでの「人生五〇年時代」の中で

形成されてきた就業、社会保障、教育・学習、住宅・生活環境、税制等の経済社会システムを「人生八〇年時代」の新たな経済社会システムに変えていくことが緊急の課題である。このような観点に立ち、本小委員会は昨年提出した中間報告の中で高齢化社会の現状見通しについて明らかにするとともに今後の検討課題として高齢者の雇用確保、健康と福祉の充実、住宅・環境の整備、高齢化の地域格差、負担・財源のあり方、行政のあり方等を指摘したところである。

その後、本小委員会は検討課題が幅広い範囲にわたっているためその中の幾つかの課題を中心に「高齢化の諸問題」について調査、検討を行った結果、一応課題に対する対応が明らかになったものの、今後一層検討を重ねていく必要があるもの、また新たな課題としてとり上げていくべきもの等調査検討の進展をみるに至つたためその概要を報告するものである。

二、要援護老人のための対応

(一) 介護施設の整備

平均寿命の伸長とともに健康で経済、社会活動に従事し、自立している高齢者が多くなつていく反面、健康、体力が衰え、日常生活になかた支障が生じているため、なんらかの手助けを必要とする高齢者も増えている。これらの高齢者は「要援護老人」といわれているが、今後、後期高齢人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が大幅に増加することは明らかである。しかるに急増するこれら高齢者に対する介護施設の整備が大幅に遅れており、施設に入れないで待機している高齢者が少なくない。

このため介護にあつては同居家族の過重な身体的、精神的負担から家庭が崩壊に瀕する例もみられる。従つて、介護施設の整備・拡充は緊急の課題である。政府は積極的にこの問題に取り組むべきであり将来にわたつて、十分ニーズに応じられるよう計画的に整備を図る必要がある。

また、介護施設の整備にあつては、質的な面

でも配慮する必要がある。従来ややすくと介護施設である特別養護老人ホーム等は不便な場所に設置されていたため地域社会や家族から分離され、単なる収容施設にとどまつていた例が多いが、こういった状態を改め、近隣から出来るだけ離れることのないよう高齢者、家族、地域に開かれた施設、各種の在宅福祉サービスとの連携をもつ施設として位置づけることが求められている。このため、特に地価の高い大都市においては、土地取得の際の助成、施設基準の弾力化、建物の高層化等による公共施設の有効利用等のきめ細かな施策を検討していく必要がある。

なお、遠隔地にある施設の相互利用（例えば沖縄と北海道の施設の相互利用）のネットワーク化についても検討する必要がある。

従来、施設の整備にあつては、建物、収容人員、土地等のハードな面での整備を図ることに重点がおかれていたが、今後はソフト面においても十分配慮する必要がある。国は、民間の福祉団体である、例えば社会福祉協議会等を一層拡充するためその助成の強化につき検討すべきである。そのためには社会福祉基金等の制度をつくり、社会、地域全体の参加による社会福祉体制を確立する必要がある。

また、老人病院と特別養護老人ホームにおいては重介護老人を取り扱っているが、老人病院における医療サービス、特別養護老人ホームにおける健康・福祉サービスの向上を図るとともに、医療面のサービスと健康・福祉面のサービスが一体となつて提供されることが不可欠であるとみられるので、両施設の長所をもつたいわば中間施設を新しい形の介護施設として制度化する等広い視野に立つて総合的に検討すべきである。さらに健康維持を目的とした医学的リハビリテーション、精神医療、家庭介護教育等を包括した新たな総合的短期ケアのための施設の整備についても検討していく必要がある。

(二) 在宅サービスの拡充等

訪問看護制度、家庭看護員制度をはじめとする各種の在宅福祉サービスがこれまでに整備拡充されてきたが、まだまだ十分とはいえない状況にある。介護施設の整備を図りつつも、今後、介護を要する高齢者が急増することを考えれば、すべてを施設で処遇することは困難である。また財政的見地から高齢者福祉の責任を安易に家族（在宅福祉）に担わせる考えには賛成できないものの、できる限り住み慣れた住居や環境の中で家族とともに生活することは高齢者自身にとつても家族や地域社会にとつてもノーマライゼーションの観点から望ましいことである。

各種の意識調査によつてみても家族との生活を望んでいる高齢者が多いのが実情であり、高齢化社会の対応にあつて在宅サービスが果たす役割は大きいといえる。

我が国ではこれまで高齢者に対する介護の面で、家族、特に女性が大きな役割を果たしてきたが、家族の身体的、精神的負担が女性にしわよせされている面があるとの指摘がなされているので、かかる女性に対して何らかの助成措置を検討していく必要がある。また大都市等においては核家族化等により高齢者の一人暮らしや夫婦世帯が増加し、実際、深刻な問題も生じており、家庭機能が低下する傾向にあるとみなされている。

今後とも、公的部門は在宅保健医療サービスや家庭看護員制度等の一層の充実を図るほか、家族の介護負担の軽減と休養の確保を定期的に図ることにより家庭での良好な介護環境が持続出来るような短期入所ケア等の機能を整備する等在宅サービスの拡充強化を図る必要がある。

高齢者が安心して暮らせるよう地域医療施設の充実、防犯体制の整備等を図る必要がある。

また、在宅福祉を充実させ豊かで幸福な生活を家庭の中で送るためには、生活の基盤である住宅の充実が重要になる。例えば住居の構造や住宅内設備を高齢者にとつて安全で住みやすいものにし

たり、二世帯、三世帯の同居もしくは近居を希望する者にはそれを容易にする施策が必要である。また、老後どこに住むかは高齢者自身が決めることであるが、政府においても国土政策の観点から高齢者がどの地域に住むことが適切なものか、そして、老・壮・青が渾然一体となつた活力ある調和のとれた地域とはどのようなものであるかに関して検討していく必要がある。

(三) 健康システムの確立

健康はあらゆる活動の基盤であり、生涯をいきいきとしたものとし、健やかに老い、そして老後を豊かにする上で欠くことのできない条件である。従つて人生八〇年時代を迎えて個人においても青年期から日常生活における健康管理に努めることが重要であることはいうまでもない。近年、保健医療分野において治療重視の体制を健康増進・疾病予防重視の体制へと発展させているが、高齢者への医療体制の充実を図りつつ、この方向を一層強力に推進する必要がある。また高齢者の死因のトップを占めるガンに関しては検診体制の確立により早期発見治療に努めることが望まれている。

なお、高齢者のハリ、キウの利用に関しては保険の適用条件の弾力化につき、今後、検討していくべきであるとの指摘がなされているところである。

三、老年痴呆について

平均寿命が世界一となつた我が国は、世界に比類のないほど急速に高齢化が進行しており、後期高齢人口の増加にもなつて知能障害をもつ痴呆老人が今後急増することが予想されている。これにどう対処するかは我が国のみならず世界的な課題となつていく。

(一) 老年痴呆についての研究体制のあり方
痴呆性老人問題については、最近、人々の関心が高まりつつあるが、現状においてはその対応は極めて立ち後れているのが実情である。
知能障害により日常生活に支障を来す痴呆は

六五歳以上の老人の場合、その出現率は四・五％であるといわれており、全国推定では現在五〇万人から六〇万人位にとみられている。

高齢者の場合、脳血管障害による痴呆と老年痴呆と略称されているアルツハイマー型老年痴呆とが考えられるが、後者については現在までのところまだその原因が究明されておらず、その対策は困難な状況にある。この五年位の間に世界各国で基礎的な研究が盛んに行われているが、我が国におけるアルツハイマー型老年痴呆の基礎的研究は諸外国に比べて著しく遅れているといわれる。病因の早期解明と治療方法の開発を図るため、総合的な研究体制を国家的プロジェクトとして整備する必要がある。

(一) 老年痴呆の予防

高齢者が老年痴呆にならないようにするため日頃からの食生活の改善・健康の維持・管理を図るとともに、趣味、スポーツ、コミュニティ活動等の社会的活動に高齢者が積極的に参加できる基盤づくりを推進する。その際には老・壮・青が渾然となつた形で、社会交流を深めていく必要がある。また、多少の収入が得られ、その人に向いている仕事をするのが痴呆にならない秘訣ともいわれており、このような仕事を積極的に開発していくことも必要となってくる。

(二) 老年痴呆の人々に対する介護のあり方
老年痴呆には軽いものから重度のものまで、いろいろな段階のものがあつて、従つて痴呆性老人の中には適切な専門的治療によりその症状の軽減を図ることが出来る老人も含まれている。

今後は専門家の養成、確保を図るとともに、適切な診断や助言を受けることが出来る体制を全国的に整備することにより、身近な地域社会の中で人々が安心して治療出来るようにする必要がある。

また、痴呆性老人のうち重介護を要する者に対しては、施設ケアを基本としつつも、今後増大するとみられる痴呆性老人に適切に対処するためには、在宅ケアを一層重視する必要がある。在宅ケアの場合には、家族の経済的負担が大きいだけでなく、介護に当たっている者の身体的・精神的苦痛が極めて大きい場合がしばしば見受けられるので、地域において短期収容やデイケアをする専門施設を整備する等家族の負担を軽減、支援するための具体的な施策が今後一層必要になる。

なお痴呆性老人を収容する施設は特殊な機能を有しているので施設のあり方に関して幅広く専門家を結集して研究していくことも課題となつていく。

四、社会福祉サービスの多様化

(一) 新型の社会福祉供給組織の発生

今後訪れる本格的な高齢化社会における高齢者は概して年金等によりある程度の生活が可能になるといわれており、さらに高学歴化、価値観の多様化等により福祉に対するニーズも一層高度化、多様化するものとみられるが、すでにその傾向が顕著にあらわれている。福祉サービスを供給する主体も政府・地方自治体の公的部門のほか、家族、地域コミュニティ、非営利団体(慈善団体)、民間の営利企業等と多様化している。昭和五〇年代から様々な形で大都市及びその近郊都市を中心に地域社会を基盤として新しい社会福祉のサービス提供組織が生まれている。このような現象は大都市においても人口が急速に高齢化しつつあること、社会福祉サービスが極めて手薄であること、核家族化等の進展により家族の扶養機能が弱体化してきていること等のため生じたものである。

武蔵野方式にみられるような新しい在宅福祉サービスの供給組織の特徴は有料でサービスを提供すること、協力員として家庭の主婦がサービスの担い手となるなど地域に開かれた住民の参加型の組織であること、誰でもがニーズに応じて必要なサービスを住みながら地域で利用できることなどである。即ち営利的なサービスとは違い、地域住民の連帯を基礎にした有料の社会福祉サービス供給組織である。またサービスのメニューは非常に多様であり、高齢者の自立を尊重し、支援しつつ各自の希望に沿ったサービスを提供しており、多くの高齢者は従来の孤立から解放され社会とのつながりができ安心して生活を営むことが出来るようになったといわれている。しかしながらこのような有料の福祉サービス供給組織が一般化するに伴い、結果として低所得者層が福祉サービスから排除されることのないよう特段の配慮を払う必要がある。

また、このような社会福祉供給組織は法人格を有していないために不安定な状態に置かれていく。将来こうした方式が広く普及されるためには、法人格を含めて制度上の整備についてさらに検討していく必要がある。

また、武蔵野方式の利用者の六割が低所得者層であり、そうした人々は家庭奉仕員の無料サービスを受ける資格を有しているが、その供給が少ないためやむを得ず有料サービスを受けている面もある。今後、低所得者層にどうやって良質な福祉サービスを保障していくかを公的責任問題とも関連させて研究していく必要がある。

(二) 民間企業の参入への配慮
民間企業のシルバー市場への参入が近年急速に進んでいるが、民間企業のもつ創造性、効率性を高齢化社会への対応に生かすことは今後一層必要になる。しかしながら民間企業の中には、高齢者に劣悪なサービスを押しつけたり、高齢化社会への不安をかきたてて企業の営利活動に利用したり、さらに高齢者の貴重な財産に損害を与えたりしている例も見られるので政府はきめ細かな配慮と消費者たる高齢者が正しい選択をすることが出来るような情報提供のシステムに配慮することが必要である。

(三) 地方自治体の高齢化対策の推進
高齢者は地域の中で住み、生活を営んでいることから高齢者対策における地方自治体の果たすべき役割は大きく、実際これまでも貢献している。特にきめ細かに対応することが望ましい社会福祉ニーズについてはその実施運営に当たりそれぞれ地方・地域によつて事情が異なり、多様化していることもあり、地域や個人の事情に精通している地方自治体、県、市町村が対応していくことが適当である。

また、地方自治体は様々な公的・私的分野の社会福祉サービス供給体との調整、取りまとめの役割を果たすことによつてきめ細かな総合的福祉行政を推進する必要がある。このため国と地方の役割分担とそれに必要な財源の配分に関しても今後、検討を要するであろう。

なお、国としては財政力のある地域とない地域において福祉サービスを受ける上で格差が生じないように福祉のバランス、公平の観点から調整していく必要がある。

以上、新型の社会福祉組織、民間企業、地方自治体について取り扱ってきたが、これは国が社会保障の責任を放棄するという意味ではなく、国としては高齢者が豊かで安心して生活が送れるように福祉の諸制度の長期的安定を積極的に図っていくことが必要である。

なお、福祉サービスの実施主体は地方自治体、医療機関、保健所、社会福祉法人、社会福祉協議会等様々であり、それらをつなぐ総合的包括的な福祉サービスが欠如している面がある。したがって総合的福祉サービスのあり方及びそのなかでの国の果たすべき役割等について今後検討すべきだという指摘もなされている。

五、高齢者の就業問題
労働市場はこれまで主として青年層を中心に出来上がつてきたが、八〇年代に入つて五五・六四歳層の顕著な増加により労働力の高齢化が進むことになり、今後、これまでの雇用制度・慣行の見直しが必要になることが予想される。高齢者の就業を考えるにあつて、基本は働く意思と能力のある高齢者の雇用が確保されることであり、また日本経済のバイタリティを維持していくためにも高齢者の積極的な活用を図っていくことである。こ

のためには積極的にワークシェアリングについても検討し、職場にあつては老・壮・青が一体となつた調和のとれた活力あるかつうるおひのある職場環境をつくりあげていくことが必要である。

(一) 定年の延長等

政府は六〇歳定年を昭和六〇年度に一般化する事を積極的に推進しているが、現状では六〇歳定年は実施予定を含めても企業数の六五%にとどまつている。

現在、雇用審議会において六〇歳定年の法制化問題が審議されているが、この問題については経営者側は年功序列賃金体系、退職金制度、人事処遇制度の見直しなどとの関係があり、また定年延長の仕方についても企業ごとに多種多様な工夫をしているため賃金決定と同様に法律による画一的な規制になじまないとしている。一方、労働側は高齢者の失業率が全体と比べて非常に低く、六〇歳定年の一般化が遅れている等を考慮すると国の制度なり法律なりによつて定年制を決めることが必要であるとしている。この問題については年金との関連も含めて総合的な観点から検討をしていく必要がある。

また、政府の国民生活審議会においても「①定年を含む引退年齢を六五歳〜七〇歳に延長②年金支給の開始を六五歳に引き上げる」という提言がなされている。

実際、六〇歳定年後も多くの人々が生活、生きがい等のため働いているのが現状であり、延長後の六〇歳を過ぎても再雇用あるいは勤務延長という形で雇用を継続したり、高齢者向きの受け皿会社をつくる等の事例がかなり多くの企業でみられる。今後とも企業内における対応努力を一層進めることが求められるとともに「人生八〇年時代」に対応した雇用の延長が必要となつていく。

政府においても就業生活から年金生活への円滑な移行を進めるためトータルな生活設計の視点から総合的で多様性のある政策を推進していくことが必要である。

なお、再就職後の高齢者の労働条件の大幅な低下の問題についても改善につき十分配慮すべきなどの指摘があつた。

(二) 就業機会の拡大

中高年齢者自身も高齢化社会で生きていくためには自己研さんが必要であり、若年期から職業生活の全期間を通して段階的かつ体系的な教育訓練を行うことにより、計画的に能力の幅を広げ質を高めていくことが重要である。

最近のME化等の技術革新の進展は筋力、視力等加齢により低下する高齢者の能力を補完する側面を有するものであり、これにより高齢者の就業機会の拡大あるいは高齢者の生産性の向上に寄与することが期待される一方、中高年齢者の中にはこの技術革新の波に適応出来ない者の出るおそれもある。十分な時間をかけて教育訓練、研修等を行うことによつて高齢者が溶け込めるようにするとともに機械設備の改善等を図っていくことが必要である。また、高齢者の体力と就業志向に大きな個人差があることを前提として高齢者の長年の知識・経験を生かした多様な職種と短時間就業等の就業形態を創造していくことが必要となつてきている。

なお、今後、夫を失い一人で生活していかねばならない高齢女性の増大が予想されるのでこの人々が収入を得られる就業機会の開発も検討課題となる。健康管理についても労働者自身による高齢になる以前の健康づくりとそれを支える企業における中高年齢者の予防的健康管理の充実が要請される。

高齢者はまた、一般的にはほかの労働者に比べ労働災害の発生率が高くなつており、高齢者の働く職場環境の改善等の労働安全の確保を一層図っていく必要がある。

(三) 国及び地方自治体の高齢者雇用対策
民間の企業で雇用を増やしていくことが基本であり、企業全般における高齢者の雇用の維持、確保を図るため国、地方自治体は指導、助成等の施策を強化していく必要がある。特に、経営基盤の弱い中小企業は高齢者の教育訓練、技術開発等の面で大企業に比べて劣るので政府は新たな対応努力に対して積極的に支援していく必要がある。また高齢者のためのきめ細かな求人、求職情報システムの拡充、整備を推進するとともに、労働者自身の自助努力を促し、職種、職場の転換に対する適応力を高めるための教育訓練機会の活用、誘導助成を強化していくことも重要となる。このため、最近のME化等の技術開発に十分対応できるように公共職業訓練所の拡充・整備を図るとともにシルバー人材センターの拡充・強化に努めていく必要がある。

さらに、高齢者の就業について長い間の経験の蓄積を持つている農業、中小企業、自営業、地域活動等の知恵を汲みあげて新しい就業機会を開発していく必要がある。

(付)

生活条件整備検討小委員会調査報告書(第二次中間報告)

二二世紀のまちづくり

- 一、国土政策の課題
 - (一) 首都圏の将来像
 - (二) 地方定住圏の可能性
 - 二、都市政策の課題
 - (一) 土地政策
 - (二) 住宅政策
 - (三) 都市再開発
 - 三、居住及び生活環境上の課題
 - (一) これからの社会資本投資
 - (二) 地方自治体と住民の役割
 - (三) 情報化社会への対応
 - 四、住民参加の課題
 - (一) 都市化社会の地域コミュニティ像
 - (二) コミュニティ活動の育成
- 二二世紀のまちづくり
昨年提出した中間報告では、生活条件整備の検討

討テーマに選定した「二二世紀のまちづくり」に關し、国土政策上の課題として首都圏のあり方、定住化現象の定着可能性を、都市政策上の課題として土地政策、住宅政策のあり方、民間活力の導入を、居住及び生活環境整備上の課題として社会資本投資のあり方、情報化社会への対応を、さらに住民参加の課題として都市化社会における地域コミュニティの位置づけ等を指摘したところである。

その後、本小委員会は引き続き同諸課題を中心に「二二世紀のまちづくり」について調査・検討を行った結果、一応課題に対する方針が明らかになつたものの、今後一層検討を重ねていく必要があるもの、また、新たな課題としてとり上げていくべきものなど調査・検討の進展をみるに至つたため、その概要を報告するものである。

一、国土政策の課題

国土政策の目標はいうまでもなく国土資源の有効利用によつて国土の均衡ある発展を達成することにある。

戦後の復興時代、引き続く高度経済成長時代を経て、我が国が二二世紀に向け国際化・情報化・都市化・高齢化社会を迎えようとする今日、国土政策上の大きな課題として二つの点を指摘することができよう。

一つが首都圏の将来像であり、一つが地方定住圏の可能性についてである。

(一) 首都圏の将来像

高度経済成長時代における人口・産業の東京への集中は、安定経済成長への移行に伴い、一応沈静化の兆しを示し始めている。

しかし、本社機能、行政機能、情報機能等社会・経済上の中枢管理機能は、むしろ東京圏に集中する傾向にある。今後、我が国の国際化・情報化が促進されると、この傾向が一層拍車がかかる可能性もある。また東京圏における人口の自然増が進むにつれ、東京圏を定住の場とする世代も次第に比率を増している。

以上の点を考えると、従来の東京圏への産業・人口集中抑制策とは別に、東京圏の過密状態を是正するため、首都圏自体の生産・生活の場としての位置づけが、重要な課題として認識される必要がある。首都圏のあり方について、東京一極構造から多核の連合都市構造に移行させようといういわゆる政府の首都改造構想が一つの具体的イメージとして描かれており、また地方自治体側からも、例えば定住の場としての東京を位置づけるマイタウン構想、国際都市としての自律的都市圏を形成していくとする横浜みなとみらい21のような構想が打ち出されている。

首都圏における産業・人口の分布状況をみると、東京湾東部沿岸での重工業、東京中・南部、神奈川中部での自動車・電子関連産業、東京東部、埼玉東南部での軽工業、東京中心部での商業・サービス業の集積が特徴的であり、人口もそれら産業集積地を中心に分布している。特に最近では、千葉北部、茨城中・南部での産業・人口集積が著しい。

首都圏改造構想等で提唱される自立都市圏の形成は、こうした首都圏における産業・人口の分布動向をその可能性の根拠としているものといえよう。

しかし、これはいわば東京圏の外延化としてとらえるべきであつて、依然東京周辺の都市群はベッドタウン的性格から脱していないという見方も有力である。また首都圏政策の一環として政策的に形成されつつある筑波研究学園都市、鹿島臨海工業地域等北関東開発地域が新しい定住圏域として定着するの否かは、むしろ今後の開発政策にかんがねられているものといえる。

従つて、東京圏の過密状態を是正しつつ首都圏の新しい可能性を引き出すためには、次の点に配慮していくことが必要である。

第一に、安定経済成長化においてなお求心力を維持しつつける東京そのものの位置づけである。高次中枢機能都市として集積を強めつつある東

京は、既に指摘したように国際化・情報化社会の深化に伴い、一層その性格を著しいものにする可能性が高い。こうした東京の高次中枢都市としての位置づけが、産業・人口の集中化をさらに招くことになるの否かは必ずしも明らかではないが、少なくとも積極的な分散政策を打ち出さない限りその求心力は弱まることはないであろう。

そのための最も直接的効果が期待できる政策の一つに首都機能移転構想が考えられる。既に二一世紀の首都圏政策の一つの方向として政府レベルでも検討を行っているところであるが、移転に伴う様々な影響を考えた場合、相当慎重に取扱いを行っていくことが要請されよう。

もう一つ、東京の位置づけを考える場合見逃してはならない点は、東京自体の定住の場としての位置づけである。東京は都市的生活を享受するうえですべての機能を備えている。東京自体都市的生活としての定住基盤を既に形成しているのである。

第二に、相対的に地盤沈下傾向にあるといわれる近畿圏との対比で首都圏の将来像を検討する必要がある。

近畿圏の核としての大阪の地盤沈下についてはいくつかの要因が考えられるが、今後は、東京圏、大阪圏それぞれの歴史的、文化的社会・経済基盤の特質を生かした質的分極政策を推進していくことが必要であろう。

すなわち、国際化・情報化時代に対応した首都圏、近畿圏の機能分担について言えば、首都圏にあつては欧米諸国等を対象とする産業・経済部門での国際情報都市としての位置づけを、近畿圏にあつては中国・東南アジア諸国等いわゆる太平洋の時代の担い手となることが予想される諸国を対象とした学術・文化部門での情報発信都市としての位置づけをすることが期待されよう。

(二) 地方定住圏の可能性

三全総によつて示された地域政策の大きな柱である定住構想は、二一世紀に向けての基本指針と

して策定中の四全総にも引きつがれていくものと言われている。

都市化と産業構造の転換が進む中であつて今後地方定住圏を確立していくためには、その地域が新たな都市問題を発生させることなく、重工業から高付加価値産業への転換に対処した産業振興を図っていくことが前提条件である。それには地方自治体が決定的な役割を担うことを指摘せねばなるまい。

今後は、地域の実情を踏まえつつあつての着実かつ斬新な地域経営を行っていくことが、かかる前提条件を満たすため必要となつてくよう。

なお、地域振興に関する法制度上の検討課題としては、当面、都市化社会の進展、産業構造の転換に留意した地域ブロック計画の重要性が高まつていふと思われるので、その取扱いについても十分検討していく必要がある。

二、都市政策の課題

都市化社会の進展と国民の価値観の多様化傾向に伴い、望ましい都市の未来像について議論が高まつている。

一方では、住宅、交通、環境問題等都市の過密化に伴ういわゆる都市問題が大都市を中心に顕在化している。また、都市政策が時代の趨勢に立ち後れるとインナーシティ問題等都市の活力を低下させ、治安を悪化させる原因をも引き起こしかねない。

幸い、我が国の大都市においては、インナーシティ問題は生じていないが、大都市の過密化に伴う土地問題、住宅問題は、逆に欧米諸国よりも深刻なものになつていふ。

そこで、土地問題、住宅問題に対処するため土地政策、住宅政策、都市再開発、これから大都市政策のあり方について指摘しておきたい。

(一) 土地政策

我が国においては、大都市の過密状態、無秩序な都市開発を引き起こす最大の原因となつてい

のが土地政策上の障害である。

地価については、昨今大都市におけるそれは一部商業地区を除けば沈静化の兆しを示し始めている。しかし我が国特有ともいふべき土地の資産保有的所有傾向を考えると、今後も投機的地価形成が生じないようインフレーションの抑制、地価公示制度の適正運用を図っていく必要がある。

土地利用政策については、無秩序な都市開発を抑制し望ましい都市計画を実現するため長期的・総合的な観点に立つた土地利用計画を策定していくことが必要である。またそれを担保する手段として、土地取引及び開発における法制・税制・財政・金融上の規制・誘導措置のあり方について一層議論を深めていく必要があるが、当面考えられる具体的方策としては次のようなものがあげられよう。

第一に、無秩序な市街地の外延化防止のための土地政策のあり方である。

最近の都市部における市街地の開発状況をみると、市街化区域内であるにも拘らず都市の財政事情等で都市基盤整備が十分行われていない例が多い一方で、都市開発需要が高いにも拘らず市街化調整区域であるため抑制されている例も多く、また現実には開発されていても都市基盤投資が抑制されるため望ましい都市開発が期待されないのが現状である。

従つて、今後は市街化区域については、そのしほり込みによつて集中的な都市基盤整備を確保するとともに、市街化調整区域については、将来市街化区域にとり込めるような望ましい開発が見込まれる場合積極的に公的融資・税制優遇措置等を行えるような制度上の再検討を行っていくことが必要である。とくに都市計画法上の区域区分制度、開発許可制度については、その弾力的運用が行えるよう所要の措置が必要であらう。

第二に、都市部においての適正な土地利用を推進するため、ミニ開発の防止、土地の高度利用化、そのための土地流動化政策を図っていく必要

がある。

最近、ミニ開発を防止し土地の高度利用を図るため、アメリカのゾーニング、空中権制度など地域の実態に応じた都市開発が期待できる都市計画制度を導入すべきであるとする機運が高まっております。現実に行政レベルにおいては特定街区、総合設計制度などの運用面においてこれらの活用・導入を図っているケースが多くなつています。

次に、土地利用の前提となる土地流動化政策については、先に指摘した我が国特有の資産保有的土地所有及び高値安定の地価動向を考えると、所有権の集積による土地利用から借地方式の土地利用推進に政策の重点を移行させるべきであろう。既に、民間レベルでは土地信託制度の活用等によつて新しい土地流動化策を模索し始めており、また借地方式による住宅都市整備公団事業も制度化されている。

大都市部での土地の流動化が円滑に進まない原因は資産保有的所有志向もさることながら、借地・借家法等にみられるように借地権が厚く保護されている法制度上の取扱いにも原因があるのではないかと指摘がなされている。確かに土地賃借上の保護法益いかに問題、単に純粋な当事者間の利害調整のみでは片付けられない側面を持つている。経済・社会の変動、とりわけ大都市部の深刻な土地問題という特殊な側面からそのあり方が問われるべきであろう。ただこの問題は都市政策の側面からだけではなく様々な側面からの考察が必要であつて、法制度体系のあり方からいっても借地・借家法等私法体系の枠内での再検討が必要なのか、都市関係法令等公法的秩序体系での取扱いが必要なのか困難な課題が横たわつており、今後十分に議論を深めていく必要がある。

また、以上、法制上の検討課題に加え、適正な土地利用誘導策として財政・税制・金融上の検討も加えていく必要がある。

(一) 住宅政策

住宅問題も大都市政策を推進するうえで緊急な課題である。すでに量的には欧米諸国の水準に近づきつつあるといわれる我が国の住宅事情ではあるが、こと過密化した大都市部においては量的にも質的にも欧米諸国並みとは言えない状況である。

劣悪な住宅事情は、いわゆるインナーシティ問題発生を引き金にもなりかねないことを考えると、今後はむしろ住宅事情の質的な改善が求められよう。その際とくに考慮すべきことは、第一に、個人のライフスタイル及び来たるべき高齢化社会に対処しうる多様な柔軟な住宅供給体制を確立していくことである。第二は、そのために必要な国民の合意形成に努めていくことである。最低居住水準目標などは、今後さらにきめ細かいものにしていくとともに国民に周知徹底させていく姿勢が必要であろう。

その他、住宅の量的供給体制についても、居住者の負担能力、世代構成及び住宅の立地条件等に応じた供給主体、所有形態のあり方が検討される必要があるが、当面考えられる具体的方策としては次のような点が指摘できよう。

第一に、賃貸住宅を充実させていくことである。

近年、我が国の大都市部における持家率は増加の一途を辿つてきた。政府も個人財産形成の見地から大都市部での勤労所得者への持家政策を推進してきたところである。

また、公営住宅が充実しているといわれてきたイギリス、西ドイツでも財政負担軽減のため、近年は公営住宅を払い下げるなど持家政策に転換しつつあるといわれる。

しかし、イギリス、西ドイツにおいては、もと我が国のようないわゆる土地問題はないうた、大都市部においても土地を原因とする住宅問題は深刻なものとなつていない。

一方、我が国の大都市部においては既に指摘し

たような住宅事情があり、今後は土地利用の点からも住環境の改善の点からも積極的に賃貸住宅の供給を推進していくことが望まれる。

ところで公営・公団・民営賃貸住宅の現状についてみると、公営住宅は都心部のブルーカラー、若年、老人等比較的所得が低くかつ移動が少ない層を対象に供給されており、人口定住策というよりは福祉政策的な意味合いの強い住宅である。そのため増改築もされず、老朽化した住宅が少なくない。

公団住宅は流動化の激しい中堅ホワイトカラーを対象とした新興開発地での住宅供給を主体としているが、最近では土地取得難のため郊外化が著しく、入居率も低下する傾向にある。

民間賃貸住宅は高所得者層を対象とした高級住宅の供給も増加する一方、仮住まい的な劣悪な住宅も依然多く、地域の保安・防災・衛生上問題のある住宅も少なくない。

このように、公営、公団、民営それぞれは一種棲み分け的な役割を果たしているものの、その対象がかなり限定されており、地域の活性化を図るうえからも、国民の質的住環境ニーズに対応するためにも硬直的な供給体制を転換する必要がある。

住民の流出入状況、高齢化社会、ライフサイクルなど地域及び時代の変動に対処しうる柔軟な供給体制を確立し、多様な住宅を供給していくことが望まれよう。

第二は、望ましい土地利用に沿つた住宅供給を展開していくことである。都心部における商業地域など土地利用の純化した地域においては、人口空洞化を防止し土地利用の高度化・多様化を達成するため政策的に高層住宅の供給、オープンスペースの確保などを推進し近代都市的な定住地域を形成していくべきである。

都心部周辺の住・工混在地域においては、ある程度職住近接が達成され定住地域としての性格が強いことを考慮すると、ブルーカラー、老人世帯用の良質かつ安価な公営賃貸住宅を積極的に供給

していくことが望まれる。

また住宅専用地域においては、比較的特家率が高いものと思われるので、住宅政策そのものよりも居住環境整備投資及び増改築の融資政策や、ミニ開発防止政策など都市計画上の政策が展開される必要がある。

政府も今後このような点に配慮しつつ住宅政策の充実にも努めることが望まれる。

(二) 都市再開発

都市再開発事業は元来は西欧諸国において都市衛生上、防災上の観点から行われてきたものであるが、我が国の都市再開発事業は都心部の人口定住策として住宅供給的色彩の濃いものとなつており、都市環境を改善するうえからも都市の活性化を図るうえからも重要な役割を果たしているものといえる。

しかし、都市再開発事業は同時に、関係住民との利害調整、関連施設整備投資の必要性から、多大の時間と費用と労力を要する事業でもある。そのため、西欧諸国では、都市の全面改造よりは、むしろ増改築、修繕などいわゆるリハビリテーション的都市再開発が主流となりつつあるといわれている。

我が国でも、主として財政効率上の要請から、民間の企画力・資金力・機動性を活用すべきであるという考えが強調され始めている。確かに民間の企画力・資金力・機動性には注目すべきものがあるが、民間側の期待は、むしろ都市再開発における種々の公的規制緩和に主体がかかつており、公共事業の性格の強い都市再開発事業そのもののへの参入を期待しているのかどうかは必ずしも明らかではない。

行政的・法律的観点からも、再開発事業の有する公共性・長期性・安定性と、民間事業の営利性・短期性・不安定性とをいかに調和していくべきかの課題が解消されていない。

さらに、都市再開発事業を欧米諸国との比較でみた場合の制度上の課題も多い。

まず第一に再開発事業の誘導措置として用途地

域制度等土地利用規制を主体としている点である。アメリカも同じくゾーニングによる土地利用規制を主体としているが私権との調和をとりつつ柔軟な開発誘導が可能な制度となっている。イギリス、フランスなどでは開発計画の許可制をとっており、計画そのものの行政介入の余地が大きい。

再開発事業の理念、方向性もアメリカ、イギリスなどとは相違している。アメリカ、イギリスでは、望ましい都市未来像を志向した新しい都市環境の形成や住環境のアメニティ向上型都市再開発が予定されているが、我が国のそれは急激に過密化した大都市の更新に主体がかかっている。

再開発事業の都市計画全体における制度的位置づけも我が国の場合明確なものとはなっていない。イギリス、西ドイツでは再開発地区指定など都市計画における再開発地区の計画体系が制度的に進んでいる。とくに西ドイツでは再開発事業が周辺地域に及ぼす影響を考慮に入れた社会計画的な性格を有している。アメリカでも都市全域におけるコミュニティ計画が策定される制度体系となっている。我が国の場合は土地利用が錯綜しているため、特定目的別の再開発手法がいわば地域実体に応じてメニュー的に行われる仕組みとなっている。

また再開発の手法についても我が国は地域の全面更新を行う地区再開発事業(リデベロップメント)が主流であり、地区修繕(リハビリテーション)については一部モデル事業が、地区保全(コンサベーション)については古都保存地区など特定地区の土地利用規制があるだけで一般的な再開発手法は用意されていない。イギリス、フランス、西ドイツでも再開発事業の手法として地区修繕は制度化されていないが、対象住宅は公的な補助融資対象となつており、アメリカは健全な市街地維持のために修繕・保全的再開発が制度的に用意されている。

このように欧米諸国ではそれぞれ再開発の理

念、制度、手法に相違は見られるものの、都市環境の多様な形態に対応した総合的都市整備体系を多かれ少なかれ備えているのに対し、我が国の都市再開発事業は成熟度が依然低いのが実情である。

以上、都市再開発に関する民間活力導入及び制度上の課題を指摘したところであるが、これらの諸課題には我が国固有の大都市問題が背景として横たわっており、単純に海外との比較は是非やそのあり方を問うことはできない。

しかし、そうした事情を考慮に入れたつつ有益と思われる海外での優良事例については積極的に導入あるいは参考にする姿勢は必要であらう。

(四) これからの大都市政策

以上、大都市における主要課題について指摘してきたところであるが、これからの大都市政策としては、理念的には国土政策・地域政策とは異なるところはなく、生活環境・生産環境の整備により大都市の有する人的・物的資源を有機的に結合し活性化を図ることによって、その都市的便益を最大限に発揮させることにあるといえよう。

具体的に土地利用の側面から大都市政策の方向性を示すと、第一に、都市型工業(軽工業、家内工業等)の保全によつてブルーカラーの雇用と職住近接を確保していくこと、第二に、重工業等都市の基幹的産業については、その維持と公害防止等の観点から、団地化等によつて居住区と分離させ拠点集中させること、第三に、大都市近郊の新興開発地においては積極的に商業、事業所等を誘致して自立的生活圏を形成していくことなどがこれからの大都市政策として望まれよう。

三、居住及び生活環境上の課題

都市化社会の進展、国民の価値観の多様化等により、望ましい都市の未来像が議論されていることは前章で触れたとおりである。安定経済成長に移行した現在、それはとりわけ住民の居住及び生活環境に対する質的改善ニーズの高まりとして表われている。この居住及び生活環境に対するニ

ズをどのように評価し位置づけるかについては、あらゆる側面からの検討が必要であるが、とりあえず今後、特に重要な課題となつてくることが予想される社会資本投資のあり方、地方自治体と住民の役割、情報化社会への対応について指摘することとする。

(一) これからの社会資本投資

生活道路、下水道、公園、教育、文化施設等我が国の居住及び生活環境基盤は西欧諸国に比し、立ち後れていると言われている。都市基盤の歴史的蓄積の違いにもよるが、一つには高度経済成長期における都市部への急激な産業・人口集中に社会資本投資が追いつけなかつたことにも原因がある。

国民への都市的生活様式の浸透に伴い、次第に居住及び生活環境も整備されてきてはいるが、今後もそのニーズは質的にも量的にも増大してこよう。またこれら従来からの基礎的社会資本に加え、歴史的まち並み、文化遺産、景観、都市緑地等も生活の質を高めるうえで価値ある社会資本の構成要素であるという認識が高まってきた。

こうした居住及び生活環境の改善に必要な社会資本に対する多面的な投資要請は、国、地方自治体等供給側の財政事情とも絡んでこれからの社会資本のあり方に見直しを迫ることとなる。望ましい社会資本の需要者が必ずしも需要分に相当する負担者であることを意味するものではないためである。

従つて、需要される社会資本の種類、性格、規模と投資主体、費用負担者等について民間の参入、受益者負担も含んだ形で議論の対象となつていくこととなる。

当面考えられる議論の方向としては、次のような点が中心の課題となる。

第一に、社会資本投資をめぐる公益性(社会的必要性)と公共性概念の明確化についてである。公益性は社会的に価値あるものとして一般的に国民あるいは地域住民全体の負担のもとでその供

給を行おうとするものであつて、時代及び社会の変動でその評価も変わらうものである。従つてその評価は多分に政治的決定過程に委ねられる。

一方、公共性は、供給する財貨・サービスの本来的性格により供給主体が何人であるべきかという問題に関わるものであつて、その決定は経済効率性あるいは市場原理に委ねられる。

以上を前提とすれば、居住及び生活環境基盤整備にとつて最も基本的あるいは必要最小限な施設・サービスは原則として地域全体の負担で整備すべきであるが、その供給主体は必ずしも公的主体でなくともよく、また基本的サービスを越える高次のサービスを受ける場合は民間方式でもよからう。

第二に、いわゆる高齢化社会への対応についてである。

第一の点で指摘したことを考えると、到来が必至である高齢化社会においては、高齢者対策としての財貨・サービスは社会的必要性の高いものとして公的負担の度合いも一層高まることは避けられない。

しかし、財貨・サービスの種類及び質によつては、第三セクターや民間経営方式で供給する方が経済効率上望ましい場合もある。例えば老人医療、地域医療情報サービス、シルバー人材センターなどは公費負担による公営形式が原則となろうが、老人ホーム、在宅ケア、巡回サービス、高齢者コミュニティ施設などは公的補助のもとでの民間経営の導入も考えられよう。いずれにせよ高齢化社会については到来が必至であるから今後きめ細かい対応策が求められる。

(二) 地方自治体と住民の役割

地域住民の生活ニーズについては、当該地方自治体の役割も重要な位置を占めてくることとなる。例えば、技術革新の成果を取り入れた地域新社会システムの導入などにより地域住民への積極的な行政サービスを展開している地方自治体を数多く見受けようになつてきている。今後地域

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 調査報告書

住民の多様な生活ニーズに対応し、公共施設整備から苦情処理相談に至るまで細かい地域に密着した行政が要求されることとなる。

一方、地域住民の側でも単に行政への要求のみでなく、要求を満たすための積極的に行政に参加し、さらにはまち並み保存、街の美化運動等に見られるように自主的に自らの居住及び生活環境を改善していくとする傾向も生まれ始めており、まちづくりの実質的担い手として今後大いにこうした住民の活動が拡大していくことを期待したい。

ただ、その際問題となる点は、国及び地域の行政が関与すべき範囲、限度の基準であるが、基本的には地域の行政は地方自治体の自主性に委ね、国としてはナショナルミニマムの設定と後見・奨励的な行政・財政上の補助政策に努めていくことが今後の方向性として検討されるべきであろう。

(三) 情報化社会への対応

我が国は今、本格的な情報化社会に突入しつつある。素子技術、デジタル技術、光ファイバーケーブル伝送技術、衛星通信技術などの進歩はめざましく、新しい通信メディアが次々と実用化されている。INSモデル実験やキャブテンサービスが首都圏や京阪神地区で開始され、また将来のINS時代の根幹をなす日本縦貫光ファイバーケーブル伝送路が完成するなど情報化の進展は加速度的である。このような通信ネットワークの全国的規模での拡大・整備によつて、質的にも量的にも飛躍的に発展した情報通信システムが、産業、社会、行政、家庭あらゆる分野で展開されることになる。

政府もすでに総合的な情報基盤整備計画としてテレビジョン構想やニューメディア・コミュニケーション構想を打ち出している。これらは、指定されたモデル都市に様々なニューメディアを導入し、地域社会への効果・影響の把握に努めようとするものであるといわれ、順調にいけば情報に対する住民の

多様化したニーズに応え、居住及び生活環境の利便性・効率性に貢献することも可能になる。

反面、最近になって早急に対応が求められる問題も現れ始めている。東京世田谷の地下ケーブル火災に見られる情報通信ネットワークの安全性の問題、ニューメディアに対する拒否反応や視覚障害、疲労、ストレス等人間の適応性や健康上の問題、情報公開とプライバシー保護の調整の問題、情報集中による管理社会化や中央と地方の情報格差の問題、コンピュータ犯罪やソフトウェア保護対策の問題等枚挙にいとまがない。今後は、これらの諸問題に対処しつつ、情報政策の運営にあたる必要がある。

また、ニューメディアへの期待が高まる一方で依然無関心層も多く、商業ベースの情報化が先走りしているにすぎないとして情報化社会そのものの疑問、不信感を抱く向きも少なくない。

このような点を考慮に入れると情報化社会へのスムーズな移行には国民的合意形成が不可欠であつて、ムード的なものではなく正しい情報化社会の未来像を提示していく必要がある。

四、住民参加の課題

(一) 都市化社会の地域コミュニティ像

都市化社会は、自由性・解放性・匿名性等都市的生活を享受するうえで多くの利点を持つ反面、その影の部分として孤独感や隣人に対する無関心等を生み出すことも否定できない。都市的生活を享受しつつかような危機を回避するためには、地域住民が共に連帯し地域社会の重荷を負い合う諸活動こそがこれからの都市型地域コミュニティ活動として育っていくことが望ましい。

もつとも、これを地域行政の末端組織の実体をもつた、いわゆる旧来式の「町内会」のようなイメージでとらえることはできない。都市的生活は、あくまでも自由性・解放性の上に成り立っているからである。その意味で総員参加が義務づけられるような地域活動は、これからの都市化社会では長続きしないであろう。

地域住民が自主的かつ自前で行うことが都市型地域コミュニティ活動の前提である。

(二) コミュニティ活動の育成

コミュニティ活動は、それ自体、地域社会の安定化・活性化に資するものであると共に、教育、福祉活動、街の美化運動等の中には、多分に公共的性格を有するものもある。従つて行政側として、コミュニティ活動の自主性・自前性というたてまえは尊重しつつも、側面から支援していく姿勢が必要であろう。とりわけ無償で反対給付を要求しない従来型のいわゆるボランティア活動については、その財政事情、孤立無援性を考えると施設の提供、活動に必要な情報の整備、人材育成、税制優遇等、行政側の支援体制を確立していくことが望まれる。

また乾電池の廃棄問題や俗にいわれる「ゴミニ

(付表)

関係等

○委員会(昭和六〇、一、二三及び四、二四)

外務大臣(経済企画庁長官)

通商産業大臣

国務大臣(経済企画庁長官)

国務大臣

日本銀行総裁(参考人)

参考人

○委員会(昭和六〇、四、一二及び六、一二)

前日本銀行総裁

東洋大学教授

東京大学教授

生活評論家

経済団体連合会・経済調査委員会 経済調査ワーキンググループ

座長

全国農業協同組合中央会 農畜産部長

日本労働組合総評議会 経済局長

全日本労働総同盟 政策室長

○技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会(昭和六〇、二、二七及び四、一九)

金子 一平君
安倍晋太郎君
村田敬次郎君
金子 一平君
河本 敏夫君
澄田 智君
前川 春雄君
新田 俊三君
村上 泰亮君
藤原 房子君
竹内 宏君
松本登久男君
宝田 善君
幸重 義孝君
阿島 征夫君

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 調査報告書

雇用促進事業団雇用職業総合研究所雇用開発研究部第二研究室長
横濱国立大学経済学部教授
経済同友会労務関係プロジェクト委員長 電力中央研究所理事長
大阪市立大学経済研究所助教授
株式会社野村総合研究所顧問
総合研究開発機構理事長

○高齢化社会検討小委員会(昭和六〇、二、二二及び四、一九)
聖マリアンナ医科大学教授

法政大学助教授

社会保障制度審議会会長

大阪府企画部 企画室長

日本経営者団体連盟 事務局長

健康保険組合連合会企画部次長

○生活条件整備検討小委員会(昭和六〇、二、二二及び四、一九)
東京都都市計画局 技監

住宅・都市整備公団 理事

横浜都市計画局 局長

東京大学教養学部教授

財団法人日本不動産研究所 研究員

多摩美術大学講師

委員派遣

○第一〇一回国会閉会後 昭和五九、一〇、二一(四)(北海道)
視察先
厚別副都心、苫小牧東部工業基地(石油備蓄基地、いすゞ自動車工場等)、函館ドック、日本

化学飼料工場等

派遣委員

委員長 対馬 孝且
委員 松岡満寿男

理事 石本 茂
委員 刈田 貞子

理事 橋本 敦

○第二〇二回国会
視察先
岩手東芝エレクトロニクス株式会社、東北金属株式会社、財団法人半導体研究振興会等

派遣委員

理事 堀木 又三
委員 矢原 秀男

委員 長谷川 信
委員 吉川 春子

委員 山田 謙

視察先
第二班、昭和六〇、二、六(八)(滋賀県、三重県)

龜山 直幸君

神代 和俊君

成田 浩君

増田 祐司君

石坂 誠一君

下河辺 淳君

長谷川和夫君

高橋 敏士君

隅谷三喜男君

伴 恭二君

中宮 勇一君

内山達四郎君

石本 忠義君

大崎 本一君

教仁郷 齊君

佐藤 安平君

大森 彌君

前川 俊一君

漆原美代子君

滋賀県立むれやま荘、科研製菓株式会社滋賀工場、滋賀県立成人病センター、守山中高年

齢労働者福祉センター、小山田特別養護老人ホーム、東芝三重工場等

派遣委員

理事 永久八重子
委員 高木健太郎

理事 岡部 三郎
委員 坂山 映子

第三班、昭和六〇、二、七(九)(京都府、大阪府)

視察先

西陣織会館、洛西ニュータウン、関西文化・学術研究都市建設予定地(京阪奈丘陵)、大阪

城ホール、大阪ビジネスパーク(OBP)等

派遣委員

理事 刈田 貞子
委員 最上 進

委員 松岡満寿男
委員 竹田 四郎

委員 水谷 力

○委員会(昭和六〇、三、二二及び五、一五)

日本電電公社三鷹INSモデル推進本部、日本無線株式会社三鷹製作所、武蔵野市(在宅

サービス事業)

国際科学技術博覧会(茨城県筑波研究学園都市)

調査報告書

外交・総合安全保障に関する調査

右の件については調査を終わらないが、ここに

中間報告として別紙のとおり報告する。

昭和六十年六月二十一日

外交・総合安全保障に関する調査報告(中間

報告)

参議院議長 木村 睦男殿

植木 光教

目次

まえがき

第一部 安全保障問題

一 主要論議

(一) 自衛隊の現状と問題点

(二) 日米安全保障体制の現状と問題点

(三) 軍縮問題とわが国の対応

二 委員の意見
○ 自由民主党・自由国民会議所属委員

○ 日本社会党所属委員

○ 公明党・国民会議所属委員

○ 日本共産党所属委員

○ 民社党・国民連合所属委員

○ 参議院の会所属委員

第二部 外交問題

一 実効ある平和外交の展開

二 経済大国日本の外交戦略

(一) 経済的繁栄を維持するための努力

(二) 経済大国としての国際的責任の実行

三 国連外交の活発化

(一) 国際連合の理想と現実

(二) 国力増大に伴う日本の国連外交の充実・強

化

四 日本外交の基盤整備

(一) 外交機能強化の方策

(二) 国民に理解される外交の展開

(三) 国際交流、広報活動等の強化

第三部 国際経済問題

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 調査報告書

八八六

- 一 世界経済の変化と経済摩擦の現状
- 二 国際経済社会におけるわが国の立場
- 三 経済摩擦の要因

(一) 貿易不均衡の恒常的拡大

(二) わが国への市場アクセス問題

(三) 外国人参事人等の意見

○ マンスフィールド駐日アメリカ合衆国大使

○ ハイディ在日米商工会議所会頭

○ インタラタイ京都市精華大学教授

○ ベラヴィータ欧州ビジネス協議会議長

五 経済摩擦への対応

(一) 基本的態度

(二) 当面の課題

むすび

まえがき

本調査特別委員会、昨年八月、中間報告として調査報告書を議長に提出したが、以下その後の本委員会の調査の概要につき報告する。

本委員会は、第百一回国会閉会後は特に委員会に開会することなく資料の収集等を行つたが、今国会に入り、委員長及び理事が協議を行つた結果、本委員会に小委員会を設置して調査を行うこととし、本年一月二十五日、安全保障問題、外交問題及び国際経済問題の三小委員会を設置した。

安全保障問題小委員会においては、各会派から提出された調査案をもとに小委員長及び世話人の協議を重ねた結果、「自衛隊の現状と問題点」、「日米安全保障体制の現状と問題点」及び「軍縮問題とわが国の対応」を小委員会の調査テーマとすることとし、各テーマごとにそれぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行つた後、最後に小委員会の意見開陳を行つた。

外交問題小委員会においては、小委員長及び世話人の協議により、まず「わが国の外交の現状と今後の強化策等」に関し外務省当局より二回にわたつて説明を聴取し、質疑、懇談を行つた。

次いで「実効ある平和外交の展開」、「経済大国日本の外交戦略」、「国連外交(その他の国際機関

を通ずる外交の活発化)及び「日本外交の基盤整備」の四項目を中心に小委員会の意見開陳を行い、さらに参考人から意見を聴取し、質疑を行つた後、小委員会自由討議を行つた。

国際経済問題小委員会においては、小委員長及び世話人の協議の結果、「経済摩擦」を小委員会の調査テーマとすることとし、外国人を含む参考人から意見を聴取し、質疑を行い、次いで政府当局に対し質疑を行つた。

一方、委員会においては、本年二月長崎県、鹿児島県及び沖縄県に委員派遣を行つた後、四月に「経済摩擦」に関し、参考人(大來佐武郎対外経済問題諮問委員会座長、堤清二西武セゾングループ代表)から意見を聴取し、質疑を行い、また、マンスフィールド駐日アメリカ合衆国大使を賓客として迎え懇談会を開き、植木委員長が委員を代表して同大使と率直に意見を交換した。

さらに調査の締めくくりとして、経済摩擦等当面の国際経済問題について佐藤農林水産大臣及び村田通商産業大臣に対し、また当面の外交及び安全保障問題について安倍外務大臣及び加藤防衛庁長官に対し質疑を行つた。

現在各小委員会とも最終意見を取りまとめるに至つておらず、本委員会は調査をなお継続して行う必要があるが、各小委員会より今会期末までの調査の概要が報告されたので、これらをもとに本委員会の調査の概要を取りまとめ、以下「第一部 安全保障問題」、「第二部 外交問題」、「第三部 国際経済問題」の順に報告する。

なお、末尾に意見を聴取した参考人の氏名等を記載した。

第一部 安全保障問題

一 主要論議

(一) 自衛隊の現状と問題点

自衛隊の現状について、一方において、国の安全保障のため必要最小限の防衛力は必要であると

する立場から、自衛隊は防衛計画の大綱水準に達しておらず、任務達成に支障があるとの意見が表

明され、装備の不足と老朽化、人員、情報収集機能、後方支援の不足、さらに教育・訓練、隊員処遇上の問題点等が指摘された。これらの点を解消するためには、防衛費を五割増し程度にする必要があるとの意見も示された。

これらの見解に対しては、国の安全保障は非軍事的手段を基本にすべきだとの意見、自衛隊は憲法違反で米軍に隷属する軍隊なので解散すべきだとの意見が表明され、また軍事的防衛を行おうとするれば、これで十分ということもあり得ず、防衛費をコントロールすることは不可能になるので、国是とも言うべきGNP比一割の枠は厳守すべきであるとの意見、予算の枠内でバランスをとるべきだとの意見がそれぞれ表明された。

なお、わが国独自の専守防衛構想を構築するため、世界最先端をいく電子技術等のハイテクノロジーを駆使した防衛力を整備すべきだとの意見が述べられたが、これに対しては軍事費が膨大になるのではないかと懸念が示された。

防衛計画の大綱について、具体的な脅威の見積りに欠け、防衛期待度が明確でなく、有事の際に基盤的防衛力をどのように拡大するかが示されていない点が指摘された。他方、大綱が軍事力の無制限の拡大を抑えようとしている点については評価でき、大綱を実施していくに当たつてGNP一割枠が大綱より優先すべきだとの見解や、大綱は安保体制の強化だ、などの見解も表明された。

シーレーン防衛について、海峡封鎖とともに攻勢的な作戦であり、自衛隊の任務の危険な拡大であるとの意見が表明される一方、シーレーン防衛は継続的、守勢的な作戦であるとの意見が表明された。また、一千海里シーレーンの防空のために、大綱を超える防空能力が必要だとの意見が表明された。

シビリアン・コントロールについて、いわゆる制服組の発言力が強まる中で国会に十分な資料が提出されていないとし、このような状況や軍事機密保護法制定への動き等から、現在危機に立つて

いるとの見方が示された。これに対して、シビリアン・コントロールは厳しくあつてよいが軍事に理解のあるものでなければならぬとの意見、内閣の背広組と制服組の関係は非常によくなつてきているとの意見が表明され、関連して、国防会議は今のままでは機能しないと思われとの意見が述べられた。

災害派遣について、国民との接点をつくるために自衛隊は力を入れるべきだとの見解が表明されたのに対し、災害派遣は大事な分野だが、自衛隊は防衛対処が基本となるので調整を要する面があるとの意見が表明された。

以上のほか、民間防衛、装備のリース、五九中業、有事法制の研究、中央指揮所、自衛隊における核教育等の問題について論議が行われた。

(二) 日米安全保障体制の現状と問題点

日米安保体制について、これに賛成する立場から、わが国の平和と独立を守り、繁栄を維持するための総合的な安全保障政策の基盤であるとする意見、日米安保体制はわが国の防衛、朝鮮半島の平和維持と韓国の防衛及びアジア諸国の日本再軍備への懸念解消の三側面から評価されているとの意見、現代世界においては経済、技術、政治、安全保障は不可分であり、日米安保体制からの離脱はこれらのすべてにわたる西側体制からの離脱を意味し、そのためにはわが国GNPの半減といった覚悟を要し、またこれによつて極東のバランスを失う恐れがあるとの意見がそれぞれ述べられた。

一方、これに反対する立場から、日米安保体制は米ソの軍事ブロックの一方への参加であり、米国の対ソ戦略への加担は日本国民の利益と大きく食い違ふとの意見、日米安保条約は軍事同盟であり米国の戦争に巻き込まれる危険があるので、非同盟、中立の方向を追求すべきだとの意見が表明された。

「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」について、日米安保体制の実効性を高めるものとし

て評価する立場から、日米共同作戦計画研究等の各種研究の推進と充実、日米統合共同演習の早期実施、米空母艦隊の夜間着陸訓練(NLP)飛行場の早期確保の必要性等が主張された。

これに対し、ガイドラインの決定は事実上の日米安保条約の改定であり、それ以後に見られるリムパックを初めとする日米共同演習、日米共同作戦研究、シーレーン防衛等の動向は安保条約のNATO化、米核戦略の補完化にほかならず、昨年九月の日米諮問委員会報告はこのような危険な方向を端的に示しているとの見解が述べられた。

非核三原則については、SS20の選択的核攻撃力に対抗するには、米国の戦略核の拡大抑止力では不十分であり、選択的核抑止力を持つ必要があるが、領海通過、寄港についても事前協議が必要だとする政府の対応は、いわば三・五原則であり、これが日米間の完全な破綻となつてあらわれることを憂慮するがゆえに、勇気を持って国民に真実を告げ、本来の三原則に戻すべきだとの意見、存否が明らかでないことが核兵器の生命であり、非核三原則は米国の尊重すると言っているのであるからこれを大事に守つていくべきだとする意見、わが国は有事においても非核三原則を守ることを固是としているが、大事なのは日本が有事に核を持ち込ませるのではないかと他国に思わせ、それによりある種の抑止が成立することであつて、非核三原則を変える必要はないとの意見、核軍事同盟のもとではトランジットが黙認されているのではないかと意見、核抑止力に依存すれば核持ち込みもやむを得なくなるので、非核三原則を名実ともに守るためには、核抑止から離脱することが必要であるとの意見がそれぞれあつた。

日米間の貿易摩擦と防衛問題の関係について、直接リンクするものではないが、共有の価値理念をもつ日米両国間の信頼感にかかわる問題であり、国益の調整が必要だとする意見、今日の軍需産業の主力はハイテク・ロジック部門であり米国の牙城だが、これにわが国が迫り出したのが今日の

日米経済摩擦であり、両者のリンケージはますます強まるであらうとの意見、防衛面でわが国が米国の要請を入れても、貿易面で米国の譲歩を得ることはできず、米国の貿易赤字がなくなる限りに対し貿易圧力は続くと思われ、わが国は開放政策を進め、他方で内需を喚起することに、米国の世界経済の活性化、西側経済の平和協力に貢献できるのではないかと意見がそれぞれ述べられた。

以上のほか、わが国の安全保障における対外交の重要性、わが国への侵攻のシナリオ、地方自治体が抱える基地問題、非核兵器国による首脳会議の開催等が議論された。

(三) 軍縮問題とわが国の対応

軍縮問題の基本について、日本の国策として必要なのは、軍備管理と危機管理をどのように実際の政策に移しかえていくかであり、超大国間の核兵器中心の軍縮よりはむしろ、日本の安全保障を深く考えた通常兵器を含む軍縮に進むべきであるとの意見、軍備管理にはそれなりの価値があり進めるべきだが、現在、世界には核離れの現象が起きている、軍備管理から軍縮の方向に変化する兆しが見られる、今必要なことは、核依存をいかにして減らすかであつて、第一次大戦後毒ガスの使用禁止議定書ができ、守られてきたのに比して、核兵器不使用の約束が第二次大戦後四十年を経て、できないのは非常に理解し難いとの意見、キューバ危機を経て米ソが得た教訓は核時代における核大国の安全保障はただ一つ、不戦であり、その結果、部分的核実験禁止条約と、核兵器不拡散条約が結ばれたのであつて、米ソは手をつないで核時代における身の安全を図り安心して核軍拡を続けているのを見よめなければならぬ、したがつて、米ソはまず核の現状凍結に踏み切るべきであり、また日本が軍縮に貢献できる最善の道は軍備を増強しないことであるとの意見、核軍備管理の前提となつている核抑止論は最近報復による抑止から戦勝戦略に傾いており、核戦争が起きる危険

性は高く、核抑止論は破綻していることにかんがみ、核抑止論を否定して、核戦争を阻止し、核兵器廃絶を達成することが現在の軍縮の最大の課題だとの意見がそれぞれ表明された。

検証について、検証と査察は軍縮においてわが国が貢献できる部門だが、日本は提案のみでなく具体的に検証の専門委員の養成・訓練等を行つてはどうかという意見、検証は、告発を目的とせず違反防止を目的とすれば克服し難い問題ではなく、検証の結果当事国によつて協定が守られているという高度の確信が得られればそれで十分であり、一九八〇年の包括的実験禁止に関する国連事務総長報告では、技術的問題の調べはほぼ済み、残されたのは政治的意志だけであるとされているとの意見がそれぞれ表明された。

アジアにおける信頼醸成措置について、戦略環境がヨーロッパの場合主として空と陸になるのに、アジアは海が主となり難しい面もあるが、演習の通知、海峡の通過等具体的な問題について連絡し合い少しでも信頼を醸成すべきであつて、現に南北朝鮮でとられようとしている措置に注目すべきだとの意見、欧州では軍事演習の情報交換等各種の措置がとられており、アジアでこれができない理由はなく、欧州におけるスウェーデン、フィンランドのごときイニシアチブをとる努力がアジアでは行われていないのは遺憾であるとの意見がそれぞれ表明された。

SDIについて、SDIすなわちスターウォーグといわれるが、これは非常に一面的な考え方であつて、機能と性能を限定すれば純粋防衛兵器として評価する価値があるので、その研究に参加する必要があるとの意見、今は研究開発の段階であり、今後十五年ないし二十年経たない、実際に展開できるかどうかかわからず、その間破壊兵力、報復兵力はなくなると理解すべきであり、日本はやや協力的な態度をとりつつ最終的な結論は先に延ばすべきであるとの意見、SDIという技術的な手段を経過しなくとも、他の方法で核廃絶に

もつと早く近づく方法があるのではないかと思われ、また日本としてどうすべきか提案するための研究が必要であるとの意見、SDIが取り上げられたのは、米ソの核が過剰生産となり、攻撃兵器ではまともな予算が取りにくくなつたからであるとの意見、SDIは核の廃絶につながるどころか宇宙に軍拡競争を広げる効果しか持たないとの意見がそれぞれ述べられた。

このほか、軍縮研究機関等の設置、核の冬等核戦争が及ぼす影響、非核化地域の設置、アジア地域軍縮会議開催の必要性等について議論が行われた。

二 委員の意見

○自由民主党・自由国民会議所所属委員

自衛隊の現状と問題点

一 防衛計画の大綱
昭和五十一年に閣議決定された防衛計画の大綱では、これによつて達成する防衛力は、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の整備が必要とされるに至つたときには、円滑にこれに移行し得るよう配慮した基盤的なものであることを明示している。

大綱策定以来約十年を経て、ソ連の一貫したかつ画期的な極東ソ連軍の増強によるわが国に対する脅威の増大を初めとする全世界的なソ連の軍事力の強化、米ソ軍事力のバランスの変化等は、デタントを想定した昭和五十一年当時とはその情勢を一変させている。したがつて、後述するようにな、いまだ大綱に定める防衛力の水準に質量ともに大きく達していない現在、まずこの大綱水準の達成を国政上の最優先の課題とし、これに努力するのには当然であるが、同時に速やかに大綱見直し

二 防衛力の整備

五六中業においては、大綱に定める防衛力の水準を達成することを基本として五三中業に就いて五十八年度以降毎年整備の努力を続けてきたが、昭和六十年年度までの予算の実績は、予定の進度より

はるかに遅れ、このまま推移する場合五六中業による目標の達成はほとんど不可能とみなされる状況にある。

このような状況下五九中業では、大綱水準の達成を期することを政府方針として、昭和六十一年度から昭和六十五年までにわたる作業を実施中であるが、もちろんこの目標は早期必成を期さなければならぬ。ただ仮に五九中業によつて大綱水準を達成できた場合においても、この間調達した装備品等が部隊に配備され、戦力化されるのは、四、五年後の昭和六十九ないし七十年度になる。したがって、この間のリスクをいかにしてカバーするかは極めて重大な問題なのである。

三 防衛力の現状

(一) 陸上自衛隊

十八万人の定員に対する実員による充足率は八六・三三％であり、通信機、車両類の低充足とともに第一線部隊での即応態勢の維持、実戦的訓練の実施に大きな阻害要因となっている。また装備の面でも主力となる戦車が旧式の六一式がなお半数であるほか、火砲も前大戦時に米軍の使用していたものと同型式のものが師団特科の大半を占め、弾薬等の備蓄等の戦能力も極めて低い。今後にはまず北部日本を最優先として師団の総合的戦力を強化するとともに、水際撃破能力、対戦車能力、対空能力、空地機動能力等を向上し、上着陸侵攻対処能力を向上、整備する必要がある。

(二) 海上自衛隊

昭和六十年年度において、大綱別表と比較すると、対潜水艦艇が約八隻、潜水艦が二隻、作戦用航空機が約五十機不足しており、地方隊に属する対潜水艦艇部隊が一個隊、陸上対潜機部隊も二個隊それぞれ不足している。

水上艦艇については、数的な整備はもろんであるが、その際対空、対艦等のミサイル化に努める必要がある。また、旧式化した固定翼対潜機P-2JにかえてP-3Cの所要数を早急に整備していかなければならない。

各種ミサイル弾、魚雷、機雷等も大きく不足しており、艦艇能力強化は喫緊の課題である。また、魚雷、機雷についてはその整備場を確保して、即応性を高める必要がある。司令部、航空基地等の抗堪性や対空能力の向上も必要である。

(三) 航空自衛隊

昭和六十年年度において、大綱水準と比較すると、作戦用航空機が約九十機不足しており、警戒飛行部隊一個飛行隊もいまだ保有していない。航空機については、戦能力が比較的低下しているF-104Jにかえて、F-15の整備を進めなければならぬ。またF-1の後継機についても検討しなければならない。地対空ミサイル「ナイキJ」は、導入後約二十年を経過し、性能の相対的低下、維持部品の補給困難から、速やかにベトリオート化を図らなければならない。

また、ミサイルを中心とした弾薬も大きく不足しており、備蓄の増加による戦能力の向上が必要である。さらに、基地防空能力の整備も、航空機用機体とともにいまだ一部に限定されており、これを全対象に拡大することが必要である。

一 今日の日米安全保障体制の現状と問題点

(一) わが国が単独でその安全を確保することは困難であり、わが国は、戦後、必要最小限の自衛力整備及び自由と民主主義という価値観を共有する米国の安全保障体制により安全を確保することを選択してきた。かかる選択が正しかったことは、戦後三十年以上にわたり、他国からの軍事的侵襲を受けることなく個人の自由と尊厳を基調とする民主主義体制のもとでその繁栄を築きあげてきた事実からも明白である。

(二) 抑止力の基本は、いかなる攻撃に対してもこれに対応し得る有効な体制をとることにより、他国をしてわが国攻撃により何ら得るものはないと認識せしめ、わが国に対する攻撃を未然に思いとどまらしめるものである。したがって、紛争の発生自体を未然に防止し、わが国が万が一にも他国からの武力攻撃を受けないようにするためには、抑止を万全なものとしていく断続的努力が不可欠である。

二 日米安全保障体制

(一) 日米安保条約第五条により、米国は、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に、わが国と共同でこれに対処する義務を負っている。したがって、わが国を攻撃せんとするものは、強大な米国との軍事対決の危険を冒さなければならず、これがわが国に対する攻撃を抑止する大きな要素となっている。一部には、わが国における米軍基地の存在や、米軍艦船の寄港により、わが国が紛争に巻き込まれるとの声があるが、これは専ら抑止が破れた事態だけを取り上げて危機感をあおる誤った議論である。むしろ日米安保体制は、わが国が巻き込まれ得る紛争そのものを未然に防ぎ止せんとするものであると言えよう。

(二) 前にも述べたとおりわが国にとつては、日米安保体制の円滑かつ効果的運用により、対日攻撃が対米攻撃をも意味することになつてしまふ情勢を作り上げていくことによつて、日米安保体制の抑止力の信頼性の維持・確保のため最大限の努力をすることが不可欠である。このためには、条約上の義務を誠実に履行することは最低限の出発点であり、特に、安保条約第六条により米国に認められているわが国内の施設・区域(いわゆる米軍基地)の使用が、円滑に行われ得るようしておくことは極めて重要であると言わざるを得ない。このような意味で、米軍艦船のわが国寄港は、米軍の円滑な運用を確保しその抑止力を確保たらしめる上で非常に重要であり、また、在日米軍がその練度を維持していく上で不可欠な訓練等を実施し得るよう協力していくこともわが国として当然の責務であると考へる。

三 結語

わが国はもはや貧しい小国ではない。現下の厳しい国際情勢にかんがみれば、わが国がみずからなし得る自衛力整備の努力を行うのは当然のことである。また、同時に米国の抑止力にその安全を依存している以上、日米安保体制の円滑かつ効果的運用を図っていくことは、極めて重要なことである。

また、日米安保条約は単に軍事面だけでなく、経済面その他においても相互協力をうたつてい。したがってこれらの面においても間断なき對話のもとに緊密な協力関係を維持発展させることが必要である。そして、これら各方面における協力によつて不動の信頼関係を確立することが、日米相互にとつてその安定と安全と発展上極めて重要である。

軍縮問題とわが国の対応

一 わが国は、戦争の悲惨な経験に基づく国民の平和への決意に立つて、軍事大国となることなく専守防衛に徹し、また、非核三原則を堅持し、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としている。

したがって、国際社会の平和と安定を確保していく上で重要な役割をもつ軍備管理・軍縮に積極的に取り組んでいくことは、わが国の平和外交の重要な一環をなすものである。

同時に、軍備管理・軍縮の促進に取り組むに当たっては、わが国はもとより世界各国とも、自国の安全保障と結びついた重大な問題であるとの立場から、極めて冷徹な判断及び考慮を払いつつ、その促進に努力しているものであり、軍縮措置は各国の安全保障を損なわないように進めていかねばならないという原則は、国際社会における共通の認識となつてい。

わが国としてはかかる認識を踏まえ、みずからその安全を確保していくために、一方において日米安保体制の円滑かつ効果的な運用による抑止力の維持及び必要最小限度の防衛力の整備を

図るとともに、他方において平和で安定した国際環境を作るための積極的外交の展開の一環として軍備管理・軍縮の促進に向けて努力することが必要である。

二 次に、これは上記の点と関連するが、軍備管理・軍縮の促進に当たっては、現下の国際社会の平和と安全が世界的な規模における国家間の力の均衡に依存している点を認識する必要がある。かかる認識を踏まえて、力の均衡を維持しつつ、同時に、可能な限りより低い軍備水準で平和と安全が確保されるよう軍備を促進することが、唯一、かつ最も現実的な道であると考えられる。

三 さらに実際に軍備管理・軍縮を進めるためには、効果的な検証措置を伴った具体的措置を一つ一つ積み重ねることが重要である。いかに理想的な宣言や提案が行われようとも、それが実際に兵器の保有や生産の削減を十分な検証により担保する具体的な措置を伴わないものであるならば、各国を納得させ、その合意を得ることができないのみならず、むしろ逆に、世界の平和と安定を危うくする可能性すらある。安全保障という国家の基本課題に重大な関連を有する軍備管理・軍縮の分野においては、「効果的な検証を伴った具体的措置」という考え方は特に重要である。

四 わが国としては、上記のような考え方に立ちつつ、具体的には米ソ間の軍備管理・軍縮交渉の進展、核実験全面禁止の実現、核不拡散条約体制の維持・強化、さらには化学兵器禁止問題などを重視し取り組んでいるところであるが、今後とも国連やジュネーヴの軍縮会議等の国際的な場や二国間の関係において軍備管理・軍縮の促進のため粘り強い努力を行い、わが国としてできる限りの貢献を行っていくべきである。

五 最後に、特に、現在世界の人々がその進展を強く期待している米ソ間の新たな軍備管理交渉

について述べる。

わが国としては米ソ両国が真剣かつ建設的な態度でこの交渉に臨み、実質的な進展を図るよう強く訴えるべきである。

現在、米ソの立場には大きな基本的隔たりがあり、今後困難かつ相当に長い交渉となることが予想されるが、米国は、わが国を含む西側全体の安全保障を確保するとの立場から交渉に臨んでおり、わが国としては米国のかかる姿勢を積極的

に支持しつつ、同時に過大な期待を抱くことは慎みつつ、辛抱強くかつ冷静に交渉の成り行きを見守る必要がある。

この際いわゆる反戦平和運動は、ややもすると

国論分断等の意図的な工作に乗ぜられる結果となるおそれがあり、十二分に慎重に対処することが必要である。

以上、本小委員会が行った参考人からの意見聴取の項目に従って、それぞれわが党の立場を明らかにしたが、本小委員会として十分に審議出来なかつた問題点も多い。今後より深く審議すべき問題として、例えば民間防衛、純粋防衛兵器、SDI、東西・南北を含めた経済の相互依存の深化、世界の平和・軍縮・繁栄を目指した科学技術の研究、一部の装備、施設等についてのリース制度導入の可否等のあることを指摘してむすびとする。

○日本社会党所属委員

自衛隊の現状と問題点

防衛庁がいま編成作業を急いでいる「五九中業」に、日本の自衛隊の現状と問題点が象徴されている。

第一に、「五九中業」は、極秘の「五九統長」(統合長期防衛見取り)や「五九統中」(統合中期防衛見取り)の国際軍事情勢の分析を踏まえ、陸海空の三自衛隊の統合戦力による「三海峡封鎖・シーレーン防衛」ならびに制海・制空確保、「敵策源」撃破のための「洋上阻止・侵攻作戦」などを想定している。これは明らかに、「防衛計画の大綱」に定められた「限定的かつ小規模な侵略」への対処を基

調とする「専守防衛戦略」を覆し、かわりに「公海上、公空上でなるべく本土から遠い所で敵を迎え撃つ前方防衛」反撃戦略への危険な転換を企図するものである。

第二に、総額で十九兆円強と見込まれる防衛費によつて、「五九中業」は明らかに「GNP対比一%以内の制約」の突破をもくろんでいる。

この戦略転換のもとで、航空自衛隊は、「防空軍」から「航空侵襲・制空作戦」を目指す攻撃的航空戦力に変貌し、海上自衛隊は、対潜作戦から「戦略制海作戦」(シーレーン防衛、敵基地撃破、三海峡封鎖など)の海上戦力に転換し、また、陸上自衛隊は、通峡阻止作戦、着上陸阻止、自隊・地域防空作戦を遂行し、時期をみて「攻撃」に転ずる「決戦防衛」の地上戦力に転換しようとしている。

このため、航空自衛隊はF-15制空戦闘機六十五機を増強、七飛行隊百九十機体制(他にF-4EJ三飛行隊、E-2C早期警戒機十二機体制)の確立を図るとともに、新しく四千キロ先まで探知可能超長距離(OTH)監視レーダー、広域の防空指揮が可能な大型のE-3A空中警戒管制機(AWACS)、戦闘機の行動範囲を拡大するための空中給油機などの導入を企図している。

海上自衛隊は、P-3C対潜哨戒機を五十五機増強、これを百機体制に拡充するとともに、最新鋭のエイジス艦二隻を初め、戦闘用艦艇十二隻の建艦を計画している。さらに、陸上自衛隊は師団改編に着手し、北海道師団の機甲(戦車)師団化を推進するとともに、新型戦車・戦車装甲車の大量導入、地对艦ミサイル(SSM)三・五個隊の整備に乗り出した。これらの攻撃的兵器体系の導入、整備が「五九中業」の危険な性格を浮き彫りにしている。

日本の軍事大国化を目指す中曽根内閣のこのような政策に対して、わが党は憲法理念を実現していく方策の一つとして「GNP対比一%制約」の厳守と防衛費の凍結・縮小を強く要求するものである。

る。周知のように、少額の頭金を当初予算に計上するだけで、調達費の大部分をツケの形で後年度にまわす「後年度負担」のシステムによつて、一単位当たりの調達費が百億円を越える「百億円兵器」の大量調達が行われようとしている。したがって、中曽根内閣の防衛費「突出・聖域化」政策に対して、当面、わが党は、明らかに「専守防衛戦略」の限界を超えた攻撃的正面兵器である、F-15戦闘機、P-3C対潜哨戒機、ミサイル搭載護衛艦(DDG)、ハープーン搭載潜水艦や「五九中業」調達予定されているOTH(超長距離監視)レーダー、エイジス改良型ミサイル艦(DDG改)、E-3A空中警戒管制機(AWACS)などの「百億円兵器」当初予算計上中止を要求するものである。

このような攻撃的正面兵器の予算の凍結によつて、巨額の後年度負担が削減され、防衛費の大幅縮小が可能となる。こうして、日本が厳格に「専守防衛戦略」とGNP対比一%枠を堅持することと米国の初め周辺諸国に対して、通常兵器における軍備縮小を強く要求することができるようになる。この政策こそが、「五九中業」による日本の軍事大国への道よりも日本の安全保障上はるかに適切な政策であることを、この機会に強く指摘するものである。

日米安全保障体制の現状と問題点

「日米共同防衛計画」の調印、三沢基地への核搭載戦闘機F-16の強行配備、核巡航ミサイル「トマホーク」搭載原潜の横須賀寄港による「非核三原則」空洞化の試みなどにみられるように、日米安保体制のアジア太平洋核安保、世界核安保体制への危険な転換がいま急速に進められている。ワシントン・ガール米国防長官が米議会に送った「一九八六年度国防報告」のなかに「われわれは紛争が同時に二ないしそれ以上の地域に拡大する場面に備えて、この同時多正面紛争の対処能力を持たなければならない。ソ連は同時に多数の地域で侵略を開始する能力を完全に備えており、われわ

これはこの事実を考慮に入れなければならない」とあるように、レーガン米政権は「対ソ同時多発戦争」に備えた戦略転換を急いでいる。それは、NATO正面、北大西洋のG・I・U・Kギャップ(グリーンランド・アイスランド・英国)、北太平洋に位置する宗谷、津軽、対馬の日本の三海峡地域などにおける対ソ戦争準備を意味している。昨年十二月に調印された「日米共同作戦計画」やF-16の三沢基地配備、核トマホーク搭載原潜の横須賀寄港などは、対ソ最前線基地としての日本列島の役割を象徴するものである。

こうして日本へのあり得る「侵襲」のシナリオとしては、これについて言及した参考人の意見でも大方一致しているように、もはや「限定的かつ小規模」なものではなく、世界の他地域での米ソ対決のアジア太平洋への「波及」を基本的に想定したものとされており、日米安保体制と自衛隊は、これに対処するものと位置づけられている。問題は、日本政府・防衛庁がこの転換を事実上公然と受け入れ、積極的にこたえようとしていることにある。

このような日米安保の世界核安保への画策は、必然的に日本の命運を米国の対ソ極東戦略により強く縛りつけることになる。日本国民の安全よりも米国の極東戦略が優先され、グローバルな米ソ戦争が万が一勃発した場合、日本全土は米戦略の最前線として荒廃の境地にさらされることになる。わが党は、このような危険な戦略に強く反対するとともに、逆に、日本が日米安保体制から離脱し、中立の立場を確立して、それをテコに積極的な平和外交を展開し、日本のみならず世界の緊張緩和と平和のために努力する道を選ぶよう主張する。この中で、日米の友好協力関係を追求すると同時に、日ソ関係においても友好協力関係を拡大し、北方領土等の解決を行うべきである。

軍縮問題とわが国の対応
ジュネーブでは、今、米ソ包括的核軍縮交渉が開かれているが、①宇宙軍拡の規制、②戦略核兵器の削減、③欧州中距離核の配備規制の三テ-

マをめぐる厳しい対立が続いている。言うまでもなく、この米ソ包括的核軍縮交渉の成否の分岐点をなすのが、SDIと宇宙軍拡をめぐる米ソの対立である。SDIは宇宙空間へのあらゆる種類の戦略兵器配備は、米ソ核軍縮交渉の進展にとつて重大な障害となるばかりか、世界平和にとつては今や最大の脅威であると言わなければならない。ソ連の戦略ミサイルの無力化をねらう「戦略防衛構想」(SDI)の推進によつて、レーガン米政権は米ソ核軍拡競争を宇宙空間に拡大する口火をきつた。しかも、このSDIは、自国の都市・産業センターを「人質」として相手の核報復第二撃の前に故意に無防備状態に置くことで辛うじて成立していた「相互確証破壊戦略」と恐怖の均衡からの決別を意味している。それは、この抑止戦略よりもはるかに危険な「核戦争を闘つて勝利する戦略」への移行を示唆するものである。

ところで、中曽根首相は、このSDIへの理解や支持を明言し、「政府の参加するかどうかの態度が未決定の段階でも日本企業が米国のSDI研究に参加することは可能」(外務省)との姿勢に見られるように、日本のハイテク企業のSDI参加を暗黙のうちに推進している。このように、中曽根内閣のレーガン核戦略への加担は紛れもない現実となった。これは日米安保体制を文字通り米核戦力を中軸とする世界核安保へと飛躍、発展させる危険な試みである。

このように中曽根内閣は、レーガン米政権の「力の政策」と「対ソ核戦略」を認める立場から、この米ソ核軍縮交渉にとつては有害かつ誤った姿勢に終始している。ロンドン・サミットからボン・サミットへの経過のなかで、中曽根首相は、一貫して「西側同盟の結束強化」と「力の政策」を主張し、レーガンの「対ソ核戦略」をこの立場から支持し続けることによつて、米ソ核軍縮交渉の進展に重大な障害をみずから作り出しているのである。われわれが目指すべき方向は、このような動きとは全く逆である。SDIやあらゆる種類の戦略

兵器の宇宙空間への増強配備を、米ソ両国が強く自制し、戦略・戦域核兵器についてもその凍結・削減に踏み切ること、米ソ包括的核軍縮交渉は、初めて実質的な進展を遂げることができると、これによつて、世界核戦争の現実的脅威も軽減されることになる。日本が軍縮に関して貢献できる最善の道は、まず日本自身が軍備増強をしないことを基本として、「非核三原則」の厳守、アジア太平洋非核武装地帯の提唱及び世界の反核運動や非核国のイニシアチブの確立などで、日本政府は世界的な核軍縮の達成に積極的な役割を果たすべきである。核及び通常兵器の世界的軍縮に日本が大きく寄与するための措置として、核軍拡競争と軍縮の現状についての完全な情報公開、ストックホルム平和研究所に匹敵する国際的な平和・軍縮研究センターの設置、国際的な軍縮・平和教育機関の開設などが世論形勢の重要な課題であることを指摘したい。

○公明党・国民会議所所属委員 自衛隊の現状と問題点

現在の自衛隊について、政府・自民党は「憲法の枠内」、「専守防衛」、「非核三原則の堅持」、「集団自衛権は行使しない」としているが、自衛隊の態様、任務規定、装備などを含めた総合的な立場での判断と評価が必要であると考える。したがって、論議や評価に当たつての「前提条件」を抜きにした、いわゆるオール・オア・ナッシングでの立場で判断するものではない。

そうした問題の一端として、米国が、わが国に強く求めている日米防衛分担すなわちシーレーン防衛の問題がある。わが国が資源小国であり貿易立国であることから、海上輸送航路帯の安全がいかに確保されるかは、日本経済にとつて重大な関心事である。

しかし、国際関係が破綻するならば、軍事力のみでこのシーレーンを防衛することは、米海軍をもつてしても困難な作戦である。さらにこれは、わが国憲法の許容範囲を逸脱し、「防衛費の

GNP比率一%以内の厳止めを、場合によつて、六十年代予算での突破は必至といえるのである。政府・自民党は「GNP比率一%」にかわるべき新たな厳止めを検討する考え方があろうだが、中曽根首相が就任当初に、防衛問題の展望を「不沈空母」、「四海峡封鎖」と語つたとされる経緯を考えると、その軍拡傾向には十分な警戒と対策が不可欠である。特に「防衛費の枠、一%内厳守」は、日本国憲法を守り、領域保全能力保持の路線から考えて、あくまでも厳守すべきである。

わが党は、現憲法下において、わが国の平和的存立を守るための自衛権は認められるものと考え、自衛権は主権国家の国際法上の基本的権利であり、国連憲章もこれを是認している。もちろん、ここでいう自衛権とは国連憲章第五十一条で認められている個別的自衛権のことであり、わが国が一切の膨張政策を否定し、平和政策を堅持しているにもかかわらず、なおかつ不正な侵略をするものがあれば、平和的存立を守るため正当な自衛権の行使は許されるものである。この憲法が認める自衛権の裏づけとしての「能力」については、領海、領空、領土の領域保全に任務を限定した領域保全能力が妥当であり、これがわが党が合意とする自衛隊構想である。

以上の観点から、自衛権の行使に当たっては、いかなる事態においても、国会によるシビリアン・コントロールの原則が厳格に迅速に機能するための体制とルールの確立を目指すなければならない。

日米安全保障体制の現状と問題点

国際情勢は、さまざまな要因が複雑に絡み合い、依然として不安定なものがあつて、国際緊張も緩和するに至っていない。

世界の平和と安定に極めて大きな影響のある米ソ関係は、大枠として「米ソ核不戦」を基調としつつも、絶えず「対立」と「共存」、「冷戦」と「デタント」という相反する二つの側面を内包しており、そのときどきの国際情勢や米ソ両国の政策によつ

で、どちらか一方の一面が色濃く表われてくるものである。
最近では、冷戦的な様相を呈していることが懸念されている。

しかも核兵器を含めた軍備拡大競争も続けられている。朝鮮半島、インドシナ問題、中越関係などアジア情勢も依然として緊張緩和の様相を呈しているとは言いがたいものがある。さらに中東情勢は一段と深刻の度を深め、包括的中東和平の実現と中東地域の平和的安定への道は予断を許さないものがあり、世界の最も大きな不安定要因となっている。

こうした国際情勢とともに、現在の国連の紛争解決のための能力は、多くの人々の努力にもかかわらず、残念ながら十分のものとして評価されるに至っていない。

したがって、日米安保条約が日本の安全保障において一定の抑止的役割を果たしていることは否定できない現実である。

公明党は、日米安保体制の解消を可能にするような国際環境づくりに積極的に努力していくが、今日の国際情勢の現状においては、日米間の友好を維持し、わが国の平和と安全を確保するために現実的対応として、日米安保条約の存続はやむを得ないものと考えている。

しかし、わが党のこの主張は、日米安保条約の実際の運用についても、政府・自民党と同じ立場に立つというものではない。日米安保条約の運用に当たっては極めて厳格に行われるべきことは当然であり、条約の拡大解釈などによって変質、強化されるはならない。

そのためには、事前協議制度の厳格な実施、非核三原則の堅持、さらに極東の範囲などの拡大解釈をしないように厳しく監視する必要がある。

しかしながら、今日までの中曽根内閣の姿勢は、レーガン米大統領の「力の政策」に対して、専らその支持を表明している。

われわれは、わが国が「西側の一員」であり、

「西側の結束」を固めることを決して否定するものではないが、「西側の結束」を図ることが、必ずしもレーガン米大統領の「力の政策」に無批判に追随することと同じではないことを改めて指摘するものである。

日米間の平和友好関係の維持強化は、わが国外交政策の前提であり、基盤である。日米両国関係は、安全保障、防衛問題のみならず、経済、貿易、金融、通貨、資源、文化等すべての面で密接な関係が深まっている。今後とも友好関係を増進するため、粘り強く努力しなければならぬ。

わが国としては、一方的な日米関係ではなく、対等な良きパートナーとして率直な意見の交換が常に行われるような安定した友好関係を築くよう主張する。

軍縮問題とわが国の対応

世界の恒久平和実現のためには、核兵器の全面的な撤廃と完全軍縮は絶対的に不可欠の要件である。特に核兵器の全面撤廃は、人類の存亡にかかわる問題であり、すべてに優先する課題であることは言うまでもない。しかしながら、米・ソを中心とする核保有国による核軍拡競争は依然として続けられ、既に全人類を何十回となく絶滅させて余りある核兵器が全世界に存在するに至っている。しかも、さらに高度で有効な核兵器とその運搬手段の開発競争が繰り広げられているのが実情である。また、新たに核兵器を保有しようという国もみられ、核保有国による核軍縮も進展しない一方で、核保有国の拡散という極めて憂慮すべき状況となっている。

わが国は広島、長崎、第五福竜丸と三度、核兵器による被害をこうむってきた世界唯一の核被災国である。したがってわが国は、核兵器の全面的撤廃のために先駆的な役割を果たすべきである。わが国は、世界の軍縮の実現を目指し、あらゆる努力を払い、特に核兵器については、いかなる国のものである核兵器を否認し、目的、理由のいかんを問わず、その開発製造、実験保有の一切に強

く反対し、核実験の禁止、核拡散の防止はもちろんのこと既存の核保有国に核兵器の全廃を要求しなければならない。

この目的を達成するためには、①核保有国による核兵器の全面撤廃のための首脳会議の開催、②核兵器の全面撤廃を促進するため、核保有国がいかなる場合も核兵器を先に使用しないことを宣言する核兵器不使用宣言を行い、さらにこれを国際的に取り決めとして核兵器不使用協定を締結する、③核実験の野放し状態と核兵器保有国の拡散化傾向、さらに核軍拡競争を阻止するために核兵器問題に関する国連特別総会の開催、などを主張すべきである。世界的な不況、南北問題の深刻化、地域的な貧困などが言われているが、世界の軍事情報は年々増加の一途をたどり、世界の軍事情報費は八千億ドルにも達する見込みといわれ、特に第三世界の軍事情報費が増加しているのが特徴となっている。こうした軍事情報費の増加、軍備拡大競争を中止し、軍備なき平和の達成に努力すべきである。そのために、国連などを中心として世界的な規模で完全軍縮のための交渉を速やかに行うよう主張しなければならない。今、世界の人々が直面している問題は、核の脅威から人類がいかにして脱出するかにある。早急かつ相互、段階的な軍縮の実現が必要である。第二回国連軍縮特別総会を取り巻いた「反核」と「軍縮」の国際世論とその行動は、注目すべきものであった。平和を願う多くの人々の期待は国連軍縮特別総会での非政府組織(NGO)を中心とした行動に寄せられたものと言えるのである。日本が平和であるためには、何よりもまず世界が平和であることを強く目指していかななくてはならない。すなわち、日本の平和的存立の方途として、核兵器全廃と完全軍縮の推進、米・ソ間の軍縮や軍備管理交渉など、一連のデタント政策の促進、さらには、国連の紛争解決能力の強化等を積極的に推進することに全力を挙げて取り組まなければならない。

○日本共産党所属委員

私は、三回の小委員会での参考人意見に触れながら、三つのテーマについて日本共産党の見解を述べる。

まず第一に、自衛隊と日米安全保障体制の現状と問題点であるが、この本質は、例えば自衛隊はアメリカ占領軍の指令で作られた対米従属、国民弾圧、憲法違反の軍隊であつて、国連憲章違反、憲法違反の日米安保条約のもとではアメリカの戦略、太平洋軍を補充する軍事的役割を負わされている軍隊である。こうした本質を持つ自衛隊は、日本の主権と平和を守る自衛の組織とは成り得ないものである。大賀元海幕長が自分の体験に基づいて、二十年、三十年、自衛隊は全くアメリカ任せだったということを述べたが、大賀元海幕長は、そういう状況に変化が起きたのは、一九七五年だと、坂田・シュレジンジャー会談から七八年十一月のガイドラインに至る経過を述べている。このガイドラインは、日米安保条約のNATO化、自衛隊のNATO並みの統合軍化を目指した、安保条約の再改定に匹敵するものであつて、自衛隊と日米安全保障体制の現状と問題点を考える際、このガイドライン以後の危険な事態は、最大の問題点であると思う。

その第一の問題は、日米共同作戦と自衛隊の軍分担保区域、その拡大である。いわゆる領土の防衛から領土外の防衛に向かつて踏み出した、この点がガイドライン以後の今日に至る最も重大な問題点で、その中心は、いわゆるシーレーン防衛である。これは、広大なグアム以西、フィリピン以北の西太平洋の海域を日本の自衛隊に軍分担保をさせようというものである。竹田元統幕議長も、航空自衛隊としては防衛計画大綱作成当時は一千海里シーレーンにはそれほど関心はなかった、そういう構想はなかったと述べている。ガイドライン以後新たに、鈴木首相の言明、中曽根現首相の対米誓約によって、この作戦範囲の拡大と異常な軍備拡張が押しつけられている。

このシレーン問題で今日重要な問題になつてゐるのは、前田前議長、村井前議長などとも指摘してゐたが、NLP問題である。私は先日三宅島に行つて、実状を調査して来た。NHKの日高義樹特派員は、アメリカ国防総省からの直接取材に基づいて「アメリカ・レポート 三宅島基地問題」という小論文の中で、三宅島、硫黄島に最新鋭のジェット戦闘機や対潜哨戒機を常駐させ、地域の防衛、偵察に当たるとするアメリカ側の構想について報道している。つまり硫黄島と三宅島をP-3C、F-15の作戦基地としようという計画をアメリカ国防総省は持つてゐる。なお、硫黄島については、八一年のワインバーガー・大村会談で、アメリカ側から硫黄島にF-15を百機置きたいという具体的な申し出が行われてゐる。

私は、日本の政府がこれらのアメリカの要求を断固として拒否して、シレーン防衛のために伊豆七島あるいは小笠原を恒久的な軍事基地化するという計画は放棄することを強く求めるものである。

第二の問題は、日米統合軍、自衛隊がNATO並みの軍隊として米軍と一体的な従属軍になるという問題である。この進行で、一つの画期となつたものは、昨年の十二月に署名された日米共同作戦計画案の採択である。日米共同作戦計画案ができたということは、非常に重大であつて、その中身は、政府は、いくら追求しても機密だとしてゐるが、八〇年の六月五日、朝日のワシントン小川特派員が、当時アメリカ側からスクープして報道したものであると、ソ連の北海道に対する局地戦以下の侵攻対策を基本にして、陸海空、三自衛隊による作戦、展開、運用、それに呼応する岩国基地の第一海兵航空団、横田の第五空軍、横須賀の第七艦隊、沖縄の第三海兵師団など米軍の展開を盛り込んでゐるという。同計画の内容は詳細を極め、例えば日米両国が必要とする魚雷の数の推定から始まり、貯蔵されている魚雷をどんな運搬手段で、どの道路を使用して、どこへ集めるかな

ど、すべての日米両国の兵員と兵器の動きを、地図と時計をにらみながらシナリオ化したものだとも報道されている。私は国会に提出することを政府に強く要求する。

なお、こういう作戦計画案で極めて危険なことは、日本の自衛隊が米軍の指揮下におかれかねないということである。五月二十三日に、一九五二年のアメリカの外交文書が公表された。これを見ると、岡崎・ラスク両氏の間で、行政協定交渉の中で日米連合軍を作ると、米軍指揮下のもとに、そういう交渉が行われたことが明らかにされてゐる。私が今国会で暴露した陸上自衛隊の幹部学校の教科書「国土防衛作戦」の中でも、太平洋軍事同盟を作り、アメリカ軍の指揮のもとに、日米連合軍を作るという構想が書かれてゐたが、これも事実であることが裏づけられたと思う。この今回の発表のものと見ると、この構想はガイドラインに引き継がれてゐる、ということを描いた。ガイドラインの中には、日米調整機関が作られるということが取り決められており、この日米調整機関なるものが、米軍指揮のもとに自衛隊がその傘下に公然と入るといふ危険な方向を示唆したものだといふことは考へる。

この日米共同作戦計画案に基づいて、ガイドライン以後、日米共同演習の陸海空にわたる大規模化、激化が進んでゐる。これも安保条約のNATO化に進むものであつて、兵器の標準化、継戦能力、インターオペラビリティという相互運用性の強化、これらも日米統合軍化への不可欠の柱であつて、こういうものがそれぞれ、急速に進んでゐることも重大である。

なお、竹田元統籌議長は、この日米共同作戦計画は、今のままの法体制、今のままの防衛力では給に書いた餅と懸念を示したが、これは有事立法促進の告白だと思ふ。昨六月六日国会に提案された国家機密法は、防衛機密だけではなくて、外交機密なるものをわけ加え、何と死刑をもつて規定してゐるという、恐るべきファシズム的法律で、

有事立法と結びついた極めて重大な憲法の基本をも覆しかねない重大な内容を持つてゐるとわれわれは考へてゐる。

第三の問題点は、日米軍事同盟の核軍事同盟化に伴う自衛隊の核戦争能力の強化が今押し進められつつあるということである。日本に寄港する第七艦隊の核搭載可能艦が、恐らく確実に核兵器を積載してゐるであろうということである。神戸で行われてゐるように、核を積載してゐないという厳密な証拠のない限り、軍艦の寄港を拒否するという政策を、日本政府もとるよう、国是の非核三原則の見地から強く要求したいと思ふ。

なお、私は、国会でも取り上げたが、昭和三十四年に自衛隊が核戦争教育を行つてゐたという点があるが、ガイドライン以後、いくつかの証言によつても防護と称して核戦争下の教育訓練が進行してゐるという事態も、日米共同作戦計画の想定のもとで、自衛隊が核戦争のもとで戦う能力を準備しつゝあるという重大事態を示してゐる。今国会で中曽根総理大臣が有事の際、公海上でアメリカ軍が核兵器を使おうとする場合、日本は排除する立場にないといふことも、唯一の被爆国でありながら、核戦争を阻止するのではなく、核兵器の使用さえ容認しようといふ日本政府の最も危険な状況を暴露したものであるとわれわれは考へる。

なお、私が重要と思つたのは、竹田元統籌議長などの証言によつて、実は日米安保条約体制は日本を戦争に巻き込むものだといふ事実が明らかになつたことである。竹田氏は単独で日本が攻められるといふことはない、中東あるいはヨーロッパ、あるいは極東特に、朝鮮の事態でそれが日本に波及する場合に日本が有事の事態が起きるといふことを述べた。この点で、六月五日付の新聞で報道されたマンスフィールド駐日米大使が米上院議員にあつた書簡の中で日本は米国の自身の防衛に直接かかわるということを描いたのも興味あることである。

大賀元海幕議長は、日米安保体制になつて三十年、よく法制的に安保条約の片務性だとか、あるいは部隊の運用について集団自衛権がどうあるべきだ、あるいは非核三原則だとか、いろいろ研究されてゐるが、将来に向かつて少なくなつてゐる。安部NATO化の危険な進行の中で、いよいよ憲法違反の集団自衛権問題、非核三原則の改悪問題、安保条約の「片務性」をさらに改悪しようとする危険な事態が進行してゐることを自衛隊の元制服の方が国会で述べたものとしても重大であるといふことは考へる。

以上の状況の中で、日本の安全、それからアジアの平和を守る上では、日米安保条約を廃棄して独立非同盟中立の日本の道を進むこと、自衛隊の縮小解散を図ることが必要であるとわれわれは考へてゐる。万一、中立が侵犯された場合は、憲法と矛盾しない自衛措置を取るべきである。将来、独立民主日本が安定して国民の世論に基づいて憲法上の措置がとられた場合には、中立を守る自衛措置が必要になるであろうといふのが、私ども、共産党の考へである。

最後に、軍縮問題について述べる。今年は第二次大戦終了後四十年、広島・長崎被爆四十周年に当たる。しかし、戦後四十年の間に核兵器は五万発になり、参考人が指摘したように、もし米ソが持つてゐる核兵器の百分が爆発しただけでも核の冬が起き、人類が死滅しかねない危険な現状にある。このなかで、核兵器廃絶が人類の最も緊急な重要な課題となつてゐるとわれわれは考へる。その点でなぜこのように核軍拡が四十年間進行してきたかといふと、均衡と抑止の理論が横行して、核軍備拡張の悪循環の動因になつてきたといふ事態がある。われわれは、国連の第一号の決議に述べられてゐたような核兵器廃絶に今こそ取り組むことが最も必要であると確信してゐる。その点で、今年は国際政治に核兵器廃絶が具体的に日程に上つた年として重要である。昨年の十二月十七日に日ソ両党の共同宣言でこの点

を確した。また、レーガン大統領も八三年以来核廃絶を理想として何度も強調している。一月八日のシュルツ・グロムイコ米ソ外相の声明も今度の交渉であらゆる分野の核兵器の完全廃絶を目指すべきであるとの合意した。その後さまざまな問題、逆流も起きており、特にSDIを中心に取り起しているが、われわれは国際政治に核兵器廃絶が日程に上つてきたこの年に唯一の被爆国日本の重要な責務は核兵器廃絶を本場に第一義的課題として掲げて国連でも、国際世論に対しても、日本の国内でも、大いに国民も政府も国会も活躍すべきことが、最も重要な、唯一の被爆国としての責務であるといわれは確信している。この点で最近の衆参両院の国会決議で、核兵器廃絶を今日の緊急の課題として取り組むべきなのか、それとも将来の究極の課題として棚上げすべきかが問われている今年、究極的という言葉がつけられたことは極めて残念だとわれわれは考える。唯一の被爆国日本として核兵器廃絶のために全世界の先頭に立つて奮闘すべきこと、同時にこの核軍拡を押し進めていく根源としての軍事同盟、軍事ブロックの対抗をなくすために軍縮の観点からも、安保条約廃棄のために奮闘することが最も重要な国民的課題になっているといわれは考える。

○民社党・国民連合所属委員

民社党を代表しての以下の意見陳述は、第一百国会における本委員会報告、すなわち、昭和五十九年八月七日の会議録を前提にした、いわばその各論に当たるものである。

したがって、前回に述べたのと重複する点は極力省略し、その折に尽くさなかつた点を中心に述べる。

民社党の考える総合安全保障の基本的考え方及びその安全確保の手段として、適切な国内における経済的、治安などの措置をとることはもちろんであるが、対外的には外交的手段による紛争の解決と並んで必要最小限の防衛力が必要であること、そしてその防衛力としての自衛隊及びその不足を補うものとしての日米安保条約は、合意であるのみならず、必要であることについては、既に昨年述べたとおりである。

しかし、自衛隊の現状並びに日米安保条約の運用面については問題なしとはいえない。まず、自衛隊の問題点を取り上げる。

問題点の第一は、政治による防衛の統制の態勢についてである。言うまでもなく、防衛は国家存立の基本に関する問題であり、防衛庁のみに委せておくことはできない。国内の治安、財政経済などの国内的要因や外交関係などの関連で対処すべき問題である。しかるに現在の国防会議は、その運用が形骸化し、事実上は防衛庁で決めた業務計画あるいは予算案の追認機関となつてしまつていゝ。国家の安全をそのときどきの情勢に対応して審議決定する機関とはなつていない。例えばSDIについての対処、あるいは日米の防衛協力の方針の決定、あるいは軍縮ないし軍備管理の基本方針などを総合的に審議決定する機関が必要である。そのためには、現在ある国防会議や総合安全保障関係閣僚会議を統合改組して、以上のことき任務を遂行するために、総理大臣を議長とし、少数の閣僚閣僚を議員とする国家安全保障会議を設立すべきである。またその事務局には、内外の情勢を的確に把握し、政策の判断の基礎及び有事に対する的確な判断を下せる資料を会議に提供し得るよう、充実したスタッフを備えるべきである。

防衛態勢の第二の問題点は、自衛隊内部の指揮系統の一元化である。戦前の陸海軍の内部不統一の愚かさを繰り返さないために、統合幕僚会議議長長の権限を強化することが必要である。平時においては、教育訓練とか、後方計画の作成とか、陸・海・空間の重複を避け冗費を節約するため統幕議長長の調整権限の強化が必要であるが、特に有事においては、統合部隊の編成されたときはもちろんであるが、それ以外のときでも、統幕議長長の権限が現在のままでよいかどうか再検討すべきである。特に有事に際し、指揮命令は迅速であることは必要とするが、統幕議長が直接に防衛庁長官を

補佐するよう改める必要がある。

第三の問題点は、危機に対処する対応策の整備の問題である。近代戦はしばしば奇襲をもつて始まる。防衛出動下令前の奇襲を受けた場合に、自衛隊はいかなる行動をとるべきかについての規定の整備を図ることが大切である。それとともに、防衛出動下令後の自衛隊の行動についての有立法制の整備も至急に行うべきである。例えば自衛隊法第百三条は有事における「物資の収用」について決めているが、依然としてその政令は作られていない。これについて防衛庁はその問題点の研究に着手し、中間報告を発表しているが、政令の公布には至つていない。至急、整備すべきである。

第四の問題点は、装備の近代化と効率化である。日本のように国土が狭くかつ人口稠密な国土において、敵を国内に入れて撃破することは極めて困難である。したがって専守防衛を旨とする自衛隊は、波打ち際で、可能な限り洋上で敵を撃破することを旨とし、にもかかわらず上陸してきた敵に対しては、既成事実を作らせないよう速やかに撃退する態勢を作っておかねばならない。そのためには、何よりも侵略行動を早期に察知するために、偵察衛星や高性能レーダーの設置による情報収集能力の向上が第一に必要である。また、電子機器を使つての防空能力の向上、海峽、シーレーン防衛のための海上防衛力の向上、上陸部隊撃退のための機動力のある電子機器を装備した陸上部隊の整備を急ぐべきである。

ただし、防衛は一国の経済力と無関係に行うことはできない。日本は昭和五十一年来、基盤的防衛力充実の考え方に立ち、防衛費をGNPの1%に抑える方針をとってきた。その枠の堅持は、外国に与える誤解を回避し、国民的合意の形成にとり、それなりの役割を果たしてきた。しかし、アメリカの力は相対的に低下し、ソ連の極東地域における著しい軍備の増強を見る今日においては、いままでもGNP1%枠内に防衛費を抑えることは不可能である。もちろん、むだな経費は極力節約

約する必要がある。また自己増殖の危険性をもつ軍事費に対して一定の歯止めをかけることは必要であるが、それは政府及び国会がその時の情勢に応じて抑制すべき問題であると考える。

第五の問題点は、自衛隊員の人材の確保と教育の問題である。いかに優秀な武器があつても、それを使う人の質が悪ければ戦力にはならない。現在の自衛隊の定員をこれ以上増加することは、必ずしも容易ではないし、また必要でもない。それよりも必要なことは、自衛隊員の士気を高め、質を向上させることである。自衛隊の士気を高める最善の方法は、国民が防衛に対して理解を持ち、自衛隊を支持して、万一場合、ともに戦うという雰囲気を作ることが必要である。その空気を変えるために政府のなすべきことは最後に述べるが、さしあたりここで強調しておきたいことは、隊員の処遇とその地位を向上させ、隊員に社会的に尊敬される仕事をしていこうという誇りを与えることである。特に隊員の兵舎の劣悪さは既に国会でも指摘されたところであるが、一日も早くその改善を行ふべきである。

さらに質の向上のためには訓練が欠かせない。現在でも予算が足りないため、十分な訓練が行われていない。公害問題など困難な問題があることは十分承知しているが、政府は、これらの問題の解決に早急に取り組む、訓練のために予算を充実すべきである。

いまひとつ重要なことは、指揮官となる幹部の教養の問題である。現在、防衛大学校においては、単に専門教育だけでなしに、社会科学の教育も限られた時間ながら行われているが、何よりも幹部は、専門知識を持つのみでなく、常識豊かな社会人になることが必要である。そのためには、一般の大学の大学院や外国の大学に留学させ、世間の一般の常識にも触れさせ、その教養を高めることが必要である。

次に、日米安保条約の問題点について述べる。日米安保条約は、その第二条に規定するように、

単なる軍事的協力のみの条約ではない。しかし、ここでは、その防衛面の問題点のみを取り上げる。

現在の世界が基本的に米國を中心とした自由陣営とソ連を中心とした共産陣営との対立であり、日本は自由陣営の一員として以外、繁榮することはもちろん生き延びることも難しいことは既に述べたとおりである。しかし、そのことは、アメリカの外交国防政策を無条件に支持するという事ではない。必要な場合、日本は米國に対し適切な忠告を行うべきである。しかしそれはあくまで同盟を強化する立場からのものであることを忘れてはならない。

米ソ兩國の軍拡競争に対しても、米國のみを非難する論調が時としてみられるが、しかしソ連は封鎖社会であるのに対し米國が開放社会であることを忘れるべきではない。つまり、アメリカの対外政策は、議會やマスコミの批判の対象となるため、その実態が知られやすいが、ソ連には反対党や自由なマスコミがないため、ともすると秘密のヴェールに隠されがちである。そのような情勢を考えると、われわれは米國のみの軍備拡大を非難することはできない。

日米安保条約の運用についても、そのことを忘れてはならない。確かに日米安保条約が日本に与えるマイナスの面も少なくないことは認める。しかし、その条約がない場合のソ連の脅威を考えると、可能な限りそのマイナス面を少なくする一方、日本憲法の範囲内で、その条約の有効な機能を發揮できるように努めるべきである。

その点で第一の問題点は、有事の際の日米共同の作戦が行われるよう組織及び法制面の整備を平時から用意しておくべきである。すなわち、統合司令部における指揮命令系統の調整を行うとともに、日本救援のために来援する米軍が日本国内で有効に活動できるように、法制面の整備を行っていくことが必要である。

第二に、ヨーロッパのNATO諸國が行つてい

るように、日本においても救援のための米軍が日本で使う武器弾薬などの最小限度のものは、あらかじめ事前に備蓄しておくことが必要である。そのことが米軍の来援をより確実にするであろう。以上のように、日米安保条約を堅持し、自衛隊の整備をすることが日本の安全を確保する上で必要であるが、しかしそのことは、現在の自由陣営と共産陣営との間の一触即発の対立状況をそのままにしておくということではない。軍備の拡張、特に核兵器による対立が経済的にむだであるのみならず、そのこと自体が偶発戦争を引き起こす危険性を持つてゐる。したがって、両陣営の間の軍備の縮小、特に核兵器の廃絶を世界、特に米ソ兩國に對して働きかけることが必要である。しかし、自由陣営が、一方的に軍備、特に核兵器を廃棄すれば、ソ連もそれを見習うであろうという考え方は極めて危険である。軍備は双方がバランスを保ち、漸進的に縮小を図り、しかもそれは検証を伴うものでなければならぬ。両陣営間の不信の念が続き限り、検証抜きで軍備は、秘密社会であるソ連を利用するのみである。またソ連との間で、効果的な軍縮交渉を成功させるためには、自由陣営の團結を図りつつ、日本はその優れた技術を利用して検証手段を提供するなど、側面からこれを援助することが必要である。

最後に強調しておきたいことがある。それは国民の間における防衛意識の向上である。日本は先般の大戦で無謀な戦争を行い、しかも敗戦した結果、国民の間には、戦争を連想させるようなことはなるべく考えないようにする風が一部にある。しかし、世界の人は必ずしもすべてが天使のような人ばかりではない。戦争の原因となるような国際紛争の種を外交的手段で除去することはもちろん必要であるが、力の空白が侵略の原因となつたという過去の歴史の経験に省み、防衛のための最小限度の自衛力とその足らざることを補う米國との同盟の維持が必要である。戦争を防ぐ最善の方法は、外国の侵略に対しては最後まで抵抗

するといふ国民の気迫と、それを裏づける最小限度の防衛力の保持である。自衛隊及び日米安保条約も、それが万一の時に使われなくて済む最善の方法は、それがいつでも有効に機能しうるごとく整備しておくことである。そのことを国民に周知徹底させるためには、政府も率直に日本を取り巻く国際的軍事情勢の実体を公表して、その対策の必要を国民に訴えらるゝと、国会においても、安全保障の問題について各党の考え方の差を討論を通じて国民に明らかにし、この問題についての国民の関心を喚起すべきである。外交・総合安全保障調査特別委員会の任務も真にその点にあると考える。

○参議院の会所属委員

日米安全保障体制の現状と問題点

日米安保条約は一九七〇年六月二十三日の自動延長以後、一九七八年十一月二十七日決定された「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインを経て一九八二年一月二十一日には樺東有事研究、さらに翌八三年三月十二日にはシーレーン防衛についての日米共同研究が開始されるなど全体としての方向と実質はまさにいわれている以上「改定交渉なき安保改定」を思わせる重大な変容を示している。

しかも一九八四年十一月二十一日には「日米共同作戦計画」が概成されて日米双方の総理と大統領の了解をとりつけたことは、今後の自衛隊の運用と装備計画に決定的な影響を与える画期としてとらえ直すべきであろう。

今一つの問題点としてはオホーック海と日本海、さらに北太平洋等の広大な海域が「米・ソ核戦略の前線化」している現実である。

米海軍省の言明によると米太平洋艦隊の大半九十一隻の大型水上艦艇と二十一隻の攻撃型原潜が核付きトマホークの装備を完了するのは一九八六年以前であるとされている。

太平洋艦隊所屬の艦船は日付変更線を越えた時点で第七艦隊に編入されることは自明だが、この

ことは横須賀、佐世保、ホワイティビーチ等に日常的に寄港する艦船の「核武装化」を意味するものであり、これらと在米の空母ミッドウェー等の存在とあわせ考えるとき、米海軍は「非核三原則」と日本国民の核に対する痛切な関心に配慮しつつ「日米安保条約に關連する諸取り決めを遵守」しながら必要に応じて隨時、隨意に核艦船の日本寄港を反復することになる。とまれ日本周辺の海面下では、米ソ双方の二十隻近い攻撃型原潜が「平時という名の有事」体制を日常としてゐるが、第七艦隊とソ連太平洋艦隊が裝備する核戦力を百二十メガトン、広島型の七千発近い「負のエネルギー」とする試算が既に明らかにされている。

さらに看過できないことは、わが國には核艦船の寄港以外に核関連施設と關連システムが濃密に配置されている現実である。

米海軍依佐美通信所をはじめ、横田、嘉手納、大和田、所沢、座間、十勝太、横須賀、三沢などの軍事通信施設は、対ソ核戦略の重要な一環。つまり有事の際の核攻撃指令の伝達を担当するC-1システムが日本列島全域に展開されているわけであり、それと「日本国内にあるアメリカの通信系統」というものが核關係に使われることはあり得ると思ひます。その機能があるということ自体が日本列島を守るための核抑止力として機能していることも私は厳然たる事実であると思ふ(昭和六十年二月八日、衆議院予算委員会における中曾根総理の答弁)を重ね合わせるとき、わが國の置かれてゐる今日の状況と現内閣の極めてキナ臭い核戦略認識の一端がうかがえると思ふ。

その他今国会で一層大胆かつ粗雑となつた「米艦護衛の可能性」や「極東の範圍拡大」に言及した政府の見解が目指すところは、「個別的自衛権と集團的自衛権の境界を意圖的に曖昧にする方向」にはかならない。

つまり、歴代政権が強行して来た例の解釈改憲の手法をこの問題にも援用することによつて「日米共同作戦」や「対ソ共同防衛路線」によつての法

理的障壁の突破を狙っているものであり、極めて警戒を要する。

こうした問題のほかにも「海峽封鎖作戦について」の日本の役割に対しては米側の強力な期待と要請が寄せられているが、この作戦の発動が「有事以前」の「そのおそれの段階でいち早く実行を求められることは軍事常識である。しかも「日本有事」とは全く無関係に「極東」や「中東」有事ないしそのおそれの段階での発動を要請されるケースが予見されるが、対象国の反応によつては、わが国がいや応なく戦闘行動に巻き込まれる事態の蓋然性は極めて大きいと言わねばなるまい。

このことは、一昨年一月に明らかにされた「アメリカ国防総省、八四—八八会計年度国防指針」によつても的確に裏づけられる「アメリカが同盟国に実行を要請する計画の一環」であろう。

総じて言えることは、日米安保体制はかつてのとき「静態的かつ受動的ないし特殊日本的なあり方から大きく変容して」「動態的かつ能動的ないし広域的」役割と分担を義務化されており、見逃せない危険な分岐点を既にして越えていると言わねばならない。

自衛隊の現状と問題点

基盤的防衛力構想を踏まえる限り、わが国自衛力の現状はほぼ概成されたと言えるが、問題は策定中の五九中業が端的に示しているとおり自衛隊の将来動向そのものにある。

わが国の自衛力が「平時を前提とし、小規模かつ限定的侵襲に対しては独力で対処できる態勢」を目指す限り、国民合意の大半を背景とすることができざるを得ない。

この合意はまた防衛費をGNPの1%以内とし、非核三原則のもと、専守防衛を基本とする防衛政策と表裏一体のものとして定着している。ここ十数年来、あらゆる媒体の世論調整に共通しているのは「防衛力の規模と編成を現状程度」とする比率が常に圧倒的な過半数であり、「増強すべし」とする十数%を決定的に引き離している現実である。

この国民世論の動向は決して軽視されてはならない。

加藤防衛庁長官も先日開かれた日米欧委員会のスピーチの中で「政府の防衛政策に対する支持は増えつつあるが、もつと大幅な増強にまで広範な支持があるわけではない。日本国民の平和志向はなお根深い」と述べているが、防衛政策の立案、管理、実行の頂点に立つ政治家として願わくばこの正確な認識を一貫して堅持してもらいたいものだ。現実の事態はむしろこうした認識を誤りとし、不適合として急速に突き崩そうとするさまざまな力学とキャンペーンによつて挟撃されておる。なかんずく1%枠問題が最も危殆に瀕している。

もちろん私自身1%が仮に1・1%になったからといってそれが直ちに日本の軍国化に直結するなどというわけではないが、1%問題はその後防衛政策の決定的な改変への大きなテコであり、「守ることに最善をつくす」と答弁し続けている政府側の対応に真剣さや誠意のかけらも感じられない。いざやいざが厳しく追及されなければならぬ。

また自衛隊のあり方を含め防衛政策上の問題点としては、「安全保障政策の総合性の欠如」をまず挙げなければならぬ。去る五十五年十二月二日設置された「総合安全保障関係会議」の現状を見れば明らかである。時々思い出したように開かれる安易な運営が最大の特徴だが、あのような場当たりの取り組みでは今後幾年かけようと「わが国の総合的安全保障政策」などとも深められるはずもあるまい。

一方の国防会議もまたいたずらに「事務」に流れ形骸化して久しいと言わねばならない。

防衛庁長官が各派閥の内部事情と総理のそのときどきの心情で安直に決定され、しかも平均一年未満の任期ではせいぜい「軍事専門用語」への一般的理解と密度の薄い各部隊視察を一巡するくらい

が長官としての上限であろう。

また、陸・海・空の防衛力整備に当たつての国としての、あるいは行政としてのプライオリティが確立されていないため、「海・空重視、陸重点」的な一種奇妙なバランス主義が慣行化されており、網羅的過ぎて戦力としての重量感や、整合性を欠いていることも一つの問題点であるが、このことを裏返せば、国家戦略が完熟しておらず、政治が自衛隊側に与える明確なオーダーつまり防衛期待度についての検討と合意が皆無に近い状態と無縁ではあるまい。

さらに装備計画全体に欠け落ちている視点は、「専守防衛に最も適合している装備体系や兵器とは何か」についての綿密な作業である。

このため、「ハードあつてのソフトなし」あるいは「一点豪華主義的傾向」が払拭されていないことも見逃せない問題点の一つであろう。

これと関連して検討を要する課題としては、陸上自衛隊の編成と配置を含めた現状の徹底的な再検討である。

策定中の五九中業でもある程度陸上自衛隊の再編成を具体化するようだが、それは北海道内に配置されている師団の重量化を焦点にした部分的な手直しだけであり、十三個師団の配置と編成を含めた抜本的な手直しは全く発想されていない。

現在の師団は北部に四個師団、東北と東部がそれぞれ二個師団、中部が三個師団、西部に二個師団の配置となつてはいるがほとんどが旧師団の配置をなぞつており、編成も米陸軍野戦部隊のミニチュア版に過ぎない。

しかし、わが国特有の地勢や有事の際の機動性を考えた場合、重視すべき地域への集中化の反面それ以外には師団を軽量化した戦闘団等の編成に切り替えておき、空中機動力の強化によつて地域相互間の補充を図るなど編成・配置の両面を考えた「スクラップ・アンド・ビルド」的な視点の導入が何より必要であろう。

「日米安保体制」の項でも触れておいたが、「国

土防衛力」から「対ソ共同防衛」または「対ソ戦略的補充的戦力」への転換が明らかに看取される自衛隊の現状にこそ目下最大の問題点が存在すると言わねばなるまい。

軍縮問題とわが国の対応

高邁な理想論は軍縮問題の場合最も意味がないことは、米ソ両超大国の軍縮交渉史自体が実証している。

わが国としてなすべきことは、特に北東アジアにおける信頼醸成措置の強化と、核実験検証技術分野における具体的貢献であろう。日本政府の在来の答弁に一貫しているのは、「信頼醸成措置と言つても欧州とアジアとは条件が違ふし、日本が今、そのためのイニシアチブをとることはかえつて非現実である」とするところだ。しかし北東アジアにおいてこそ国家相互間の不信感を希釈化するための積み重ねが必須ではないのか。南北朝鮮間の高速フュージョンによるホットラインの設置を初め、中・ソ間、日・ソ間にも同様のラインを形成するほか、年間の大規模な定期的演習・訓練の相互通告、臨時的な大規模訓練と兵力移動の事前通報、軍事演習の際のオブザーバーの相互派遣くらいは提起し、かつその実現化を目指すべきではないか。また、核実験検証の場合、その前提手段となる探知技術の分野ではわが国に大きな可能性はあるはずだ。現状では五キロトン以下の地下核実験は探知できないとされているが、核弾頭の軽量小型化の傾向からしても、五キロトン以下の実験探知技術の開発が急務であり、わが国としても来年度予算編成に当たつて具体的に検討し、例えば気象庁関係予算への配慮によつて基本的な姿勢を明らかにすることも一法であろう。

また言うまでもなく、軍縮問題についてのわが国の道義的影響力と正当性を守り抜くためには、国是たる非核三原則の堅持と、SDIへの研究参加等には今後とも慎重かつ極めて抑制的な対応を貫くべきことを付言しておく。

第二部 外交問題

一 実効ある平和外交の展開

第二次大戦後の荒廃から立ち上がったわが国は、恵まれた国際環境に加え、国民の睿智とたゆまぬ努力によって、いまや自由世界第二の経済力を誇るに至つた。この間、わが国は平和国家として生きる決意のもとに新憲法を制定し、政府は、軍事大国にならないことを内外に宣明しつつ、自由民主主義諸国の一員としての立場、アジア・太平洋地域の国としての立場及び広く国際社会の一員として国連等の国際機関を通ずる国際協力の三つを基本理念として外交を展開してきた。

しかし、このような政府の外交理念や具体的施策については、委員の間に種々の意見がある。特に、日米安保体制を中心とする米国の関係については、一方で、わが国外交が日米同盟関係に過度に傾斜しているとの意見、日米安保条約はわが国の主権を侵害するものであり、また、わが国を戦争に巻き込む根源であるがゆえに廃棄し、非同盟中立を志向すべきであるとの意見、世界の大半の国が非同盟中立の立場をとり東西軍事ブロックにくみしなかつたことが、これまでの世界平和の維持に寄与したことを評価すべきであるとの意見、軍事ブロック化がもたらす弊害にかんがみ、すべてのブロック解消に努力すべきであるとの意見等があり、他方で、わが国が自由民主主義国として生存しようとする限り、同じ価値観を持つ諸国と協力するのは当然であり、特に日米安保体制をわが国安全保障の基盤とした基本政策こそ、今日のわが国の平和と繁栄を招来した最大の要素であり、非同盟中立はわが国が置かれた地政学的立場から現実的対応とはなり得ないとの意見がある。この間にあつて、憲法の認める範囲内での最小限の自衛力保持は必要であり、また日米安保条約の存続はやむを得ないとしつつも、「抑止と均衡」論に立つて歯止めなき軍拡へと進むことを警戒する意見がある。

このような意見の相違があるとはいへ、今日わ

が国は、その国力と国際的地位にかんがみ、もはや平和と繁栄の受益者としてのみとどまることは許されず、むしろ進んでアジア・太平洋地域ないし世界の平和維持のためその国力と地位にふさわしい貢献をすることが要請されるに至つたと言わなければならない。もちろん、貢献の方針にはわが国の平和国家としての選択がおのずからなければならないが、わが国の平和と繁栄は世界の平和と繁栄の上にはじめて成り立つものであるとの認識に立つて、一層の努力を払うべきである。

わが国が世界の平和維持のために果たすべき重要な役割の一つとして核軍縮の促進に向けての働きかけがある。特に核兵器の廃絶について、世界で唯一の被爆体験を持つわが国こそ核兵器の廃絶のイニシアチブをとるべきであり、それが諸国から期待されているわが国の役割であるとの意見がある。また、核兵器の廃絶は単に究極的な目標であるにとどまらず、目前の緊急の課題であるとして、核兵器の製造、貯蔵、使用のすべてを禁止する国際協定の即時締結を主張する意見があるが、これに対しては、当面米ソ間の包括的軍縮交渉が実効を挙げるよう働きかけつつ、核実験全面禁止条約及び化学兵器禁止条約の早期実現等に努力すべきであり、特にわが国の所有する高度技術を検証の手段として提供する等の寄与を行うべきであるとの意見もある。なお、NGO(非政府機関)がその結集力を用いて自国の政府及び国連総会の軍縮討議等に働きかけるべきだとの意見、アジア・太平洋非核地帯構想、アジアにおける地域軍縮を支持する意見等がある。

二 国間関係では、ソ連との間に、領土問題の解決と平和条約の締結を基本目標として対話を継続すべきであり、他方、中国との間ではその近代化を援助しつつ友好関係を一層推進すべきである。なお、その際、平和五原則を基礎とすべきであるとの意見がある。また、朝鮮半島における南北対話が進められる気運にあることを歓迎し、その促進のための環境づくりに寄与すべきであるとの意見が多い。

さらに、イラン・イラク戦争、カンボジア問題等の地域紛争に対し、民族の自決権を尊重しつつ早期・平和的解決のため、わが国が今後一層積極的な外交努力を行うことは、平和外交を標榜するわが国の立場に合致するものと考えられる。

二 経済大国日本の外交戦略

(一) 経済的繁栄を維持するための努力
資源小国を運命づけられたわが国が、今後とも経済的繁栄を維持していくためには、貿易重視の政策をとらざるを得ない。それゆえ保護貿易主義の台頭を防ぎ、自由貿易体制を維持して国際経済の拡大発展をはかることは、わが国にとつて重要な国益である。しかし、今日、わが国の貿易環境には極めて厳しいものがある。対米貿易における三百三十一億ドルの黒字(一九八四年大蔵省通関統計)に代表されるようなわが国の大幅な貿易黒字は、わが国のみが責任を負うべきものではないとはいへ、これから生ずる経済摩擦は、自由貿易体制の存続にとつて脅威となつていく。もちろん、資源・エネルギー小国として適量の貿易黒字の確保はやむを得ないが、これが過度になることは避けなければならない。

かかる見地からわが国は市場開放について原則自由、例外制限を置き、自由貿易を率先して履行すべきである。そのため、市場開放の行動計画(アクション・プログラム)を内容あるものとし、ASEAN諸国など開発途上国の間に先進国重視、開発途上国軽視という強い不満があることにかんがみ、これら諸国の要望にも十分応え得るものとしなければならない。また、新ラウンドの開始は急務であるとの意見、自由貿易に対応するため知識及び技術集約的産業への一層の指向を含め、国内の特定産業に多大なしわ寄せを行うことのないよう調整措置も逐次必要とされる場合があるろうとの意見、貿易摩擦を解消する見地から日本の長時間労働を短縮すべきであるとの意見等がある。

他方、以上のような考え方について、南北問題への対応の見地から無制限な自由貿易に反対し、平等互恵の経済外交を進めて新国際経済秩序の確立に努力すべきであるとの意見がある。

(二) 経済大国としての国際的責任の履行

自由世界第二位の経済力を持つに至つたわが国は、その経済力をもつて今後ますます国際的に貢献すること、特に経済協力の分野で貢献することが望まれている。今日、開発途上国の多くにみられる経済的・社会的緊張状態は、その原因は多種多様であるが、いずれもその国家あるいは地域の発展のみならず、国際社会全体の発展の阻害要因になつていく。このような緊張状態を除去することなしには世界の平和と繁栄を築き得ず、更にはわが国の政治的・社会的安定と経済的繁栄も望み得ない以上、わが国は積極的な経済協力を実施することによつてその安定状態の創造に貢献すべきである。なお、その際、戦略援助にくみしない自主的立場が必要であるとの意見がある一方、日本の国益と安全を考慮した戦略的な援助を行うことが必要とされる場合もあるとの意見がある。

今後、わが国が経済協力を行っていく上で配慮すべき問題は多く、次のような意見がある。その第一は質的・量的拡充についてである。一九八三年のわが国の政府開発援助の実績は、総額では三十七億六千万ドルとDAC十七カ国中第三位ではあるものの、GNP比は〇・三三%で第十二位、国民一人当たりの負担額は三十一・五ドルで第十二位という状況である。また質的には贈与比率が五五・二%で第十六位、グラント・エレメントが七九・五%で第十六位と極めて低位にある。(なお、一九八四年の実績は四十三億九千万ドルで米国に次ぎ第二位となることが確実になり、また、GNP比は〇・三五%へと上昇した。)これらの点につき、わが国は早急に顕著な改善をすべきである。また、新中期目標(五年間倍増計画)の完全達成に向け引き続き努力するとともに、これに

続くより前進的な第三次計画を早急に設定し、実施する必要がある。

第二は効果的援助の推進についてである。これにはまず、相手国の真のニーズを的確に把握し、これに見合った援助を優先して実施することが重要である。そのため、しばしば指摘される要請主義に伴う弊害を打破し、開発途上国の開発計画策定の段階から協力を進め、その開発計画の中におけるわが国の援助の位置づけを明確にした上で、これを実施することが望まれよう。また、効果的援助の推進には事前調査と事後評価が詳細かつ徹底的に行われるべきである。さらに、財政事情などから経済協力費を飛躍的に増大させることが極めて困難な今日の状況においては、各国との援助政策協議を強化し、二国間経済協力のより効果的な実施を図るべきである。このほか、NGOによる協力の実績にかんがみ、今後はこれらNGOとの緊密な連携のもとに、政府からの資金協力も含め一層きめ細かい協力が可能となるような実施体制の確立に向け努力すべきである。

第三は、相手国の経済的自立とテークオフを促すような援助の推進についてである。その際、相手国の経済主権を尊重すべきであり、あるいは、相互依存と人道的配慮という側面もあわせて考慮すべきである。具体的措置としては、食糧自給、農業開発、保健、衛生等国民の基礎生活、あるいは初等教育、成人教育等の教育援助が有効であり、特に青年海外協力隊事業の拡充・強化をはじめ人材協力に一層力を注ぐべきである。さらにアフリカなどの飢饉救済についても、食糧援助等の短期的措置に加え、危機の根源にある構造的な問題の解決に向けて中・長期的な国際協力を進めることが必要である。

第四は、わが国が平等互恵の立場に立つて開発途上国からの原料供給のみならず製品を含む輸入促進に一層積極的に取り組むことである。開発途上国の経済的自立と発展は、経済援助のみによつて可能となるのではなく、合理的な貿易構造の達成によつてはじめて可能とされるからである。

このほか多国間企業等の国際規制、開発途上国の交易条件の改善、累積債務の軽減措置等について積極的に対応すべきであるとの意見がある。

三 国連外交の活発化

(一) 国際連合の理想と現実

過去の二度にわたる世界大戦を反省し、「戦争の惨害から将来の世代を救う」ことを念願して一九四五年に創設された国際連合は、自來早くも四十年の歴史を積み重ねた。この間、加盟国は五十一カ国から百五十九カ国と三倍以上に増え、世界のほとんどすべての国を網羅した普遍的な国際機構となつた。また、その活動領域も、平和の維持、軍縮、海洋、宇宙の諸問題をはじめ、経済社会生活の国際化を反映して開発、食糧、資源、人口、環境、衛生、交通、通信など、およそ地球上に存在するあらゆる問題をグローバルな規模で取り上げ、その解決を目指している。

しかし、当初国連が意図した崇高な理想は、いまだ達成されるに至つておらず、むしろこの四十年間は、安全保障理事会の機能がしばしば麻痺し、特に大国の拒否権の濫用、主権国家の角逐が徐々に表面化してきた期間であつた。最近の事例を見ても、アフガニスタン事件、カンボジア問題、グレナダ問題、ニカラグア問題、あるいは、中東における武力対決などに有効な解決策を見出すことができず、国連の平和維持機能がいまだ十分に発揮されていない点が指摘されている。しかし、サイプラスの平和維持等限られた範囲ではあるが機能した例もあり、このような平和維持機能を徐々に拡大することが必要である。また、各種の専門機関を含め、国連では時に一国一票制の弊害が指摘され、あるいは、ユネスコに顕著にみられるような政治化現象に懸念が表明されている。これらの事態は、加盟国間に深い軋轢を生じ、国連機能の効果的な発揮を妨げている。さらに、組織の

肥大化とこれに伴う硬直化、財政の逼迫などさまざまな問題を内包している。

このように今日、国連の抱える問題は数多く、かついずれも深刻である。しかし、相互依存関係がかつてなく進んだ今日の国際社会において、国連の存在意義を過小評価すべきではない。特に、人権、労働、婦人問題等経済社会理事会の分野や開発途上国の経済社会の発展のために果たしてきた役割は評価されるべきであり、人類が直面しているさまざまな挑戦に対応する国際協力の中心的な機構として、国連の役割の重要性はますます増大しつつある。

(二) 国力増大に伴う日本の国連外交の充実・強化
一九五六年に国連に加盟して以来、わが国は国連中心主義を外交政策の重要な柱の一つに掲げ、国連の目的と活動を積極的に支援するとともに各分野における協力を推進してきた。かかる国連外交は、わが国の国際的地位の向上に伴い今日ますます重要性を増しており、また国連が直面する諸問題の解決に向け一層積極的な対応が望まれている。

第一にわが国は、国連の平和維持活動の強化を図る見地から、安全保障理事会の機能強化、事務総長の役割強化などについて積極的に努力すべきである。この点に関連して、真の集団安全保障体制の確立に努めるべきであるとの意見がある。もちろん、この種の改革には多くの困難を伴うが、わが国はいわば東西南北の調整役として、粘り強い政治的行動をとる必要がある。また、現在の国際情勢においては、米ソの協調が世界の平和と安定の維持にとって不可欠であり、迂遠なようでも米ソの緊張緩和を促進することが、結局は国連の平和維持機能の確保につながることを認識すべきであるとの意見がある。

また、平和の擁護にとって不可欠な民族自決権の尊重、基本的人権の擁護は重視されなければならないとの意見がある。

第二は、軍縮外交の推進である。国連は、わが国にとつて唯一の多国間軍縮交渉の場であり、前述のような核・非核分野の軍縮について、わが国はイニシアチブをとりつつ、積極的に取り組むべきである。また、平和・軍縮問題についての国民の期待と政府の対応との落差を埋める努力が必要であるとの意見もある。

第三は、財政事情に伴う諸問題の解決である。国連は発足当時比に予算、職員ともに膨大になつており、国連本部だけでも年間予算は約八億ドル、職員数は六千名(専門職員以上)を超えている。また、政治的、経済的理由からする分担金の未払い、滞納が増大し、その累積赤字は三億五千万ドル(一九八四年末)に達している。かかる財政事情の悪化は、国連の機能低下に直結するゆえに問題であるだけに、わが国はその解決に積極的に対応しなければならぬ。また、わが国は、今日、米国に次ぐ大口出資国になつており、今後とも財政的寄与に努める一方、それに見合った発言力の確保に向け努力していくべきであろう。

このほかにもわが国は、自然災害に対する救済活動、アフリカ飢饉救済やカンボジア難民救済のような人道的協力など、わが国の特性を発揮して広範かつ強力な国連協力を展開し得るはずである。このような独自の貢献が可能な領域を広く見出す努力が必要であり、例えばアフリカ問題への迅速な対応で示したように、これまで以上に活動範囲を広げ、そのことによつて国連を活性化させ、発展させていくことがわが国の重要な責務であると考える。また、国連その他の国際機関への

日本人の進出、わが国への国連機関の誘致、国際会議の招致など、国連外交の分野で取り組むべき課題は多く存在する。

四 日本外交の基盤整備

(一) 外交機能強化の方策

わが国が実効ある外交を推進する上で、外交機能の強化は緊要の課題であり、特に次の諸点につき改善、強化が図られるべきであるとの意見がある。

第一は、外交実施体制の強化である。しばしば指摘されているように、わが国の外交実施体制は、予算、定員のいづれを見ても不十分であり、主要先進国に比べ見劣りすることは否めない。今後、わが国の外交活動は、国力の伸長と責任の拡大に伴い一層増大するであろうことは明らかであり、通信・情報処理などにかかわる機械化の一層の促進も含め、これらの点につき早急に抜本的な方策を講ずる必要がある。特に、当面、外務省が

目指している定員五千名体制に向けての「定員拡充計画」の達成は急務であり、行政機関全体の適正な職員配置の一環として推進すべきである。

これらの点に加え、有効、適切な外交の実施は、結局はそれに携わる人の能力いかににかかっていることにかんがみ、その開発に努めるべきこととは言うまでもない。そのため、適切な研修によつて新時代の外交に対応し得る人材を養成し、若手大使の登用、採用時の試験区分にとらわれない有能な人材の活用等によつて職員の士気の高揚を図り、また他省庁との大規模な人事交流、大公使等への起用を含め民間人、学者、政治家などの活力の活用等の措置を積極的に講じていくべきである。さらに、効率的な外交活動を行うには任地を

よく知り、人脈を広げることが不可欠であるから、勤務環境の整備につき十分な対策を講じつつ、現在の一任地二年程度の在外勤務期間の延長に向け努力する必要がある。

第二は、情報機能の強化である。国際情勢の的確な判断は、すべての外交活動の前提条件であり、それは時に国の命運を左右すると言つても過言ではない。外務省情報調査局の新設は、この機能の強化策として一歩前進であると言えようが、なお、わが国の対外情報の収集、伝達、分析、管理機能には多くの改善の余地があると思われる。特に、科学技術の著しい進歩に伴う高度情報化社会の到来に対応することは緊急の課題である。

まず、収集については、館員数が七名以下のいわゆる小規模在外公館が、全公館数の約四〇％を占めていることから明らかなように、人員不足に起因する収集能力の低下は否定できない。したがつてこの改善は言うまでもないことであり、特に、館員数三名という極端に少ない公館の人員を早急に増員すべきであるが、他面、これを補完するための在外職員的能力開発と士気の高揚を促すほか、現地進出企業や駐在員との連携、協力を一層緊密にし、より広範で確度の高い情報収集に努めるべきである。

このように収集した情報の伝達は、迅速かつ正確でなければならず、自後の分析結果としての情報も含め、本国と在外公館、国内関係省庁相互間における伝達手段を整備すべきことは言うまでもない。また、情報の的確な分析、評価のため、各省庁はじめ関係機関、専門家の協力を仰ぐことが必要である。

第三は、外交の一元化である。最近、ことに経

済外交をめぐることは、各省庁が個別の利害関係を独自に對外的に主張する傾向が見られ、結果的にわが国の全般的な外交活動にとつて妨げとなつていくことも否めない。このような事態を是正するために、政府の総合調整機能を十分に発揮し、外交の一元化を明確にすべきである。

(二) 国民に理解される外交の展開

強力な外交の推進には、広く国民の意思に立脚し、その理解と幅広い支持を得ることが不可欠である。特に、諸々の国際問題が国民生活に直結する状況にあり、国民の外交に対する関心も高まっている最近では、その必要性は一層強まつていく。したがつて、国民にわかりやすい外交を展開することは、現代の外交の要諦でもある。そのため、国民への情報提供、国内広報活動を強化すべきことは言うまでもないが、マスコミの持つ影響力が大きいことにかんがみ、その一層の理解と協力を得るよう努めるとともに、公正な世論形成のため外交官や政治家が信念をもつて発言していくことも必要である。また、外交が閉鎖的、秘密的にならないように努めるべきであるとの意見がある。なお、この見地から国家機密法に反対するとの意見がある。さらに、従来、対米武器技術の供与に関する交換公文など武器技術禁輸についての国民的合意の例外をつくる取決めが国会の審議を無視して行われていたとの見地から、このような異論の多い政治的重要案件こそ国会に提出し、国民の審判を受けるべきであるとの意見、したがつて、国会承認条約案件の基準を再検討すべきであるとの意見がある。

同様の見地から、戦後の外交文書の公開について改善が望まれる。わが国は一九七六年以来、原

則として三十年を経過したものについては順次公開しているが、文書公開のあり方についてはしばしば疑問が提起されている。過去を検証し、歴史を正しく評価することは、将来のよりよい外交にとつて不可欠であることにかんがみ、非公開文書は必要最小限にとどめるべきである。

(三) 国際交流、広報活動等の強化

わが国の国際的地位の向上に伴い、わが国に対する各国の関心も著しく高まつていく。しかし、依然として誤解や不正確な認識が見受けられ、時として無用の対日批判、警戒心を招くに至つていく。かかる事態を是正するため、一層積極的な国際交流と広報活動の展開が必要であるが、日本の伝統的文化の紹介に偏することなく、現代の日本のバランスのとれた紹介を通じて、国際社会におけるわが国の異質性よりは同質性を強調することが重要である。このため文化交流予算の増額などが必要となる。

また、外国教科書等に見られる間違つた日本記述の是正、若年層対策等の教育広報にも力を入れるとともに、政・財界人、労組、婦人・青年・消費者・生産者団体、報道関係者等オピニオン・リーダー層への政策広報をより積極化する必要がある。さらに、このような海外広報の相手国における受けとめ方、その効果等につき定期的に調査を行い、きめ細かい効率的な広報を目指すべきである。

なお、今日活発になつていく地方自治体、民間の国際交流を一層振興し、わが国平和外交の基盤を広げるべきである。また、国民の在外経済活動の増大とともに在外邦人保護もますます重要になつており、これらの人々が等しく権利を享受し、

安心して活動できるような環境の整備に努めることが緊要である。さらに、国民の間に意識の改革が促進され、わが国みずからが国際社会に向かつて精神的に開かれた存在になることが望まれる。

第三部 国際経済問題

一 世界経済の変化と経済摩擦の現状

世界経済は、第二次石油危機を契機とする長期の不況から脱却し、一九八三年以降、米国の景気拡大に支えられて回復基調にある。

しかしながら、米国経済は、八四年は好調な設備投資と堅調な個人消費によつて、年率で実質六・八%という高い経済成長率を達成したものの、今年の第一・四半期は〇・七%に減速し、今年の実質経済成長率は三・五%程度と予想されており、一時の力強さを失いつつある。また、ECでは輸出や設備投資等の増加により、景気は総じて好転しているものの、失業者数は今年三月末現在で千三百五十万人(失業率一一・五%)という高い水準を記録している。さらに、発展途上国においては、米国の高金利によつて、債務負担がさらに増大するとともに、一次産品輸出国にあつては、その需要や価格の低迷によつて厳しい対応を迫られている。

このように、現在、世界各国は、それぞれの経済的困難に直面しながら、財政的制約やインフレ懸念などがあつて、国内経済政策に有効な手段を見出せず、その解決を対外経済政策に求め、保護主義的傾向が生じやすい状況にある。

一方、日本経済は、八三年当初以降、米国経済の回復により、輸出が増加に転じたこと等を背景に回復に転じた後、着実な上昇を続け、その結果、実質経済成長率は八三年三・四%、八四年

五・八%と伸び、貿易収支の黒字幅は八三年の三百十五億ドルから八四年には四百四十三億ドルと大幅に拡大した。地域別にみると、対米貿易収支の黒字は、八三年の百八十二億ドルから八四年には三百三十一億ドルと激増している。これは輸入の伸びが対前年比で九・〇%にとどまつているのに対し、輸出の伸びは対前年比で三九・九%と輸入の伸びを大幅に上回っているためである。またECに對しては、八四年は百一億ドルの黒字で前年に比べ三億ドル減少し、また、東南アジアに對しても八四年の四十九億ドルの黒字は前年に比べ十七億ドル減少しており、米国の貿易のインパランスが最大となつてゐる。

次に、米国側の貿易収支を商務省統計でみると、八四年の赤字は、千二百三十三億ドルの巨額に達し、前年の赤字六百九十四億ドルに比べ、二倍近い増加となつてゐる。このうち対日赤字は三百六十八億ドルと全体の二九・八%を占めているが、その割合は八一年の四五・六%から年々減少している。その反面、ECが米国の赤字幅に占める割合は八三年の二・三%から一〇・八%へ拡大しており、ECからの輸入増加も米国の貿易収支の悪化の大きな原因となつてゐる。

しかしながら、わが国がこれまで数次にわたる対外経済対策を実施してきたにもかかわらず、日米間の貿易不均衡は縮小に向かわず、逆に拡大していることから、米国は最近、一層厳しい市場開放をわが国に要求している。

日米間の貿易摩擦は、すでに七一年のニクソン・ショック以来、繊維、鉄鋼、カラーテレビ、乗用車など特定商品の輸出急増によつて緊張する場面があつたが、八一年以降に発生している現在の

摩擦は、VTR、電気通信、ソフトウェアをはじめ金融・資本市場等広範な分野に拡大しているとともに、複雑な要因がさまざまに絡み合つて発生し、また従来にも増して経済の構造自体が問題とされているのが特徴となつてゐる。

このような経済摩擦は、日米間のみならず、EC、ASEANなどとの間にも発生し、地域的にも広がりをみせてゐる。EC側は、百一億ドルに上る対日貿易赤字と日本市場の閉鎖性に対する不満を背景として、八四年四月に、製品輸入比率の採用、百二十八品目に及ぶ関税引き下げ、医薬品、農業、化粧品などの基準・認証手続の簡素化などを内容とする対日要求リストをわが国政府に提出し、市場開放を求めている。また、ASEAN側は、対日貿易収支では八四年は七十九億ドルの黒字となつてゐるが、わが国の輸入品目が石油や天然ガスなどの天然資源が中心で、六ないし八%という製品輸入比率の低さを問題としてゐる。また、具体的に骨なし鶏肉や合板の関税問題にみられるように、わが国の市場開放を欧米偏重とする被差別感が大きくなつてゐる。

日米間にあつては、今年一月の両国首脳会談の後、米国がその強い国際競争力に自信を持つ電気通信、エレクトロニクス、木材・木製品、医薬品・医療機器の四分野の市場開放要求に基づきMOSIS(市場指向・セクター選別的)方式により交渉が行われてきたが、これが難航した上、乗用車に對し輸出自主規制撤廃問題もあつて、米国議会において、わが国に對する激しい非難が起り、上院においては全会一致をもつて対日報復決議(「日米貿易に関する共同決議」)が可決され、下院においても同じ内容の決議が可決された。

政府は、このような事態にかんがみ、OECD閣僚理事会の開会を目前にして四月九日「対外経済政策」を決定した。これは対外経済問題諮問委員会の答申を受けてなされたものであり、米政府は一応この措置を評価し、米議会の対日非難も米政府の説得により、やや鎮静化した感がある。他方、OECD閣僚理事会においては、わが国に對しては一層の市場開放による輸入増加、国内金融市場の規制緩和が重点課題とされたが、同時に米国に對しては歳出抑制による財政赤字の削減、欧州諸国など他の加盟国に對しては失業問題を解決するための経済構造の適応力を高め、雇用創出力を強めることが課題とされ、保護主義の防止とニュー・ラウンドの早期開始が、加盟国の共通課題とされた。これらの政策課題はボン・サミット経済宣言においても掲げられ、わが国は相應の国際的責任を負ふこととなつた。

二 国際経済社会におけるわが国の立場
国際経済社会におけるわが国の位置をみると、GNPは八三年の名目で一兆五千五百六十三億ドルと、米国の三兆三千四百八十八億ドル、ソ連の一兆七千五百五十億ドル(八二年推定)に次いで世界第三位にあり、世界のGNPの一割程度を示しているものとみられる。また対外純資産は八四年末で七百四十三億ドルと前年末に比し倍増しており、英国に次いで第二位、さらに今年末には第一位となる見通しである。また、サミットや国際金融問題に関する十カ国グループ(G10)のメンバーでもあり、国際経済社会における重要な一員となつてゐる。わが国の高度成長を支えたものは、世界貿易の拡大過程を背景とした順調な輸出の伸びであり、世界貿易におけるわが国の輸出シェアは過去二十

年間に倍増して、八三年で八・八%となつてい

る。このような貿易立国を目指した経済発展によつて、わが国の経済と世界経済の相互依存関係は一段と深まつており、わが国の経済動向が他国の経済活動に大きく影響を及ぼすとともに、わが国経済の対外依存度は一層高まつてい

る。例えば、わが国は石油、鉄鉱石、アルミニウム、銅、羊毛、棉花など主要資源のほとんど一〇〇%を輸入に頼つており、また食糧については、飼料用を含む穀物の約七〇%を海外に仰いでいる。このことは、特に第一次石油危機以降に経済安全保障問題として認識され、本委員会においても調査を行つてきたところであるが、このようにわが国の経済は世界の平和が維持され、自由貿易体制が持続することを前提としないでは成り立たない構造となつてい

る。わが国の財政状況についてみると、約百三十兆円の国債残高を有し、GNPに占める長期政府債務残高の比率はアメリカの三二・二%や西独の一九・六%に比べて四一・〇%という異常な状態にあるものの、経済のファンダメンタルズが欧米各国に比し良好な状況にあることは明らかであり、国際経済社会に貢献するための経済力を有している

と外国から見られることは当然と言えよう。八〇年以降、世界の貿易総額は一貫して低下しており、各国が保護主義に走れば、自由貿易体制の崩壊を来すことは明らかであり、一層の市場の開放化、経済体質の国際化は、わが国の存立の条件といつても過言ではないであらう。

三 経済摩擦の要因

経済摩擦の要因としては種々あり、例えば、わ

が国の制度や政策に対する認識不足や誤解などのいわゆるパセプション・ギャップ、あるいはわが国が経済大国として十分な国際的役割を果たしていないとの諸外国の批判などを挙げることができようが、最大の要因は、対外貿易不均衡の拡大とわが国への市場アクセスに対する諸外国の不満であると思われる。

(一) 貿易不均衡の恒常的拡大

日米間の貿易収支の不均衡はさきに述べたとおりであるが、従来日米間の経済摩擦は、対米貿易黒字が両国間の貿易額の二〇%を超えた場合に発生している。現在、この比率は三八・一%となつており、この点から貿易摩擦の激化は当然とも言える。しかも、このような貿易上の不均衡は、最近約十年間に急進しているわが国の市場開放にもかかわらず拡大するとともに恒常化し、その額は米国にとつては深刻な問題となつてい

る。このような日米間の貿易収支の著しい不均衡は、米国におけるドル高と高金利にも大きな原因があり、これは、根源的には減税と巨額の軍事費のための財政赤字に起因するものと考えられる。

最近の「ボトムアップ・アソシエイト」とギャラップ社との共同調査によれば、貿易赤字の原因について、米国民の半数以上がドル高や高金利、販売努力の不足を認めている。それにもかかわらず、米

(二) わが国への市場アクセス問題

市場アクセスの自由の程度を示す指標として、関税率及び残存輸入制限品目数が挙げられるが、わが国の関税負担率(関税収入額/輸入額)

(八一年)は二・五%と、米国の三・二%、ECの二・六%を下回り世界で最も低い水準となつてい

る。また、残存輸入制限品目数二十七(鉱工業品五、農産品二十二)は、フランスの四十六(鉱工業品二十七、農産品十九)よりは少なく、英国三(鉱工業品二、農産品一)、西ドイツ四(鉱工業品一、農産品三)、米国七(鉱工業品六、農産品一)、イタリア八(鉱工業品五、農産品三)等よりは多いが、農業においては各国ともそれぞれの国情に応じた保護措置をとつており、例えば、ECは共通農業政策によつて約六十品目の農産物に輸入課税金を課し、また米国においてはGATT加盟以来十三品目の輸入割当てを行つてい

る。また、わが国としては、市場開放の速度が相手国の要求の強度に対応するものであつたこと、経済的苦痛の少ない分野だけが開放の対象になりがちであつたこと等の指摘があるといえ、累次の対外経済対策によつて、東京ラウンド合意に基づき関税引き下げを繰り返して実施するとともに、基準・認証制度の包括的見直しをスタンダード協定批准国としてわが国が初めて行うなど、市場開放に積極的に努力してきたところである。

このような措置に加え、わが国が第七次対外経済対策を決定したことによつて、諸外国のわが国に対する市場アクセス問題への不満は幾分、和らいだと言えよう。しかし、諸外国は、なお依然として、関税引き下げや輸入制限の撤廃を求めているほか、わが国の政策決定や実施過程における非

透明性等を指摘して、その改善を要求しているのが現状である。

四 外国人参考人等の意見

わが国と諸外国との間の経済摩擦を外国ではどのように受け止めているかについてできる限り正確に把握する見地から、国際経済問題小委員会においては、経済摩擦について、米国、ASEAN及びECを代表する三名の外国人参考人から二日にわたり意見を聴取するとともに、外交・総合安全保障に関する調査特別委員会においては、本問題について、マイケル・J・マンスフィールド駐日アメリカ合衆国大使と懇談を行つたが、意見の概要は、それぞれ次のとおりである。

○マンスフィールド駐日アメリカ合衆国大使

一九八四年の米国貿易赤字の総額は千二百三十億ドル(対日赤字三百四十億ないし三百七十億、対カナダ二百億、対台湾百十億、対西欧百六十九億ドル等)であり、八五年はさらに増大する見込みである。

貿易赤字の解消は、部門別、地域別ではなく、全体的に考えるべきであるが、日本の場合、市場開放は日本の利益にかなうという認識を持つては

しい。日本企業が米国市場で持つてい

るのと同様な機会を米国企業も日本で持つことが真にフェアプレーであり、日本の利益にかなうことである。現在、米国が抱えているドルの過大評価、高金利、莫大な財政赤字などの問題については、米国に大きな責任があり米国はその解決に真向から向かつていかなければならない。しかし、一国にだけ、そのすべてを負わせるのではなく、日米相互が協調して問題の解決に努めるべきである。

日本に対する問題解決のキーワードは、日本市場に対するアクセスである。これまで日本が決定した七次にわたる対外経済措置は形はよいが中味

が極めて薄い。これまでの措置を肉づけし、市場の開放、貿易の拡大がなされるよう希望する。

両国におけるこのような問題は、他の誰もわれわれにかわつて解決してくれるわけではなく、われわれ自身がなさなければならぬが、そのためには米国会と大統領、日本国会と首相との間の協力関係の増大が望ましい。われわれは子孫にこのような問題解決の責めを引き継いでいかなければならない。

○ハイディ在日米商工会議所会頭

米国における財政赤字による財政、貨幣関係の不均衡と日本における輸出依存体質は、日米双方が考えなければならぬ問題である。

日本として特に必要なのは、対米輸入障壁を除去することである。また、国内市場の成長を促すような措置、対策も考えなければならぬ。日本の国内市場が成長すれば日本の産業もその恩恵に浴し、同時に米国の商品も日本に流入し、多少なりとも貿易赤字は是正されよう。

具体論に入ると、関税引き下げについては、貿易不均衡の是正に最も効果ある分野で実施してほしい。木材製品の関税引き下げについては、不況産業である日本の木材業界活性化のため、住宅建設に力を注いだらどうか。また、競争相手のあることも業界全体の成長を促す面もあるので、特定の木材製品の関税引き下げを検討してもよいのではない。

基準・認証手続については、日本は米国に比べ非常に厳しく、差別的である。国際検査基準を受け入れていないことも問題である。認証については、事実上日本商品が中心であつて外国商品にとつては認証過程に時間がかかり過ぎる。米国のよ

うに自己認証制度を取り入れてはどうか。また、工場の段階で検査するファクトリー・インスペクション制度も時間がかかり問題である。

これらを通じて言えるのは、日本の官僚による政策決定及びその実施過程に透明さが欠けていることである。事前に具体的に基準・認証がどうなるかわからなければ商品の準備に当たることができない。

時間は迫つており、米国やその他の国の保護主義的圧力は高まりつつある。日本が速やかにこれらの問題に関するプログラムを履行することが、国際通商制度を継続させるために不可欠である。

日本がとる行動が超大国としての日本の利害と責任に合致するものであることを望む。

○インタラタイ京都精華大学教授

日本とASEAN諸国との関係はかなり深まったが、なお改善が必要だ。日本にとつてもASEAN諸国は重要な存在である。健全な関係が望まれるが、そのためには日本人はアジアに一層関心を持つてほしい。

経済摩擦に関しては、まず製品、農産品の輸入関税を意味のある形で引き下げてほしい。ASEAN諸国の大部分は農業経済国であり、対日農産品輸出の高関税は大きな障害である。さらに、合板、骨なし鶏肉の関税にみられるように、日本は交渉力の弱いASEANを米国等先進諸国と差別し、偏見を持つて扱っている。真の友好関係を持つためには、東南アジアの人々が納得する行動を日本がとる必要がある。

次に、日本のASEANからの輸入は、ほとんどが石油等天然資源であり、製品輸入の割合が少ないが、ASEANの工業化促進のため日本は付

加価値の高い工業製品を購入してほしい。日本のような先進工業国はハイテク分野に集中し、中・低級技術分野の製品は発展途上国にアクセスを持たせるべきである。そのためにも日本はASEAN諸国に対する技術移転を奨励してほしい。それにより日本の品質基準に合った製品、農産品が提供できよう。

品質基準については、日本はASEAN諸国に非常に高い農産品、食品の基準を設けている。アジアは汚いという態度で、ASEAN産品に偏見を持つていっているのではない。

日本の東南アジアへの経済進出については、そのほとんどが資本集約企業であるため現地の雇用には余り貢献していない。現地で発生した種々の摩擦には、賃金格差とか労働条件の差によるものもあるが、人間関係、習慣、国民性の違いといった文化面の摩擦が問題ではない。

また経済援助については、貿易赤字対策なども含めた総合的な配慮がほしい。

○ベラヴィータ欧州ビジネス協議会議長

ECでは膨大な失業が発生しており、これが単なる経済問題から政治問題化し、保護主義的動きも生じている。自由貿易体制が破綻すれば日本は最大の打撃を受けることになるので、日本は真の市場開放をすべきである。また、日本は輸出依存の体質を輸入志向型に改めるべきである。

日本では市場が閉鎖的であることが十分認識されていない。われわれが期待しているのは、日本企業がわれわれの国に進出した場合に受けるのと同様の待遇をわれわれにも認めてほしいということである。欧州の対日貿易赤字の原因として品質、価格両面で競争力を強化する努力をしてい

いからだ指摘する向きもあるが、真の原因ではない。

イタリア製品は、品質について厳しい西ドイツでも売れており、品質面からだけ言えば、日本でも売れないわけがない。外国製品が極めて高くなつてしまふことが問題なのである。ネクタイ等は小売価格が外国工場の出荷価格の数倍にもなつていながら、日欧の出荷価格はほぼ同じであり、関税も日欧大差ないので真の原因は何段階にもわたる流通機構にある。日本の流通機構を通さなければ何も販売できないのが実情であるが、外国企業が日本の流通機構に割つて入るのが困難なのは、日本の生産業者等と流通業者の長年の関係があるからである。しかし、この問題は困難であるが解決は不可能ではないと思う。

さらに基準については、日本は国際検査基準を受け入れておらず問題である。

関税では、工作機械本体について撤廃されながら、附属品等には残つているなどの問題があるが、日本の関税は現在非常に低く本質的な問題ではない。

その他多くの障壁があるが、われわれの国の製品が日本市場で一定の占有率を確保するため、自由に競争できなければならないと考えている。

五 経済摩擦への対応

(一) 基本的態度

日米間の貿易摩擦を契機として発生したわが国への批判は、繰り返されるたびに激しさを加え、西欧、東南アジアの諸国の同調も呼んで、経済摩擦は対日不信に変化する兆しも見られる。わが国がアンフェアと非難されることは国家にとつて不名誉であり、仮にわが国に対してこのようなイ

メージを定着するときは、貿易立国を目指すわが国の利益の損失は、はかり知ることができないものとなる。

経済摩擦について考える場合、まず外国からの非難が妥当なものであるか否か、公平かつ慎重に検討してみることが必要である。現在、わが国には外国に対して適切でない措置や、より自由化の可能な品目等がなお残っていることは否定できないであらう。しかし、わが国が、対外不均衡を是正するため自由化の推進に努力し、累次の対外経済対策によつて急速に市場を開放してきた実績は無視されるべきではない。それにもかかわらず、現在の強いドルのもとでは、例えば今回の四分野における自由化が進んでも、米国の多額の貿易収支の赤字が解消するとは米国自身も考えていないと思われる。

米国の貿易収支の赤字は、高金利とドル高を生させる米国の設備投資の急拡大と財政赤字に起因しており、この意味で構造的なものである。財政赤字が続く、貯蓄率が低い水準にとどまる限り問題は容易に解決しないであらう。

ともあれ、戦後、米国の圧倒的な経済力をもつて維持されてきたGATT体制下での自由貿易は、米国の相対的地位の低下によつて、重大な曲り角に直面しており、もはや、米国一国のみに自由貿易推進のリーダー役を期待することは難しい状況にある。米国に次ぐ経済力を備えるに至ったわが国としては、米国の初めとする先進諸国との協調のもとにその国力と国際的地位にふさわしい負担を負い、責任を果たすことが要請されていると言わなければならない。

(一) 当面の課題

政府は、大幅な貿易黒字に対する米国等諸外国の厳しい批判にこたえるため、四月九日、対外経済問題諮問委員会からの報告を受けて、「対外経済対策」を決定した。

その内容は、第一に、対外経済問題諮問委員会報告に対応して、中期的視点のもとに「原則自由、例外制限」という基本原則に立つて市場アクセスの改善を目指したアクション・プログラムの策定をできるだけ早急に行い、その対象期間を原則三年以内とするというものである。

第二は、当面の措置として、①市場アクセスの改善及び輸入の促進、②先端技術分野における市場アクセスの改善、③金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進、④節度ある輸出の確保、⑤経済協力力の拡充、⑥投資交流の促進等、⑦外国人弁護士の国内活動の七項目から成っている。

これまでの大次にわたる対策と比べると、市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの策定など中期的市場開放の方向は明示されたものの、具体的な対策は今後の問題とされている。この対外経済対策に対しては、前述のとおり米政府は一応評価しているが、米議会の不満は解消されたとは言えず、七月に決定されるアクション・プログラムの内容が重大な関心をもつて見守られることとなる。

また、西欧からもわが国の一層の市場開放が求められており、わが国の黒字問題を、米国の財政赤字とドル高を放置したままの米国経済と関連する構造的な問題として理解している面が多く、このような国際経済原則の根幹にかかわる問題を日米間のみで解決されることに警戒感があり、GATT、

IMF創設時の共通理念に戻つてすべての国が責任ある政策をとる必要があるとする意見が強い。

また、ASEAN諸国は、その要求にかかる骨なし鶏肉や合板の関税引き下げに関する措置が行われなかつたことからASEAN無視の印象を持ち、タイは強い失望感から今秋、貿易、投資、経済協力、貿易不均衡改善策を協議するため、使節団を派遣する意向を表明している。いずれにしても、アクション・プログラムの内容いかに日本

の国際的信用がかかっている。

かくして、現在わが国が果たすべき最大の課題は、その内容を実効あるものとし、これを確実に実行していくことである。その際特に考慮されるべき政策の第一は、市場アクセス改善のための努力である。すでにみたようにわが国の貿易収支の巨大な黒字からして、わが国はもはや外国から批判を受けるような障壁は残しておくべきではなく、世界で最も開放された市場とするため、自主的に努力すべきである。

第二は、製品輸入の拡大である。製品輸入は、水平貿易の拡大を通じての産業構造の高度化、発展途上国における工業化への貢献、わが国消費者の利益の増進を実現するとともに、わが国の貿易収支の黒字の縮小に大きな効果を及ぼすものである。特に東南アジア各国の要求にこたえ、欧米諸国との差別感を解消する努力が必要である。

第三は、節度ある輸出の確保である。これまでとかく貿易摩擦の原因となつてきた特定地域に対する特定商品の集中的輸出は避けなければならない。無秩序な輸出によつてもたらされる相手国のさまざまな政策は、結局わが国の存立基盤である自由貿易体制を脅かすものとなるからである。

第四は、直接投資の増大である。わが国の資本流出が証券投資等に偏つていことは問題であり、相手国の産業の活性化に資するなど、相手国にとつて有益で、評価されるものとなるよう努力すべきである。直接投資の増大、産業協力力の推進、資本交流の自由化等はわが国の貿易収支の均衡の回復にも有意義なものとなる。

第五は、経済協力力の推進である。わが国のODAについては質量ともに必ずしも十分とは言えず、特に、グラント・エレメントがDAC加盟国中最低の水準にあることは自由世界においてGNP第二位にあるわが国の援助姿勢が厳しく問われるものである。したがって、諸外国からの非難を受けまいよう十分な負担をすべきであらう。また、今後は外国人留学生の受入れなど文化・人的交流を積極的に進めるとともに、飢餓への緊急援助、難民の受入れやILO条約の批准についても積極的に対応していく必要がある。

その他、当面の経済摩擦に対応するためには、基準・認証制度の抜本的見直しや金融・資本市場の自由化などを一層促進し、また内需中心の持続的成長を図る必要がある。このため、特に、財政上の制約はあるが、税体系の見直しや減税を行い、国民の購買力を高めるとともに、週休二日制の一層の普及、労働時間の短縮などの実現に向けて努力しなければならない。また、わが国の大幅な貿易黒字に対しては、それによつて国民生活が実質的に向上するような経済政策を採用することも検討すべきであらう。

なお、わが国の市場を開放し、あるいは経済力にふさわしい国際的責任を果たすに当たっては、

自主的な経済基盤を弱めることがあつてはならず、農業や中小企業関連分野などを保護するよう努力すべきである。また、基準・認証制度の抜本的見直しや金融・資本市場の自由化などの促進については、経済主権を守り自主的に対応すべきであるとの意見があつた。

むすび

本委員会の調査は、設置以来ここに二年を経過したところであり、昨年の調査の実績を踏まえ、

各小委員会によりそれぞれ充実した調査が行われた結果、問題の解明は一段と進展したと思われるが、なお今後の調査にまつべき点も多く、本委員会の調査の取りまとめには、さらに論議を重ねる必要がある。

本委員会は、所期の目的を達成すべく一層の努力を傾注する所存であるが、政府においても、中・長期的な観点から本委員会の論議を参考にし、関係諸施策を進められるよう要望する。

参考人一覧

○委員会

昭和六十年四月二十四日

「国際経済摩擦」

対外経済問題諮問委員会座長

西武セゾングループ代表

○安全保障問題小委員会

昭和六十年四月十日

「自衛隊の現状と問題点」

軍事評論家

日本平和委員会理事長

元統合幕僚会議議長

元陸上幕僚長

前海上幕僚長

日本電気株式会社衛星通信システム本部担当部長

昭和六十年四月十九日

「日米安全保障体制の現状と問題点」

法政大学教授

評論家

前統合幕僚会議議長

元海上幕僚長

青山学院大学教授

筑波大学助教授

昭和六十年五月二十四日

「軍縮問題とわが国の対応」

読売新聞客員研究員

桃井 真君

堤 清二君

大來佐武郎君

藤井 治夫君

福山 秀夫君

竹田 五郎君

鈴木 敏通君

前田 優君

松尾 雅史君

佐藤昌一郎君

山川 暁夫君

村井 澄夫君

大賀 良平君

伊藤 憲一君

進藤 榮一君

元毎日新聞論説委員

中部大学教授

中京大学教授

○外交問題小委員会

昭和六十年六月五日

「わが国の外交の現状と今後の強化策等」

日本国際問題研究所理事長

国際連合大学副学長

東京大学教授

○国際経済問題小委員会

昭和六十年二月二十八日

「経済摩擦」

株式会社野村総合研究所取締役

通信機械工業会専務理事

昭和六十年三月十五日

「経済摩擦」

在日米商工会議所会頭

京都精華大学教授

昭和六十年五月十七日

「経済摩擦」

欧州ビジネス協議会議長

調査報告書

エネルギー対策樹立に関する調査

右の件については調査を終わらないが、ここに

中間報告として別紙のとおり報告する。

昭和六十年六月十九日

エネルギー対

策特別委員長

田代由紀男

参議院議長

木村 睦男殿

エネルギー対策樹立に関する調査報告書

(中間報告)

目次

はしがき

一、長期エネルギー需給見通しとエネルギー対策

むすび

四、省エネルギー対策の推進

五、エネルギー対策財源の確保

の基本的方向

二、石油の安定供給の確保と石油政策の課題

三、石油代替エネルギーの開発導入の方向と課題

(一) 石炭

(二) 原子力

(三) LNG(液化天然ガス)

(四) 水力

(五) 地熱

(六) 新エネルギー

四、省エネルギー対策の推進

五、エネルギー対策財源の確保

はしがき

エネルギーは、経済の発展と国民生活の安定を図る上で最も基本的な要素であり、特に国内エネルギー資源に乏しい反面、世界有数のエネルギー消費国である我が国にとつて、エネルギーの長期安定供給の確保は国家的命題である。このためには、長期的観点に立つた総合的なエネルギー政策を樹立し、これを着実に実行していくことが重要である。

こうした観点から、本委員会はエネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策に資するため、第九十一回国会(昭和五十四年十二月二十一日)において新設され、第九十六回国会(昭和五十七年五月十二日)において、それまでの調査の概要を中間報告した。

本委員会は、その後もエネルギー基本政策について政府の所信及びエネルギー関連予算の説明を求め、当面するエネルギーの諸問題をはじめ、中・長期的なエネルギー政策の方向等について政府に対し質疑を行うとともに、広く識者の意見を聴取するなど、鋭意調査を進めてきた。

最近のエネルギー情勢は、第二次石油危機以降、石油から石油代替エネルギーへの転換、省エネルギーの進展に加えて産業構造の変化、景気回復の立ちおくれなどにより五十五年度以降、石油を中心としてエネルギー需要は三年連続して減少した。その後、季節的要因と景気回復を反映して五十八年度からのエネルギー需要は増勢に転じて

いる。こうしたエネルギー情勢の中で、この間政府のエネルギー政策の総点検が行われ、五十八年十一月には「長期エネルギー需給見通し」が改定された。この中で、エネルギーの安定供給の確保と経済性との調和が今後のエネルギー政策の課題として提起されている。

こうしたエネルギー情勢の経緯を背景にして、本委員会では、長期エネルギー需給見通しとエネルギー政策の基本的方向、石油の安定供給の確保と石油政策の課題、石油代替エネルギーの開発導入の方向と課題、省エネルギー対策の推進及びエネルギー対策財源確保に関する諸問題について調査を行った。なお、北炭夕張新炭鉱の開山に当たっては、離職者対策及び石炭鉱業の安定化対策を図るため、五十八年十月六日「石炭政策の推進に関する決議」を行った。

一、長期エネルギー需給見通しとエネルギー政策の基本的方向

長期的なエネルギー対策を確立するためには、その基礎となるエネルギー需給見通しを正確に即して、どのように策定するかが大きな鍵となる。需給見通しについては、通商産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会の需給部会の「長期エネルギー需給見通し」が政府のエネルギー政策の指針とされている。

「長期エネルギー需給見通し」は、エネルギー需給環境の変化等を背景にして、最近では五十四年八月、五十七年四月及び五十八年十一月の三回に

わたつて改定が行われているが、その特徴は、いずれの場合でもエネルギーの需給量の目標が下方修正されてきていることである。

五十八年十一月に改定された「長期エネルギー需給見通し」の基本的フレームは、今後のエネルギー需要見通しについては、経済成長に伴つてエネルギー需要も緩やかに増加するものと予測し、これに対応する供給量の増大分については、石油代替エネルギーの導入促進によつて確保することとしており、一次エネルギーに占める石油依存度を七十年代に四八％にまで下げることにより、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性を克服しようとするものである。

また、この需給見通しでは、同年八月の「エネルギー政策の総点検」に示された基本方向をもとに、エネルギー政策の目標をセキユリティとコストの調和に置くこととし、従来のエネルギー供給量の確保の重視から、その経済性も併せて重視するという方向を打ち出した。

委員会では、「エネルギー政策の総点検」の報告及び「長期エネルギー需給見通し」の改定について、その内容に関する説明を政府から聴取するとともに集中的な議論を行った。

この中で強調された点は、我が国の経済を支える基盤であるエネルギーについて、各種施策の骨格となる長期需給見通しが、短期間のうちに次々と変わるような不安定なものでは困るので、実態に即したエネルギー需給見通しの策定に努め、経

済運営の指針にする必要があるということであつた。

すなわち、需要見通しは供給目標を策定する上での前提となるものであり、長期的な電源立地計画をはじめ影響するところが大きいので、精緻な需給見通しの策定に努めることが必要であり、さらに経済成長率も含めた見通しと実態とのローリングを行い、実情に即した改定を行う等長期的な指針として機能するよう配慮しなければならないことが強調された。

また、五十八年十一月の「長期エネルギー需給見通し」の改定の中で、エネルギー供給全体の想定値が大幅に下方修正(石油一七％、石油代替エネルギー二七％)された結果、六十五年度に石油依存度を五〇％にするという改定前の目標を若干後に延ばし、同年度の石油依存度を五二・五％とした。

「長期エネルギー需給見通し」と関連して策定される電気事業審議会需給部会の「長期電力需給見通し」においても、五十八年十一月の中間報告を前年四月のものと比較すると、目標年度である六十五年度の電力設備量は約一五％の減少となつていいる。その中で、石油・LPG火力については五千三十万キロワットから五千万キロワットへの小幅な減少となつていいる。

これについて、委員会では、石油依存からの脱却と石油代替エネルギーの導入促進という長期的な我が国のエネルギー政策が、石油価格の安定下

という状況を背景にして後退しているのではない
かという指摘があつた。すなわち、石油代替エネ
ルギーの中には、新エネルギーのように現段階で
は研究開発の途上で、経済性の面を含めて実用化
段階を迎えるのはまだかなり先のものもあり、一
方、原油価格はOPECの結成以来はじめての値
下げが行われる等、軟化基調で推移し、当面急騰
する見通しもないとみられることから、再びエネ
ルギー政策が石油に依存する方向に転換されるの
ではないかという意見が述べられた。

最近の石油需給の緩和は、世界的な景気の停滞
と、石油価格の高騰に対応した消費国側のエネ
ルギー使用の効率化という短期的な要因を背景にし
ており、中・長期的にみれば、世界経済の拡大と
石油資源の有限性から、石油需給は逼迫する方向
にあるといわれている。

エネルギー安定供給の確保を図るためには、需
給情勢の変化に対応し、セキュリティとコストの
バランス、さらには安全性及び環境に対する影響
等に十分配慮して、各供給源の多様化を図ると
ともに、エネルギー需給の的確な見通しの策定と実
態に即した見直し、長期的視点に立つたエネル
ギー利用技術の研究開発の推進、エネルギー問題
に対する国民の理解と協力が必要である。

こうした観点から、石油需給の緩和という情勢
にのみ影響されることなく、石油依存体質からの
脱却、石油代替エネルギーの積極的導入の推進と
いう基本姿勢を堅持しつつ、エネルギー政策を展

開すべきであるということが強調された。

二、石油の安定供給の確保と石油政策の課題
最近のエネルギー需給構造の変化により、一次
エネルギー供給に占める石油依存度は大きく低下
しているものの我が国の場合、その比率は六〇％
を超えており、依然として石油がエネルギーの大
宗であることに変わりはない。このため、石油か
らの脱却に努めながらも、その安定供給の確保を
図ることはエネルギー政策の大きな柱である。

我が国は、石油供給量のほぼ全量(九九・八％)
を輸入しており、しかも政情不安定な中東地域へ
の依存度が高い。委員会においては、中東依存度
の低下に努力することの必要性が強調された。こ
のためには、石油の供給先の分散化と自主開発原
油、産油国とのG/G取引原油の拡大等、経済的安
全保障への寄与、輸入形態の多様化を図りつつ、
国際協調のもとに、長期的な視野に立つた石油資
源外交の積極的な展開が重要である。

我が国の石油供給をめぐる、委員会では、イ
ラン・イラク戦争による影響をはじめとする諸問
題について論議が行われた。その中で、ホルムズ
海峡の封鎖というような緊急事態への対応策の必
要性が指摘された。また、両国が戦争の拡大に伴
つて、ペルシヤ湾を航行するタンカー等に対する
攻撃を続けているが、委員会では、この問題につ
いても論議が行われた。最近のペルシヤ湾岸へのタ
ンカー配船については全般的には通常とあまり変
らず、我が国への原油輸送についても、大きな影

響は出ていないといわれている。しかしながら、
ペルシヤ湾をめぐる情勢は極めて不安定であり、
湾岸以外の積出地へのパイプラインの利用等、原
油を安定的に我が国へ輸送する方法について検討
すべきではないかという意見が述べられた。

OPECは、最近の世界的な石油需給の軟化を
背景にして、一九八三年三月、はじめて基準原油
(アラビアンライト)価格を一バーレル当たり三十
四ドルから二十九ドルへ五ドル引き下げた。しか
しその後もスポット原油を中心にして価格が下が
り、本年一月に、アラビアンライトの二ドル値下
げと基準原油の撤廃を行っている。委員会では、
この原油価格の値下げが我が国の経済に与える影
響と原油価格の今後の見直し、さらには、原油価
格の引き下げが電気料金の値下げなどによつて、
具体的に消費者に還元されるかどうかという点な
どについて論議が行われた。

我が国の石油備蓄の水準は、五十九年度末現在
で民間備蓄九十七日分、国家備蓄三十一日分とな
っている。我が国の石油備蓄政策のあり方につ
いては、中・長期的な観点から国際水準を勘案しな
がら、検討を進める必要があるが、我が国の石油
備蓄は、国際水準に比べてまだ少ないことから、
備蓄の推進にさらに努力すべきではないかという
意見が述べられた。また、「エネルギー政策の総
点検」では国家備蓄については民間の空タンクを
活用し、備蓄基地の建設計画は、財政事情等から
完成時期の延期をするという方向を出している

が、これについて、できるだけ備蓄基地の建設に
ついては努力する方向で対処すべきではないかと
いう意見が述べられた。

次に、最近の国内の石油製品の需給動向は中・
軽質油の需要増加に対して、重質油の需要が停滞
ないし減少傾向で推移している。これは、中・軽
質油がガソリン、軽油など輸送用の燃料として、
他のエネルギーでは代替が困難な需要分野をも
ち、また家庭用灯油など民生用需要が堅調に推移
しているのに対し、産業用燃料としての需要が多
い重質油は、石油代替エネルギーへの転換や、省
エネルギーの進展等によつて需要が減少している
ものと考えられる。一方、輸入原油は一般に重質
化の傾向にあるため、需給調整策に十分に配慮
する必要があることが指摘された。

また、消費地精製主義の見直し、ガソリンなど
の石油製品の輸入問題など当面する石油政策のあ
り方について、積極的に検討を進める必要がある
という意見が述べられた。
我が国の石油産業は、構造的に過剰設備をかか
えているのに加えて需要が伸び悩んでおり、為替
変動の影響も含め、需給環境の変化に対応できる
ような体質の改善が急務となっており、石油審議
会の答申の内容を具体化するための検討を進める
べきであるという意見が述べられた。さらに、石
油産業は我が国のエネルギー供給の基幹産業とし
て、その経営基盤の強化を図るための企業の集約
化等、業界の今後の基本的課題になると考えられ

るが、これとともに、消費者利益の保護についても十分に配慮する必要があることが強調された。

こうした観点から、石油産業の集約化については、昭和石油、シェル石油が本年一月に合併したのははじめ、昨年十一月に元売り四グループの業務提携について、通商産業省と公正取引委員会が合意し、これまでの元売り十三社は七グループ体制に集約化されることになった。

三、石油代替エネルギーの開発導入の方向と課題

(一) 石油 炭

第二次石油危機以降、石油に比しカロリー当たり価格での優位性等によつて石炭見直し機運が高まり、石油代替エネルギーの重要な柱のひとつとして、積極的導入促進が図られてきた。

現在、我が国の石炭需要は年間一億トン程度であるが、このうち国内炭のシェアは二〇％に満たず、大部分を海外から輸入している。

石炭需要は、鉄鋼、電力、セメント産業等が中心であるが、ここ数年の動向をみると、粗鋼生産等に用いられる原料炭は年間六千五百万トン前後で推移しているのに対し、燃料用の一般炭の需要の伸びは著しく、五十四年度の千三百万トンから五十八年度は三千万トンまで急増している。これは鉄鋼、セメント産業及び電気事業を中心にして、燃料の石油から石炭への転換が促進されたこと及び石炭火力発電所の新設が図られたこと等のためである。最近では主要産業における燃料転換が

ほぼ一巡したため、一般炭需要の伸びは鈍化傾向にあるが、中・長期的には石炭専焼火力発電所の新設による需要の拡大が見込まれる。将来の石炭需要の増大分については、国内炭の制約からみて、主として海外炭に依存することになると考えられる。

委員会では、産炭国における開発への協力、港までの輸送対策、積み出し港の整備、我が国までの輸送問題、国内に石炭を受け入れるためのマールセンター等の施設の整備、公害防止対策の充実、石炭灰の処理対策等、石炭の利用拡大を図るための課題について、長期的な展望に立つて十分な対応策を講ずる必要があることが強調された。

また、日米貿易摩擦問題に関して、アメリカ側からの要請が強まっている西部炭の開発輸入問題について、プロジェクトの対象地域が奥地のため、輸送コストが割高になること、またアメリカ側が開発に必要な投資やインフラストラクチャー整備をどれだけ行うのか問題があり、これらの動向も見極めながら、導入について検討を進める必要があるという意見が述べられた。また中国炭の輸入について、最近の我が国の需要鈍化と中国側の輸出事情から、当初の引き取り量が削減されたことをめぐって、輸入の拡大について積極的に検討すべきではないかという意見が述べられた。

五十八年十一月に改定された「長期エネルギー

需給見通し」では、六十五年度における石炭供給量の見通しを、一億五千三百万トンから一億八百万トンへ大幅に下方修正している。これについて、石油代替エネルギーの導入促進という政府の姿勢に後退がみられるのではないかと指摘があった。

次に、国内炭は貴重な国内エネルギー資源として、その有効利用が期待されているが、石炭見直し論の中にあつても、露天掘が中心である海外炭との価格格差、採炭条件の悪化等、国内石炭鉱業の置かれている環境は厳しく、第七次石炭政策のフレームである「千八百万トン程度の安定的な生産の維持を基調としつつ、将来における年産二千万トン程度の生産水準達成を目指す」とした政策目標に対し、北炭夕張新炭鉱の開山に加えて、三井三池炭鉱有明鉱の災害等の影響もあつて、近年千七百万トン程度の出炭実績で推移している。

委員会では、石炭鉱業の実態にかんがみ、エネルギー供給構造における国内炭の位置づけについて、「長期エネルギー需給見通し」の改定に当たつても、現行の石炭政策の目標は堅持するとともに、石炭鉱業の経営の安定化のための施策の推進に努める必要があるという指摘があつた。これに関連して、石炭の利用拡大という方向の中で、国内炭の優先使用について検討する必要があるという主張が行われた。

国内石炭鉱業については、保安の確保を大前提として、石炭企業労使の自助努力、需要業界の協

力、石炭鉱業の合理化安定対策の推進により、国内炭の需要の確保と適正な炭価の設定に努め、安定的出炭と雇用の確保及び産炭地域の振興を図る必要があるが、最近の経営環境にかんがみ、石炭鉱業の安定化対策の一層の拡充強化が必要であるという意見が述べられた。

さらに、第八次石炭政策については、石炭鉱業の安定化、雇用対策及び産炭地域の振興等に十分配慮して、国内資源としての石炭の位置づけという方向について前向きに検討すべきであるということが強調された。

昭和四十五年に新炭開発に着手して、五十年に営業出炭を開始した北炭夕張新炭鉱は、五十六年十月の九十三名の死者を出すガス突出事故を契機にして五十七年十月閉山し、その後の努力にもかかわらず、その再建と周辺鉱区の再開も断念されるに至つた。また閉山に伴つて約二千名の離職者が発生し、その再雇用対策と閉山後の夕張地域の振興対策が大きな問題となつた。

北炭夕張新炭鉱の問題について委員会は、当面の諸対策の樹立のため、数回にわたつて集中的に審議を行い、五十八年十月六日「石炭政策の推進に関する決議」を行った。また、三井三池炭鉱の坑内火災(五十九年一月、死者八十三名)、三菱高島炭鉱のガス爆発(六十年四月、死者十一名)、三菱南大夕張炭鉱のガス爆発(同年五月、死者六十二名)と大きな事故が続いたが、委員会では、これらの事故について現地調査を行うとともに、関係

政府当局の説明を求めて、事故原因と今後の保安対策について審議を行った。

(二) 原子力

我が国の一次エネルギー供給に占める原子力のシェアは、四十八年度の〇・六％から五十八年度は七・二％にまで拡大している。五十九年度末における電気事業用の発電規模は、二十八基、二千五十六万キロワットで全発電設備の一四％を占めており、総発電電力量の二三％が原子力によつて賄われている。この結果、原子力発電は石油火力に次いで第二位の電源として、主要な石油代替エネルギーになりつつあるといえる。

原子力は経済性の点で最も有利な電源といわれてきたが、最近建設費の上昇が著しく、委員会では、放射性廃棄物の処理・処分、廃炉費用を含めると、原子力発電の経済的優位性は失われたのではないかという意見が述べられた。これに対して、放射性廃棄物の最終処分費用、廃炉費用を含めても経済的には優位にあり、安価なエネルギー源としての原子力の特性が生かされるよう、その開発利用に当たつて努力する必要があるという意見が述べられた。

原子力エネルギーの利用は、核分裂に伴う放射性物質の発生という危険性をもつたため、国民の間に安全性に対する不安感が強く、放射線の防護をはじめとする安全性の確保は、原子力の開発利用に当たつての大前提となつてゐる。原子力の開発利用及び安全性の研究のためには、現在まで多額の

投資が行われ、その研究成果の実績が積み重ねられてゐる。しかしながら、アメリカのスリー・マイル・アイランド原子力発電所や我が国の日本原子力発電(株)敦賀発電所の事故のように、人為的ミスや装置上の不備等が重なつた事故の可能性も否定されていない。こうした事故を防止するため、安全システム等の点検を徹底し、放射性廃棄物の管理を強化するとともに、必要な人員の確保、現場作業員の教育訓練の充実を図る必要があるが、これに関して、原子力発電所運転員の資質の向上のために、運転員の資格制度の拡充を図るべきではないかという意見が述べられた。

また、放射線管理を含めた安全性の問題に関する議論が行われたが、その中で、総合的な観点から自然放射線、医療用放射線等も含めて、原子力開発利用に伴う放射線の問題に関し、国民的理解を深めることが大切であるという考え方が述べられた。さらに、中性子の影響による原子炉容器の脆化の問題等が論議された。

次に、我が国においては、放射性廃棄物の処理・処分を含めた核燃料サイクルが確立されてゐない。

核燃料サイクルのうちで、国内で事業化されてゐるのは再転換と成型加工だけであり、転換、濃縮の大部分はアメリカに依存してゐる。使用済燃料の再処理も、国内では動力炉・核燃料開発事業団東海再処理工場で処理実績があるが、大半はフランス、イギリスに委託してゐるのが実情であ

る。なお、同工場は、溶解槽の「ピンホール事故」が原因で五十八年二月から操業を停止したが、本年二月に運転を再開した。

こうした中で、電気事業連合会は昨年七月、青森県六ヶ所村むつ小川原工業開発地区に、原子燃料サイクル施設(再処理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設)を立地することについて青森県及び六ヶ所村に協力要請を行い、本年四月までに受け入れ表明があり、関係者により基本協定書に調印を終了してゐる。

原子燃料サイクル施設の計画に関連して、委員会では、原子力発電が、我が国のエネルギー供給構造の中ですでに大きな地位を占めてゐることを考えると、使用済核燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分は解決しなければならない重要な課題であるので、特に安全性の問題については、我が国の原子力技術の総力をあげて取り組み、立地地域住民に対し、安全性の確保について理解を求め、納得を得なければならぬ。

第二は、現在の発電所敷地内の低レベル放射性廃棄物の貯蔵能力から考えて、永久的な貯蔵施設の建設が必要になるが、そのためには、相当前から地元のコンセンサスを得るよう努力する必要がある。

第三は、動力炉・核燃料開発事業団の実験的施設である東海再処理工場において、溶解槽にピンホールが発生して運転を停止した経験があり、商

業ベースである前述の使用済核燃料の再処理施設を含めた諸施設の計画推進について、慎重を期す必要がある。

放射性廃棄物の処理・処分対策については、安全性の確保と住民の合意に十分配慮するとともに、法令を含めた制度面の整備も検討すべき課題である。特に、高レベル放射性廃棄物の処理・処分対策については、動力炉・核燃料開発事業団の貯蔵工学センターの立地構想があり、北海道幌延町において立地可能性調査が計画されてゐる。委員会では、これに関連してガラス固化体の安全性、廃棄物から出る放射線の利用問題、地層処分の計画の進捗状況等の問題について論議された。

原子力発電所の建設に当たつては、立地地域住民の理解を得るため二次にわたる公開ヒアリングが実施されているが、その運営に関しては、制度の趣旨が生かされるよう、住民側が納得のいく説明を行う必要があるという意見及び電源立地地域の自立的な振興のために、電源立地施策と地域振興施策とを調和させた特別措置法の制定を考へる必要があるという見解が述べられた。

また、最近における建設費の上昇、電力需要の動向及び他の電源の設備利用率の状況等からみて、原子力発電所の大規模立地拡大の必要はないのではないかという意見が述べられた。

さらに、原子力開発推進の立場から、我が国は原子力研究開発の先進国として、アジア諸国等に対する国際協力について前向きに取り組む必要が

あるという意見が述べられた。

次代のエネルギーとして核融合の研究開発が進められているが、本年四月には、日本原子力研究所において臨界プラズマ試験装置「JT-60」が完成し、我が国としてはじめてプラズマの発生に成功した。このほか、大学においても各種の方式について基礎研究が進められている。当面の研究課題は、プラズマの閉じ込め・加熱技術の開発、核融合燃料であるトリチウムの取り扱い技術や中性子の遮蔽対策等があげられ、二十一世紀の実用化に向けた息の長い研究の積み重ねが必要である。

委員会では、参考人の意見を聴取し、核融合の研究開発の進捗状況及び今後の課題等について質疑を行った。

(三) LNG(液化天然ガス)

LNGは、硫酸化物やばいじんの発生がないクリーンなエネルギーである点特徴である。天然ガスの確認埋蔵量は石油の八〇％近くあるといわれ、また地域の偏在性も少なく、有力な石油代替エネルギーとしてその利用拡大が見込まれる。我が国における最近の年間輸入量は、十年前の十倍近くまでに拡大している。輸入先はインドネシア産のものが全体の二分の一を占め、ほかにアラ

スカ、ブルネイ、アブダビ及びマレーシアから輸入されている。

LNGの利用については、液化基地、受入基地、専用タンカーの建造等に特殊で高度な技術と巨額な投資が必要となる。したがって、LNGの契約は長期にわたり、テーク・オア・ペイ条項など硬直的な引取条件が付され、また、石油等備方式を採用しているため、経済性の面で石油に対しての優位性が必ずしも発揮されていない。

この観点から、「エネルギー政策の総点検」ではLNGの将来的な位置づけについて洗い直しをしているが、委員会では、単に経済性だけに着目するのではなく、無公害性、資源量からみた開発の将来性など長期的な観点からLNGについて位置づけを行い、また、導入に当たって価格決定方法の弾力化や、硬直的な引取条件の改善に努める必要があるという意見が述べられた。また、都市ガスにおける安定供給確保等のために、現在、大手三社等に限定されているLNGの導入を、他の都市ガス事業者に対しても拡大促進を図る必要性が指摘された。

日ソ経済協力の中でも天然ガスの開発が重要視され、サハリン沖の日ソ共同プロジェクトにおいて天然ガス探鉱で一定の成果があがっている。委員会では、このプロジェクトについて前向きに取り組むよう意見が述べられた。

四 水 力

我が国の水力発電は、五十八年度末で三千三百

五十万キロワットの規模を有し、総発電電力量の一四・二％を占めている。今後電力需要増加の中で、そのシェアが横ばいないし漸減傾向で推移すると見込まれているが、純国産でクリーンなエネルギーとして、引き続き重要な役割を果たすことが期待される。貯水池・調整池式水力発電は、特に電力需要の変動に対応する負荷追従性に優れた電源として注目され、揚水発電は昼夜間の電力負荷の調整を図ることが可能である。

「長期エネルギー需給見通し」では、水力発電の規模について六十五年度、四千万キロワット、七十年、四千万三千五百キロワットを目標としている。これについて、一般水力の場合は大規模開発は限界に近づいており、今後は中小規模の開発が中心になると考えられるので、需給見通しの目標を達成することは容易なことではないと思われるという指摘があつたが、基本的には、水力発電は再生可能な国内エネルギー資源の有効活用という面から、今後とも積極的にその推進を図るべきであるというのが委員会における見解であつた。

(四) 地 熱

我が国は、地熱資源に最も恵まれた国のひとつといわれているが、すでに地下千五百〜二千メートルまでの浅部地熱の利用は発電用等として実用化されており、五十九年度末における地熱発電所の発電規模は、九地点、約二十二万キロワットとなつている。「長期エネルギー需給見通し」におい

ても、地熱エネルギーの大幅な利用拡大を目指しており、七十年に原油換算で三百五十万キロワット(五十八年度四十万キロワット)、電気事業審議会需給部会の中間報告では地熱発電設備として百五十万キロワットの目標を掲げている。

この目標値は需給見通しの改定の度に下方修正されていることから、委員会では、需給見通しにおける地熱エネルギーの供給が可能かどうか疑問ではないかという趣旨の指摘があつた。

地熱利用については、「サンシャイン計画」の二環として発電利用の拡大を図るために、全国の有望地域について地熱資源調査、環境調査等が実施されているほか、地下三千〜四千メートルの深部地熱の利用についても調査が行われている。

地熱の開発については、多少コストが割高となつても有望地域については積極的に取り組むべきであり、これが過疎地域の振興にも役立つことになるという意見が述べられた。また、既存の地熱発電所の発電コストは、火力発電所のそれと十分対応できるものであり、建設費の償却が終われば、さらにコストの低下が期待できるので、国産エネルギーとして開発に努力すべきであるという指摘もあつた。

(五) 新エネルギー

長期的なエネルギー供給対策を確立するためには、将来を担う新しいエネルギー利用技術の研究開発を積極的に進めることが重要である。特に新エネルギーについては、実用化までに長期の研究

開発期間と巨額の資金を要するため、国家プロジェクトとして民間の協力を得つつ、強力に推進される必要がある。

新エネルギーの潜在的資源量は極めて豊富とみられるが、エネルギー密度、安定性等で問題があり、民生用ソーラーシステム等、すでに普及しつつあるものがあるが、その多くは今後の研究開発の成果を待たなければならない。そのために、効率性、経済性の見直しについて十分配慮しながら、長期的な観点に立つて必要な施策の推進に努めることが重要である。

我が国では、長期的、総合的な研究開発の国家プロジェクトとして「サンシャイン計画」が推進されているのをはじめ、民間を含めた試験研究機関、各大学等において開発利用の研究が行われている。

新エネルギーの供給については、「長期エネルギー需給見通し」においても将来にわたるエネルギーの重要な柱として位置づけられているが、その目標量は需給見通しの改定の度に大きく下方修正されているので、委員会では、政府の新エネルギー開発導入の姿勢が後退しているのではないかとこの指摘があつた。また、達成が困難な目標を掲げて、幻の新エネルギーのビジョンを国民に抱かせる結果になつていないかという指摘があり、「長期エネルギー需給見通し」の新エネルギーの供給量は過大ではないかという意見が述べられた。

さらに、需給見通しに計上するエネルギー供給の目標量に、現在、実用化の目的が立っていないエネルギーについてまで入れるのは無理ではないかという意見も述べられた。

「エネルギー政策の総点検」では、経済性の観点から新エネルギーの研究開発プロジェクトについて積極的に推進するものと、太陽熱発電等当面次の研究段階にステージアップを行わないものとの選別している。太陽熱発電については、「サンシャイン計画」の一環として出力千キロワットの発電実験プラント二基が建設され、実験が進められていたが、昨年三月をもつて計画が終了し、解体、撤去されることになった。こうした経緯について、多額の経費をかけて実験設備をつくる前に、実用化の可能性について事前評価を行うべきではなかったかという意見が述べられた。石炭液化等の技術の確立は、石油代替エネルギーの柱のひとつである石炭の利用拡大のために経済性を考慮し、将来的な実用化の目的についても十分配慮しつつ、研究が進められる必要があるが、将来的な石油と石炭の価格関係からみて、石炭液化は経済的に引き合わないおそれがあり、多くを期待するのは無理ではないかという意見が述べられた。

「サンシャイン計画」のうち、プロジェクトの一部を民間に委託しているものについて、十分な予算措置を講ずるとともに、実用化を目標にした大型実験プラントの建設を検討すべきではないかという指摘があつた。

また、新エネルギー研究開発の分野のひとつであるバイオマス(生物)エネルギーの利用について、人工林の間伐材を木材ベレットに加工する等の方法で、エネルギーとして利用するよう考える必要があるという意見が述べられた。

四、省エネルギー対策の推進

省エネルギーの推進は、資源の効率的利用とセキリティへの貢献という観点から、極めて重要な課題である。

第二次石油危機以降、我が国の経済が一定の成長を維持しながら、エネルギーの総需要量は減少傾向をたどつたことは、省エネルギーに対する需要側の対応の努力と、そのための対策が推進されたことの成果といふことができる。

こうした省エネルギーの努力の結果、エネルギー消費の対GNP原単位は大きく低下した。

省エネルギーの推進のためには、研究開発の果たす役割が大きく、国家プロジェクトである「ムーンライト計画」(大型省エネルギー関連技術研究開発)をはじめ、官民の各分野で推進されている。委員会では、省エネルギーの目標量を啓蒙して、国民の理解を求めること、また第三次石油ショックの勃発、エネルギー情勢の急変に備えて、石油代替エネルギーの開発導入とともに省エネルギー対策の推進に、引き続き取り組む必要性のあることが強調された。

五、エネルギー対策財源の確保

エネルギー対策の推進に当たっては、必要な財

源が十分に確保されることが不可欠である。エネルギー対策関連経費は、六十年代予算で一兆円を超えているが、エネルギーの開発導入には長期的に巨額の資金を必要とする。このためには、民間の自主的な活力に期待されるところが大きい。大型プロジェクトの研究推進など、国が主体的に取り組むことが必要な部門も少なくない。

現在のエネルギー対策予算の大半は、原油油関税及び石油税を財源とする「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」と、電源開発促進税を財源とする「電源開発促進対策特別会計」から支出されており、両会計でエネルギー関係予算の約八〇%を占めている。しかしながら、石油需要量の減少と原油価格の値下げという状況下で税収の伸び悩みが目立ち、エネルギー対策予算の財源確保に支障を生ずる見通しとなった。

このため、五十九年度から石油税の税率が三・五%から四・七%に引き上げられたほか、LNG・LPGについても新たに一・二%の税率で課税されることになった。また、五十八年十月からは、電源開発促進税が一キロワット時当たり三十銭から四十四・五銭に引き上げられている。

一方、揮発油税をはじめとする年間三兆円を超えるといわれる石油関係諸税のうち、八〇%が道路財源に充てられているが、委員会では、この点についてエネルギー対策の財源確保のため、エネルギー関係税制とその使途について見直すべきではないかという主張が行われた。LNGに対する

昭和六十年六月二十四日 参議院會議録第二十二号 調査報告書 質問主意書及び答弁書

九一〇

新規課税については、LNGの経済性を損ない、その利用拡大の障害になるおそれがあるので、慎重に対処する必要があるという意見が述べられた。

これに関連して、既存のエネルギー関係諸税の使途の変更、石油税等の引き上げのほか、エネルギー開発資金の官民分担の見直し等について、具体的な検討を行うべきではないかという指摘があった。

むすび

第一次石油危機から十余年経過した今日、内外をめぐるエネルギー情勢は、国際石油需給の緩和と基調をはじめとし比較的安定的に推移している。

我が国の場合、エネルギーの輸入依存度が極めて高く、なかでも石油に過度に依存しているため、エネルギーの供給基盤は脆弱な構造となつてきている。

特に、今後もエネルギーの重要な役割を担う石油が、政情不安定な中東地域に偏っていることは、産業経済の発展と国民生活の向上にとつて大きな不安要因であるため、供給源の分散化及び輸入の多様化を一層強力に推進することが重要である。

従来のエネルギー政策の基本的方向は、石油資源の制約に対応して、石油代替エネルギーをあらゆる方面から導入することに主眼がおかれ、そのための各種研究開発が進められてきた。すなわ

ち、エネルギーの安定供給の確保が第一の目標であつた。しかし、石油危機以降のコストの上昇が、基礎素材産業をはじめ我が国経済及び国民生活に深刻な影響を及ぼしたことから、コストの低減を図ることが、セキュリティの確保とともに緊要の課題となつてきている。

石油需給は、短期的には緩和しているものの長期的には逼迫するといわれており、引き続き、石油依存からの脱却とエネルギー供給源の多様化に一層努力することが重要である。併せて、これら政策の展開に当たっては、セキュリティとコストとの調和に十分に留意することが重要である。

また、エネルギーの安定供給の確保のためには、エネルギー産業の経営基盤の強化が必要である。このため、業界の自助努力に加え必要な施策の推進に努めるとともに、消費者利益が適正に確保されるよう十分に配慮することが必要である。

エネルギーは我が国産業経済と国民生活を支える基盤であり、石油情勢の安定下にあつても、長期的視野に立つて総合的なエネルギー対策の確立とその推進に努めることが重要である。

大韓航空機〇〇七便墜撃事件の真相究明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月二十二日

参議院議長 木村 睦男殿

堀原 敬義

大韓航空機〇〇七便墜撃事件の真相究明に関する質問主意書

昭和五十八年九月一日、大韓航空〇〇七便がソ連のミサイル攻撃を受け墜撃された事件について、本院は同年同月十三日、全会一致の決議で政府に対し、「あらゆる方途により、事件の真相究明に努め、大韓航空機が領空侵犯するに至つた原因を含めて可及的速やかに全容を明らかにすること。」を要求しているが、政府が現在まで本院に対し、一片の調査報告もしていない事実が容認し難いことである。

遺族をはじめ広範な国民の間に事件の真相を明らかにし、事件の責任の所在を明確にすることを求める声が高まつているので、以下の諸点を質問したい。

一 政府がICAO(国際民間航空機関)に対し、本事件の真相究明に協力する立場から、提供した資料及び情報の全容はどうであるのか、その(1)表題、(2)内容の要旨、(3)ICAOに提供した各年月日等について具体的に明らかにして、お答え下さい。

二 大韓航空〇〇七便及びその約五分あとを飛行していたと言われる大韓航空〇一五便が、米国及び我が国の航空管制当局との間でおこなつ

た通信は、それぞれ、同一人物の音声であると解析されているか、仮に、同一人物の音声ではない通信があれば、それを具体的に特定して明らかにして下さい。

三 運輸省が、昭和五十八年十月五日、「東京国際対空通信局とKE〇〇七便との間の交信テープの解析結果について」と題する文書により、大韓航空〇〇七便の同年九月一日午前三時二七分一〇秒から同二五秒までの交信内容の解析結果を公表しているが、右公表の根拠及び右解析結果のその後の取扱い経過について、次の諸点を明らかにしてお答え下さい。

(1) 右の解析結果が同年九月十六日に運輸省が公表していた交信内容とも、また同年十二月にICAO事務局長報告書が公表した交信内容とも全く違つた内容になつて理由。

(2) 右公表の根拠とした音声の解析図等を国会に提出して、右公表が科学的に正しいものであることを国民に対して明らかにする考えはありますか。仮に、それを公表できない場合はその具体的理由。

(3) 右公表によると、ONE TWO DELTAのONE TWOの部分から「音声の周波数がやや高くなつており、心理状態に変化があつたものと推定される」とされているが、KE〇〇七便の三時二三分〇五秒、三時二七分〇〇秒及び三時二七分一〇秒以降の各通信の、各英単語ごとの具体的な周波数。

(4) 右解析結果のICAOに対する報告は、いつ、誰(職・氏名)が誰(職・氏名)に対して、どのような方法でおこなったのか、仮に、報告しなかつたとすると報告しないという決定をした者(職・氏名)及びその決定理由。

(5) 右解析の資料として使用された交信テープの管理を担当していたのは誰(職・氏名)ですか。また、そのテープの複製は誰(職・氏名)がいかなる目的でおこなったものですか、日本音響研究所(鈴木松美所長)が昭和五十八年九月十七日付毎日新聞でその解析結果を公表している事実との関連で、原テープ管理の責任体制を明らかにして下さい。

四 自衛隊は、大韓航空機事件発生の約十五年前、シーボード航空のDC8型機に対し国際緊急周波数一一・五メガヘルツの無線通信で、「そのまま行くとソ連領にはいるから針路を南にとれ」と警告した事実があるが、大韓航空〇〇七便に対してはなぜ同様の警告をしなかつたのか、次の諸点を明らかにした上でお答え下さい。

(1) 昭和四十三年七月一日の事件以降、昭和五十八年九月一日の事件に至る間、政府が航空自衛隊のバグ・システム関連で支出した国費の概ねの合計金額。

(2) 昭和五十八年九月一日午前三時現在、左記の職にあつた者の公式職名、階級、氏名、及びその者の前日から当日にかけての勤務時刻。

刻。

記

1 航空自衛隊航空作戦管制所(府中)の長たる者及び夜間当直の長たる者。

2 北部航空方面隊(三沢)の長たる者及び夜間当直の長たる者。

3 北部航空警戒管制団(三沢)の長たる者及び夜間当直の長たる者。

4 北部防空管制指令所(三沢)の長たる者及び夜間当直の長たる者。

5 第十八警戒群(稚内)及び同防空監視所の長たる者及び夜間当直の長たる者。

6 第二十八警戒群(網走)及び同防空監視所の長たる者及び夜間当直の長たる者。

7 第二十六警戒群(根室)及び同防空監視所の長たる者及び夜間当直の長たる者。

(3) DC8型機の大きさの目標でも、四百キロメートルまで安定した捕捉可能である旨、「防衛白書」「防衛アンテナ」等で公表されている稚内レーダーが、事件当時、レーダーによる目標物の捕捉の障害となる何らの気象条件等が存しなかつたのに、レーダーから約一六〇海里、即ち約二百九十六キロメートル以遠の巨大な目標(ボーイング747型機)を捕捉できなかったとする具体的原因。

五 事件当日の朝、千歳、三沢の航空自衛隊員に対する非常呼集は、誰(職・氏名)が何時何分頃、いかなる理由に基づいておこなつたものであるか、次の諸点を明らかにした上でお答え下さい。

あるか、次の諸点を明らかにした上でお答え下さい。

(1) 非常呼集の対象となつた部隊名及び総人員。

(2) 昭和五十八年九月一日午前三時現在、左記の職にあつた者の公式職名、階級、氏名及びその者の前日から当日にかけての勤務時刻。

記

1 航空自衛隊千歳基地の各飛行隊の隊長及び夜間当直の長たる者。

2 同三沢基地の各飛行隊の隊長及び夜間当直の長たる者。

六 事件当日の朝、大湊、八戸の海上自衛隊員に対する非常呼集は、誰(職・氏名)が何時何分頃、いかなる理由に基づいておこなつたものであるか、次の諸点を明らかにした上でお答え下さい。

(1) 非常呼集又は出動命令の対象となつた部隊名及びその総人員。

(2) 昭和五十八年九月一日午前三時現在、左記の職にあつた者の公式職名、階級、氏名及びその者の前日から当日にかけての勤務時刻。

記

1 事件当日根室沖に出動した五隻の、各艦艇の艦長及び夜間当直の長たる者。

2 事件当日根室沖に出動した二機の、各P-2J対潜哨戒機の機長及び夜間当直の長たる者。

(3) 海上自衛隊が行方不明になつた外国籍の民間航空機の救難を目的として、艦艇を出動させた前例の日時及び出動規模。

七 大韓航空〇〇七便のノックアウツ通過時刻の三十分経過後である午前三時五十六分頃東京航空交通管制部が自衛隊の機関に対し同機が行方不明である事実を通知した以前に、自衛隊は同機がモネロン島付近で撃墜された事実を知つていたのではないか、次の諸点を明らかにした上でお答え下さい。

(1) 大韓航空〇〇七便のコンピュータフライトプラン等を航空自衛隊のバグ・システムのコピューターに入力する任務を担当していた自衛隊員の職、階級、氏名(仮に、右の者が存在しない場合、事件当時、大韓航空〇〇七便のコンピュータフライトプラン情報及び同機の位置通過報告情報等が航空自衛隊のバグ・システムのコンピュータに入力された方法)。

(2) 午前三時五十六分頃、運輸省側から自衛隊側に対しておこなつた右通信捜索の依頼通信の発信者及び受信者の各職・氏名。

(3) 事件当日午前三時頃、左記の職にあつた者の正式職名、階級、氏名及びその者の前日から当日にかけての勤務時刻。

記

1 航空自衛隊AMIS(人間)の長たる者及び夜間当直の長たる者。

2 航空自衛隊RCC(入間)の長たる者及び夜間当直の長たる者。
3 北部防空管制指令所(三沢)と入間基地内のAMISとの間で、大韓航空〇〇七便に関する通信をした発信者及び受信者。右質問する。

内閣参質一〇二第三九号
昭和六十年六月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員梶原敬義君提出大韓航空機〇〇七便墜落事件の真相究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員梶原敬義君提出大韓航空機〇〇七便墜落事件の真相究明に関する質問に対する答弁書

一について
政府は、国際民間航空機関(ICAO)による大韓航空機事件の調査に積極的に協力するとの立場から、昭和五十八年十月、本件調査のために来日したICAO調査団に対し、自衛隊のレーダー記録に基づく大韓航空機の航跡図、大韓航空機を要撃したソ連機の交信記録、大韓航空機と東京国際対空通信局との交信記録等ICAOが必要とする資料を提出した。

二について

大韓航空〇〇七便と東京国際対空通信局との間の交信及び大韓航空〇一五便と東京国際対空通信局との間の交信については、いずれも、航空機側の通話者が常に同一人物であつたか否か判別し得ていない。

三について

(一) 昭和五十八年十月五日に運輸省が発表した大韓航空〇〇七便と東京国際対空通信局との間の交信テープの解析結果(以下「解析結果」という。)は、同年九月十六日に運輸省が発表した交信記録の中で聴取不能とされていた部分(以下「聴取不能部分」という。)に係る交信テープについてその後専門家の援助を受けて解析した結果得られたものである。一方、本事件に関するICAO事務局長報告書中の当該部分は、日本側からICAO調査団に提供された大韓航空〇〇七便と東京国際対空通信局との間の交信テープをICAOが独自に解析の上、日本側から提供された解析結果及びICAOが委嘱した専門家の意見をも参考にして作成されたものと承知している。

(二) 交信テープの音声解析図は、交信テープの内容を分析するため音声解析の専門家が用いた資料の一つにすぎず、現時点ではこれを公表することは考えていない。

(三) 大韓航空〇〇七便からの東京国際対空通信局への通信については、各英単語ごとの具体的な周波数は把握していない。

四 聴取不能部分を解析するために用いた交信テープは運輸省航空局において、またその原テープは東京国際対空通信局において保管している。なお、御指摘の日本音響研究所の解析については、運輸省は関知していない。

四から七までについて

(一) 本事件は、我が国の防空識別圏外のソ連領サハリン上空周辺において発生したものであり、防衛庁において自衛隊のレーダーが捕捉した航跡を大韓航空機のものではないかと考えたのは、事件発生当日の午前四時五十六分に航空管制当局から同様の異常についての連絡を受けた後の調査結果によるものである。したがって、同機が飛行していた時点で警告を発することは不可能であつた。

(二) バッジ・システムについての御指摘のような経費の積算は困難である。

(三) レーダーの覆域は目標の高度のほか、地形、その時の天候状況等により影響されることから、一定の範囲内における目標が常にレーダーにより捕捉されるというものではない。

(四) 御指摘の昭和五十八年九月二日現在の在職者名等は次のとおりであるが、当日の個々の業務を実施したその他の自衛隊員及び運輸省職員については、それぞれ組織の二員としてその担当する業務を実施したものであり、氏名等を公表することは差し控えたい。また、自衛隊における当日の具体的勤務状況等については、部隊運用の細部にわたるものであるので、公表を差し控えたい。

職名	階級	氏名	備考
防空指揮群司令	空将補	藤岡 禎興	府中の航空作戦管制所の運用を担当する部隊の長
北部航空方面隊司令官	空将	木暮 丞一	
北部航空警戒管制団司令	空将補	鈴木 至	
北部防空管制群司令	一等空佐	溝口 博三	三沢の防空管制指令所の運用を担当する部隊の長
第十八警戒群司令	二等空佐	村田 邦治	稚内の防空監視所の運用を担当する部隊の長
第二十八警戒群司令	二等空佐	泉 正明	網走の防空監視所の運用を担当する部隊の長

(四) 行方不明になつた外国籍の民間航空機の救難を目的とする災害派遣のため海上自衛隊が艦艇を運用した前例はない。

第二十六警戒群司令	二等空佐	菅原 敏	根室の防空監視所の運用を担当する部隊の長
第三〇二飛行隊長	二等空佐	光吉 達幸	千歳基地
第二〇三飛行隊長	二等空佐	井藤 重雄	同右
第三飛行隊長	二等空佐	小川 正巳	三沢基地
第八飛行隊長	二等空佐	市来 徹夫	同右
いしかり艦長	二等海佐	中河 道春	昭和五十八年九月一日根室沖に災害派遣
ゆうばり艦長	二等海佐	齋藤 公則	同右
おおい艦長	三等海佐	青山小一郎	同右
おうみ艦長	一等海尉	藤本 恵	同右
ふくえ艦長	一等海尉	森村 滋	同右
保安管制気象団保安管制群飛行管理隊長	二等空佐	鳥山 哲男	入間の航空機移動情報業務(A M I S)を担当する部隊の長
航空救難団司令	空 将 補	森本 雅隆	入間の救難調整所(R C C)の運用を担当する部隊の長

昭和六十年六月二十四日 参議院会議録第二十二号

九一四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京三三三二六六(代)

定価 一部
三三〇円